

326

211

戰時  
國地  
方資  
料  
第六輯

內務省地方局

始



326-211



戰時  
地方

地方資料

第六輯

內務省地方局

寄贈本

大正  
7.4.11  
寄贈



凡例

一、本輯收むる所二篇一は専ら交戦諸國の社會生活に關する狀況并に之か施設に對する報道及論評を蒐め二は主として佛獨に於ける農業問題を採録し更に佛國セーヌ縣の財政に關する一章を加ふ。

一、顧ふに國家の基礎を鞏固にし以て其の堅實なる發達を期するは中流階級の力に待つもの特に大なり。隨て常に之か扶持に懈らざると共に更に進んで國民の多數を占むる下層民を庇護し之を向上せしめかく其の所を得せしむるに努めざるへからず。交戦

凡例

一

凡例

二

諸國か銳意之か施設に腐心せるもの蓋し故なきにあらず。本篇は即ち其の一斑を録し以て聊其の努力の跡を窺ふの資とす。

一、農業に關する各章は事の經濟事情に論及せる部分多きを以て特に之を一篇とす。是れ亦社會問題に關聯して講究を要すべき事項に屬す。

一、各篇更に章に分つ。序を逐ひ以て閲讀の便を計れるのみ。

大正七年三月

内務省地方局

目次

第一編 社會問題

一頁

第一章 戦争と獨逸の社會政策

一

第二章 戦時に於ける佛國公立職業紹介所

六三

第三章 戦時巴里質局の成績

八七

第四章 佛國の人口繁殖策

一〇八

第五章 獨逸帝國產褥救助

一三八

第六章 獨逸に於ける母親及乳兒保護

一七六

委員會

一七六

第七章 英國勞働者の浪費

一八二

目次

一

目次

第八章 戦時英國に於ける生活状態 ..... 二〇七

第九章 獨逸兩國に於ける戦時の生活状態 ..... 二四六

第二編 佛獨の農業及財政 ..... 二六三

第一章 戦時に於ける佛國農業状況 ..... 二六三

第二章 獨逸農業問題 ..... 三〇三

第三章 佛國セーヌ縣債の募集 ..... 三一四

戰時地方資料 第六輯

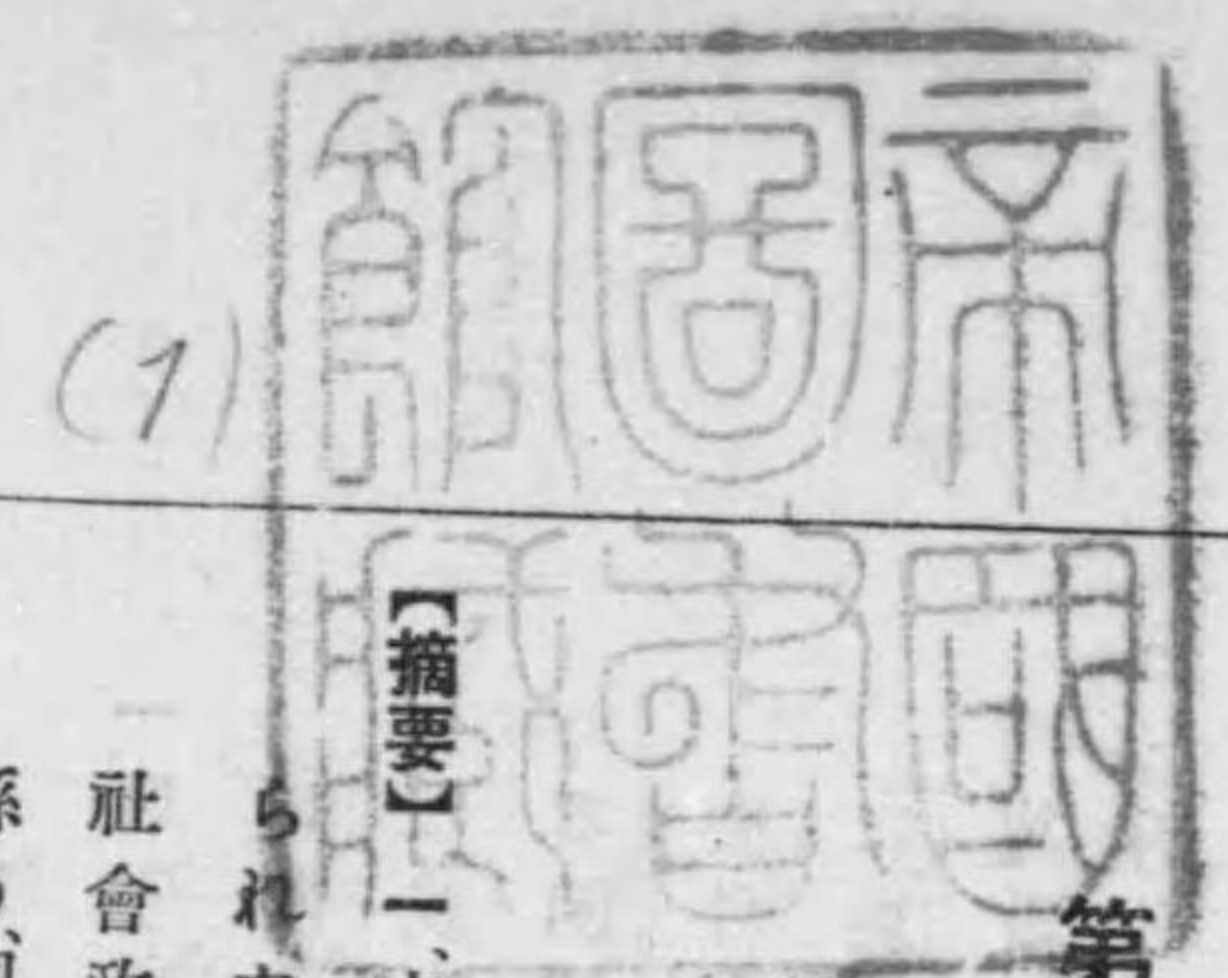
第一編 社會問題

第一章 戦争と獨逸の社會政策

(獨逸ワルデマール・チムメルマン博士著、抄譯)

【摘要】本篇は獨逸に於て『戦争と國民經濟叢書』の第四編として發刊せられたる伯林大學員外教授ワルデマール・チムメルマン博士著『戦争と社會政策(社會的武裝)』[Krieg und Sozialpolitik (Soziale Kriegsrüstung)]の抄譯に係り、同國に於ける社會政策の成績及効果を明かにすると共に、戦争と社會政策との相互の關係に於て最も顯著なる點を指摘し、以て同國の社會

第一編 社會問題



(7)

政策が國民の武力抵抗力に對して如何なる功績を顯はしたるかを審かにしたるものなり。

一、戦争は一國の國民が平和時代に於て軍事上、精神上、經濟上等、生活上の一切の要件に關して思考し創作し組織し努力したる所を判定すべき好箇の試金石なり。戦争に於て勝利を博せむと欲せば、忠勇にして且如何なる困難犠牲をも敢て懼れざるが如き強き國民を必要とす。而して此の要件を完全に具備せしむるものは、實に社會政策に外ならず。蓋し近代に於ける社會政策は、民衆の肉體及精神を發達せしむべき一切の原則及施設を總稱するものにして、其の目的とする所は、民衆の生活力、勤勉心及活動力を増進し、其の國家觀念を旺盛ならしめ、純潔なる道德的自覺心を促し、以て彼等をして最良なる國民として國家及經濟的共同團體の爲に最大なる價值を發揮せしめむとするに在れば也。

一、戦前獨逸に於ては社會政策に對する非難の聲甚からず。殊に軍人社會

(2)

(3)

に於ける社會政策反對論は最も激烈を極め、ゴルトツ將軍の如きは、『軍隊に對して最も多くの兵を供給すべき民衆の柔弱となり、其の素質の不良となりたる責任は、主として之を獨逸の社會政策に歸せざるべからず』と痛論したり。

一、此等の軍人論客は、徒に軍隊に於て購讀する日刊新聞、反社會政策に關する文書等の論ずる所のみを聽從して、毫も社會政策の民力増進上及國家擁護上に及ぼす効果如何を究むることなかりし也。

一、然るに開戦以來經驗したるの事實は、獨逸社會政策の眞價を證明し、數多の批評家をして、其の悲觀説の誤れることを表白せしむるに至れり。實に獨逸の社會政策は、參謀本部、帝國銀行及鐵道と等しく、獨逸國民の優勝なる武裝に對して貢獻したるの偉大なる功績を誇ることを得べき也。

一、今社會政策の効果を一瞥せむに、労働時間の制限、作業法の改善、傷害豫防、負傷者應急、施術、分娩、齒牙疾患、結核病等に對する醫師の手當、住宅改良等

(4)

(5)

(6)

の施設は、獨逸社會的衛生の發展を促し、民衆の健康状態及生存期間に對して効果を及ぼしたる所、測り知るべからざるものあり。

五 疾病保險創設以來、民衆の健康回復の爲に支出せられたる金額五十億馬克、傷害保險の支出したる治療費及生活費の補助たるべき傷害年金二十億馬克、老癆保險の支出したる治療費及老癆年金二十七億餘馬克の巨額に及ぶ。其の他、地方保險所が結核豫防、住宅改良等の一般福利事業の爲に支出したる金額、亦鉅大なるものあり。而して其の効果は極めて良好にして、結核患者死亡率の如きは三十年以前には一萬人に付三十人を下らざりしが、現今は十四人に減退したり。

六 獨逸に於ける死亡率は、一八七〇乃至一八八〇年の十年間に於ては人口一萬に付平均二八八を示したりしが、社會政策の發達に伴ひて急速なる減退を來し、一九〇〇年乃至一九一〇年の十年間に於ては一六四を示すに至れり。普國に於ける乳兒死亡率の如きは、一八七〇年乃至一八八〇

(7)

(8)

年に於ては公生兒生産千人に付一九五なりしに、最近十年間に於ては一五八に減少せり。

七 獨逸に於ける民衆の生存期間は、主として社會政策の影響に因り約三箇年の延長を見たり。而して之が爲に獨逸國民經濟力の増加せる年額は、十六億乃至十八億馬克に上るべし。

一、其他、労働者の健康及活動力の増進に伴ひ徴兵合格者の増加せること、其の政治的經濟的地位の向上に伴ひ國家觀念の旺盛となれること、其の社會的組織能力及共同心の發達せること等も、亦社會政策の効果として大に稱揚せざるべからざる所に屬す。

\*

\*

\*

一 戦争は社會的検査人なり

戦争は偉大なる検査人にして、一國の國民、其の軍事的、精神的及經濟的方面

八  
九  
十  
十一  
十二  
(9) (10)

の指導者竝に國民の種々なる階級が、平和の時代に於て、生活上の一切の要件に關して、創作し、思考し、組織し、養成し、努力したる事柄を試す、好個の試金石なり。戦争は純正なるもの、健全なるもの、及有爲なるものに對すると等しく、虚偽、平凡、及無爲なるものに對しても、共に其の真相を曝露し、而して國民の基礎良く整ひたる所に於ては、其の道德力をして、豫想以上に發揮せしめ、之に反して社會的、道德の修養、缺如せる場合に於ては、暗裡に潜在する本能、及欲望をして、恣に其の光芒を逞うせしむ。戦争は又古來未曾有の新問題を人類に向つて提出し、之に依りて各國民の制度、元氣、及才能の程度を試験し、頽廢に傾けるもの、輕卒なるもの、及邪路に陥りたるものは、之を自滅せしめ、誤れる思想、及數多の空想的理論は、忽ちに之を排斥し去り、確かなる事實、及從來世人に嘲笑輕侮せられたるが如き、幾多の眞理に對しては、一切の横議を排して、其の貫徹に助力するものなり。

文豪シルレルの戯曲メッシナの新婦(Braut von Messina)の一節に曰く、

戦争の意  
を討ね  
るに當つ  
ては、生  
きては問  
題

「人類の擾亂者たる戦争と雖、また敢て輕蔑すべきものにあらず。

戦争は力を發現せしめ、一切の事物を異常の域に向上せしむ」と。

文明國に於ける社會政策の主義、及施設に關しても、亦戦争は、此の如き検査人、又は警醒者として、之を認むることを得べし。而して斯る戦争の意義を討ぬるに當りて、必然生ずべき問題は、凡そ次の如きものなりとす。

- 一、戦争——現時の歐洲戦争——は如何なる社會的、特殊の前提を有するか、又如何なる社會的状態、及發達が、直接戦争の勃發に與つて力ありしか。
- 二、如何なる社會政策上の條件、社會改良事業に對する努力、若くは怠慢が、國民の戰鬥力に有利、又は不利なる影響を及ぼすか。就中獨逸の社會政策は、此の點に於て如何なる積極的、及消極的動機を呈示するか。
- 三、現時の戦況は如何なる社會政策的新現象、及新要求を齎すか、又此の新聞題は如何に之を解決すべきか。
- 四、戦争は如何なる社會的變遷、及結果を誘致するか。



社會政策上の諸問題にして、『國家及國民發展の危機』即ち『戦争』と密接の關係を有するものは、總て前記の問題中に包括せらる。而して斯の如く多岐に亘れる問題を詳細に攷究するは、本書の目的とする所にあらざるが故に、這は他日に譲る事とし、茲には唯だ戦争と社會政策との相互の關係に於て最も顯著なる點のみを指摘し、以て獨逸の社會政策が國民の武力及抵抗力に對して如何なる功績を顯はしたるかの一問題に答へむと欲す。故に本書に於ては、獨逸國民の武力及財力の對象たるべき社會的武装 (Soziale Kriegsrüstung) に就きて、其の消息を窺ふことを得べし。

戦争と社會政策との間には一定の聯絡及相互作用存すといふの説は、決して無益の空論に非ず、實に一切の國民文明と内治政策とに對して至大の價値を有する重要な根本問題なり。蓋し近代に於ける所謂社會政策は、民衆の肉體及精神を發達せしむべき一切の原則及施設を總稱するものなれば也。社會政策は世運の進歩に伴ひ益々激増すべき窮迫の民衆を保護して、其の肉體

竝に精神を健全ならしめ、其の生活力及勤勉心を増進し、權利義務の共同團體たる國家に對する彼等の觀念を旺盛ならしめ、以て純潔なる道德的自覺心を向上せしめむと欲するものなり。之を要するに、近代の社會政策の目的は、民衆をして、其の活動力を増進し、尙最良なる市民として、國家及經濟的共同團體の爲に最も大なる價値を發揮せしめむとするに在り。斯の如く民衆問題を解決するに於て、始めて近代の社會政策は戦争と交渉するの意義を有するに至るものとす。蓋し今日の戦争は、往昔の如く主權者の發意に依るものに非ずして、全く國民の意思に依て生ずるものにして、此の如き國民戦争に於ては、民衆の能力體力竝に道義心の如何は最高指揮官の才能と相待つて勝敗を決するものなれば也。『將は、戦鬪を指揮し、勝敗は兵に依る』とは、キッチナー卿の名言なり。我獨逸の將軍は、常に中立國の觀戰者に、戰場及家郷に於て活躍する民衆の非凡の態度を指示して、此の如き國民は、決して征服せらるべきものに非ずとの確信的斷言を爲したるが、這は彼のキッチナー卿の名言と其の意

義を同うするものなり。

戦争に於て勝利を博せむと欲せば、忠勇にして且如何なる困難犠牲をも敢て恐れざるが如きの強き國民を必要とす。之に對する豫備條件としては、國民の微細なる根柢に至るまで極て健全ならざるべからず。而して此の豫備條件を完全に具備せしむる事は、即ち民衆の爲にする社會改良事業の目的にして、其の目的を達すべき主要なる方法を擧ぐれば、曰く人の經濟、民力の増進、國家觀念の養成是なり。

## 二 民衆保護に對する軍政上の疑懼

社會政策の本質及效果に關して前述の如き解釋を試みたる専門的批判家は、戦争開始以前に於ては、未だ一人も之あるを聞かざりき。

戦亂勃發前數年、獨逸に於ては、『我が職工民衆に對する社會的保護政策は往々にして其の度を失せるものあり、故に帝國政府は宜しく之に關する立法を中止するか、若くは少くとも一時其の手を控えざるべからず』との議論熾

社會政策  
反對論

其の理由

烈を極めたり。其の理由とする所を観るに、曰く、『社會政策は帝國の工業を甚しく壓迫し、爲に其の外國に對する競争能力を傷害す』或は曰く、『社會政策は幾多の監督法令又は制限を設けて事業心を萎縮せしめ、爲に帝國の經濟的勢力の發展を阻害す。就中社會政策は労働者階級に對し決して有益なる影響を及ぼすものに非ず』と。又曰く、『元來労働者は自己の勤勉及節約に依りて自ら其の運命を開拓すべきものなるに、社會政策は反つて彼等をして徒らに國家及傭主の保護に狎れしむ。彼の労働者社會に取りて便宜なる疾病及傷害保険は、彼等をして徒らに苟且偷安の念を生ぜしめ、邊陲の地に至るまで普及せる労働者保護の設備は、反つて彼等の懈怠心を助長し、工場に於ける衛生上及災害豫防上の設備並に就業法の改良に對する彼等の欲求をして無限の程度にまで増長せしむるに至る。獨逸の社會政策は徒らに労働者を庇護して其の心身を益、薄弱ならしめ、同時に彼等の國家社會に對する借越心を益、増長せしむるものなり。其の弊や既に斯の如し。然るに尙ほ此の上に

労働者保護  
の關する  
論

も彼等労働者は參政運動、職工組合運動の如き不穩の運動を開催して、絶えず國家社會の秩序を紊亂し、終に之が廢滅を期待するものなり」と。  
社會政策上の労働者保護に對する非難の聲は、此の如く甚だ激烈なるものありき。而して此の問題は終に開戦前の冬期議會に於て盛に論争せられ、温良労働者保護及社會民主黨暴政征伐なる警語を唱へて、職工組合に對し有力なる衝突戰の行はるゝを見るに至れり。

工業家及其の選出代議士の労働者に對する如上の争は、殆ど孤立の状態にて之を爲さざるべからざるの時に際し、社會政策全般に亘りて反對する者及労働保險並に労働者保護法の反對者は、又齊しく起つて「社會政策の有害なる影響」に對する論戰を開始し、一種の種族論者(Rassentheoretiker)及軍人社會より有力なる聲援を得たり。

労働者保護  
の關する  
論

近代の戦争には大軍を動かすの必要あることを感じ、又西比利亞滿洲軍及バルカン戦争に依り、戦争の禍害及持久に關する新知識を得、終に「未來の戰

戦術家バ  
ルクの意  
見

争』(Krieg der Zukunft)なるものを案出して世に知られたる軍事専門著述家の如きも、亦社會政策に對して憂慮を懷き、世に警告するに、現代の文明人は此の如き大戦争の要求に對しては増、不適當の者となるならむ。故に柔情なる生活に慣れ肉體及精神共に抵抗力の衰へたる現代人をして、更に益、之を衰へしむるが如き施設は、一切之を避けざるべからざる事を以てせり。又、バルクの如き有名なる戦術家は、意見を述べて曰く、「吾人の看過すべからざる一事は、現時我邦軍人の素質が戦争の印象に對して非常に敏感となれること是なり。生活狀態の益、改良せらるゝ事は、徒らに自己保存慾を昂めて犠牲心を減少せしむ。時代精神は戦争を以て一種の避け得べき禍害と看做す。這は直接に死に對する恐怖心を増すものなり。現代の急忙なる生活法は、神經を衰弱せしめ、往時に於けるが如き熱狂心、宗教的及國民的敵愾心を消耗し、終には更に體力を減衰せしむるに至れり」と。

此の外、フォンブルトメ及ベルンハルダーの二將軍並に奥國參謀本部長コン

ラード・フォン・ヘッツェンドルフの如き軍人理論家も亦同じく、久しき平和的文明の齎し來れる頽廢的結果に就いて歎息し、殊に男爵・フォン・デア・ホルツ、元帥の如きは、其の『武装せる獨逸國民』と題する著書の最新刊第三版に於て、無遠慮にも『軍隊に對して最も多くの兵を供給すべき民衆の柔弱となり、其の素質の不良となりたるの責任は、主として之を獨逸の社會政策に歸せざるべからず』と痛論したり。

總て此等の軍人論客は、軍隊に於て購讀する日刊新聞の論說、工業又は農業に従事する朋友知己の意見若くは最近の反社會政策に關する文書の論ずる所に聽從して、『社會政策は元來國民活動力の増進を圖るべきものなるに、却つて唯だ柔弱なる國民の養成にのみ努力し、其の結果増、労働者をして難業に堪ふるの能力を失はしめ、且つ一切の疲勞事業を嫌惡せしむるに至らざれば已まず』との偏見を懷くに至れるなり。又斯る偏見に隨伴して更に次の如き意見は往々世上に流布せられたり。即ち如上の保護政策は、政府をして猶

此の上にも欲求飽く所を知らざる民衆に媚び諛はしむるの傾向を生じ、社會民主黨の勢力を益、増長せしめて以て労働者階級に不遜の精神を扶植し、延いては軍隊の規律を破壊するの危険を生ぜしむと云ふが如きの議論是なり。

### 三 真正の社會政策

如上の論者輩は、獨逸の社會政策に於ては、弱者に對して保護を與ふべき義務の觀念の外、更に他面に於て男工、女工及其の妻子の羸弱となり、若くは疾病に罹り、或は不具癱疾となるを防止し、彼等が所謂弱者となるに先ちて業務上の傷害を豫防し、彼等をして出來得る限り永く其の健康と労働能力と勤勉心とを保持せしめ、以て従前の如く餘りに早く不具癱疾の爲、徒らに貧民救助を受くるが如きことなからしめむとする思想の、益、勢力を占むるに至りたることを自覺せざりし也。又彼の軍人社會に於ては、労働、保險が決して國家の恩惠物に非ずして、實に一個の大規模なる庶民貯蓄金庫(Volksparkasse)とも稱すべきものなることには、毫も想ひ及ばざりし也。此の所謂一大庶民貯蓄金庫

たるや、昔時癡兵が樂器を彈奏し、路上を徘徊して世間の惠を乞ひたるが如きの悲惨なる運命に陥らざらむ爲に、労働者が傭主と共同し、平素自己の勤勞に依りて得たる收入の一部を割き、時を定めて之を醸出し、而して其の一朝疾病に冒され、若くは不具癡疾と爲りて業務に就く能はざる場合に於て、労働癡疾者若くは労働退隱者として自己の勤勞及權利より生ずる衣食費を得む爲に貯金し置くものに外ならず。

正義の支持者たる國家をして、遂に自發的に社會改良政策を行ふの已むなきに至らしめたる大原因は、全く人道及政治上の必要より出でたるものなるが、而かも世人は毫も此に注意せざりし也。憲法上、凡ての獨逸國民が法律に對して平等となり、優越なる階級の存在の認められざることとなりてより以來、又經濟的發展上労働民衆を以て國家竝に國民の基礎と爲すに至りてより、労働者階級と資産者及企業者階級とは同等の權利を有すとの原則は、労働者階級をして昔日の如く拘束せられたる奴隸に非ず、自由にして而かも共

○國家的社會政策實行の原因

○國家存立の要件

同の責任を有する市民として、經濟社會及國家の裡に生存し得るの途を開拓すべきことを促したり。労働者に對して凡ゆる權利を附與し、義務を負擔せしめ、之を社會の必要缺くべからざる一分子として、益々完全に國家組織の中に存立せしむることは、近代國家の存立上最も重大なる根本要件の一なりとす。而して此の要件は、國家が其の工業政策及農業政策を以て企業者階級の利益を保護すると同様に、労働者階級に對する所謂社會政策に依りて漸次之を完備することを得べき也。國家の安固、即ち國威を保つ、の要件は、實に國民の凡ゆる階級が國家と親密に結合すといふの觀念に存するものにして、若し之なくむば、如何なる戰略も將た如何なる戰術も、到底其の用を爲すべきに非ず。此の如きの觀念は、唯だ一切の國民階級が國家を認めて正義の保護者なりとし、又國家生存上利益の増進者たり擁護者なりと做す場合に於てのみ旺盛と成ることを得べし。而して斯る觀念を労働者階級の間、に旺盛ならしむることは、即ち從來及今後を通じて、獨逸社會政策の最も主要なる使命たるな

○獨逸社會政策の使命

り。戦争に對して社會政策の齎すべき軍事的價値を正當に評價せむと欲せば、須らく先づ獨逸の社會政策が如上の見地に於て努力せられ且施設せられたる事を認識せざるべからず。社會政策の價値を決定するの關鍵は、實に此の點に在て存す。單に被保險者の意思放漫となること、勞働者が徒らに國家の保護をのみ期待し又は其の保護に狎るゝこと等の如き偶發的隨伴現象のみを認めて、社會政策の能事なりと做すが如きは、是れ謬れるの甚しきものと謂はざるべからず。此の如き弊害は、何れの社會職業界に於ても自ら發生するを免かれざる所にして、這是畢竟人間の通性なり、決して勞働者保護政策の特産物には非ず。

戦争前獨逸の勞働者保護に關し、軍政上の見地より兎角批評せられたる論議に於いては、社會政策の民力増進上及國家擁護上に及ぼす効果を明らかに認むる所なかりき。然るに戦争開始以來九箇月間に於て經驗したるの事實は、多數の批評的理論家をして啻に其の口を箝せしめしのみならず、彼等の悲

獨逸の社會政策の眞實なる價値を戦争に依りて證明せらる

獨逸の優武なる社會政策と

觀説の誤れることを告白せしむると共に獨逸社會政策の偉大なる効果が民衆の勇武及愛國心に於て豫想外に發揮せられ、其の炳乎たる光明に依りて、彼等が嘗て懷抱したりし杞憂の雲散霧消せしことを表白せしむるに至れり。實に獨逸の社會政策は、參謀本部、帝國銀行及鐵道と等しく、獨逸國民の絶大にして優勝なる武裝に對して貢獻したるの偉大なる功績を誇ることを得べき也。

此の功績に就ては、更に我國民の肉體的及精神的の狀態竝に其の社會組織上の準備に關し、觀察研究したる所を述べて之を證明する所あらむとす。

#### 四 國民の健康と社會政策

第一に述べべきは、社會政策に依りて國民の體力及健康狀態が如何に發達したるかといふの問題是なり。

國民の肉體的健康狀態に於ける凡ゆる改良は、勿論悉く之を社會改良及勞働者保護の効果のみに歸すること能はず。勞働時間の制限、作業法の改善等

が労働者の健康状態及生存期間に對して直接如何程の効果を及ぼしたるか  
は、之を測定すること極めて至難なり。蓋し這は労働者の身體の素質及業務外  
の生活状態にも亦至大の關係を有するを以てなり。而かも労働者保護及勞  
働保險が民衆の健康増進に對して間接の關係を有するとは争ふべからざる  
所にして労働者の健康及清潔を重んずべき氣風の涵養、衛生的智識の普及、保  
護條令、監督法規、傷害豫防施設、輕微なる負傷に對する専門家の應急施術、疾病  
保險金庫の豫防的事業又は分娩、齒牙疾患の場合、傳染病の蔓延、結核性病症の  
兆候あるの場合等に於ける急速なる醫師の手當等、凡そ此等一切のものは相  
合して、獨逸の社會的衛生の發展を促したる也。而して這は單り工場 (Fabrik)  
及仕事場 (Werkstätte) のみに止まらず、労働者の私宅生活に至るまで、極めて良好な  
る影響を及ぼしたり。勿論労働者の住居状態は尙ほ甚だ不良なるものである  
が爲に、折角の勞務及生命に關する保護も、未だ以て十分なる効果を收むる  
に至らざるの憾なしとせず。此の點も亦社會政策上夙に着眼せられ、聯邦各

國は住宅保護法を制定し、市町村は住宅改良に必要な諸般の施設を怠らず、  
更に癡疾保險所 (Invalidenversicherungsanstalt) の如きは、多額の資金を供給して低  
廉なる衛生的小住宅の建築を奨励し、以て漸次に不良住宅の掃滅を期しつゝ、  
あり。

##### 五 社會的保險及人命保存 (Menschenhaltung)

國民の保健上に及ぼせる社會的保險の效果如何を知らむと欲せば、先づ其  
の費消したる金額に就て一瞥するに如かず。

戰亂勃發の當時、疾病、被保險人の數は實に二千萬人の多きに及び、其の内男  
子は千五百萬乃至千六百萬人を算したり。而して千九百二十二年に至るまで  
年々六百萬以上の疾病事故に對し、公共の強制疾病保險金庫に於て、發病後直  
に専門醫の治療を施せり。若し此の設備なかりせば、此の内の大多數は醫術  
の恩恵に浴すること能はずして久しく病苦に惱みしならむ。加之患者及其  
の家族は又其の患者の平均病氣缺勤日數たる八日乃至九日間、保險の恩恵に

依りて更に經濟上の援助をも受くることを得たる也。疾病保險法の施行せられし以來、即ち千八百八十五年より千九百十二年の末に至るまで、無資産なる民衆たる労働者及事務員並に其の家族に對し、上述の如く其の健康回復の爲に支出せられたる金額は、實に總計五十億馬克(一馬克は凡五十錢)の巨額に達し、其の疾病事故總數一億五百萬件を算せり。若し此等の患者に對して何等の保護を與へざりしとせむか、其の労働能力の永久破壊及其の家庭の困窮墮落測り知るべからざるものありしなるべし。尙同期間に於て傷害保險及廢疾保險の兩事業より、主として治療費の形式を以て支出せられたるもの三億七千萬馬克、前者の分一億五千三百萬馬克、後者の分二億一千萬馬克に及ぶ。此等出費額の外尙ほ傷害保險同業組合(Unterfallversicherungsanstalt)の傷害豫防施設完成の爲に支出したる二千五百萬馬克、及病院保養所の經營、結核、酒精中毒、花柳病の豫防、衛生思想普及等の爲に支出せられたる一切の費用も、亦同じく損傷せられたる生活力並に労働資本の確保及回復の爲に使用せられたるものなり。

疾病保險

疾病保險の支出の總額

傷害保險

傷害保險の支出の總額

老衰及廢疾の支出

傷害年金支給額  
 廢疾年金及老衰年金支給額

尙ほ労働保險の労働者に對する經濟的保護の大なる功績を挙げざるべからず。即ち傷害保險に加入せる労働者及事務員は二千五百萬人に及び、傷害を受けたる者に對し、生活費の補助として千九百十二年までに支給したる年金實に二十一億五千萬馬克を算す。又老廢保險の恩恵に浴せる人員は千六百萬人にして、老衰又は不具廢疾となりたる者に對し、其の老を養ひ若くは半生の餘命を支ふべき貴重なる資として支給せられたる廢疾年金及老養年金は、二十五億萬馬克の巨額に及べり。千九百十三年の初頭以來、更に廢疾保險に加入したる事務員俸給年額五千馬克以下の者の數二百萬人を算し、其内數千人は既に治療の恩恵に浴せり。労働者の身體の健康は、其の經濟上の健否如何に、密接なる關係を有する所にして、僱主の助力に依りて完全に行はるゝ此の種の強制的貯金は、國民の社會的活動力を維持する上に於て至大の意義を有し、最下級社會に於ける労働不能者の經濟上の困窮及墮落を救濟するに與つて大に力あるもの也。獨逸に於ける労働者の状態と、英國に於ける労働



不能者が、今尙社會に於ける無告の窮民として群を爲して彷徨し、大に救貧廳に煩を及ぼしつゝあるの狀況とを對照せば、蓋し此の間の消息を明にすることを得べし。

労働保險創設以來千九百十三年末に至る約三十年間に於て、被保險者が傷害を受けて労働不能となりたる期間、本人及其の家族一億二千萬人に對し、其の既得請求權に依り社會的保險より支給せられたる金額總計十一億馬克は、假令其の程度こそ異なれ、無數の労働者家族をして其の經濟的社會的生存の基礎を確立せしめ、其の窮迫狀態を救済したる事に依り、労働者階級は勿論、延いて又全國民の生活狀態に有效なる影響を與へたること疑ふべきの餘地なし。蓋し労働保險は總て各種の保險と等しく、節約、克己及思慮周密等の道德的觀念を誘致するものにして、ツァーン著「獨逸に於ける社會的保險の效果」三八頁を參照すべし、其の金錢上の援助の外、其の民衆生活狀態の安固に及ぼす道德上の效果亦鮮少ならざれば也。

傷害を受ける被保險者及家族の救済費支給額

労働保險の道德的効果

地方保險所と結核豫防

結核豫防

民衆の經濟的社會的地位の安固が、労働保險及労働者保護に依りて高められたる社會的衛生の發達と相待つて、國民の生活能力及労働能力に對し如何なる効果を齎らしたるか、或は少くとも早時に於ける身神の疲憊及障礙を如何程豫防し得たるかを知らむと欲せば、從來社會に現はれたる二三の特殊なる現象に就き、直接數字に照して之を考察するを要す。今試みに結核豫防に關し、既に二十五年以來地方保險所(Landesversicherungsanstalten)の有力なる援助の下に組織的に行はれたる醫術上及社會上の保護事業に就いて觀察せむに、地方保險所は千八百九十七年より千九百十三年に至る十五年間に於て、大規模なる結核豫防施設の獎勵、百四十七箇所の國民療養所(Volkshelanstatten)、百三箇所の小兒療養所及百十四箇所の林間保養所の建設、千五百箇所の結核病者相談所(Auskunftsstelle)及救護所(Trinsorganstalt)の經營に要する諸費として一億七千五百萬馬克を支出したり。而して其の効果は極て良好にして、結核患者死亡率は著しき減少を示すに至れり。普國に於ける實例に徴せむに、同國に於け

る結核患者の死亡率は三十年以前には一萬人に付三十人を下らざりしが、現今は十四人に減退したり。就中生産能力及防衛力を具備する十五歳以上の年齢階級に在る者の體質は、著しく其の抵抗力を増すに至れり。今や全獨逸國の平均結核死亡率は、ニーデルドイチュ、アングルザクセン民族の比較的良好なる状態に接近し來れり。即ち白耳義、丁抹、和蘭及英國に於ては、人口一萬人に付十三人乃至十五人の結核死者あるに對し、我國のものは十五人乃至十六人を示す。されど勿論吾人は將來益、此の豫防事業に關して大なる努力を怠るべからず。何となれば結核は今日に於ても尙ほ我邦の男性の精華を減殺し、手足と頭腦、或は器具と劍戟とを以て、祖國の爲十分なる活動を爲し得べき幾千萬の壯者を、恰も疫病神の如く奪ひ去りつゝあるの状態に在ればなり。千九百十三年十月二十三日伯林に於て開催せられたる第十一回萬國結核豫防會議の席上に於て、内務大臣、デルブリュック博士は、告白して曰く、「獨逸に於ては今尙遺憾ながら一般死亡者の十分の一、又働き盛りの年齢に在る死亡者

住居問題

の四分の一は結核の爲に斃れ、又工業、鑛山業及建築業に従事する三十五歳未満者の死亡原因は、其の半數以上之を結核病に歸せざるべからず」と。  
我軍政家及種族論者にして、徒らに佛國の徵兵官の發表する結核統計を獨逸の陸軍衛生統計と對比するをのみ事とせず、一たび前掲の如き數字を見るに至らむか、彼等が労働者保護、社會衛生上の施設及労働保險の出費額を過多なりと做すの説の、全く謬見なりしことを悟り、民衆に對する生活上の保護を一層盛ならしめ、就中更に一步を進めたる社會的住居政策の必要なることを認識するに至るべし。蓋し住居状態と結核とは、社會的、雙生、兒なり。固より我社會政策に於ては、夙に國民の衛生上住居問題に重きを置けり。唯だ個人的經濟關係より生ずる支障の餘りに大なる爲に、未だ十分なる實績を擧ぐるの機運に至らざるのみ。而かも假令此の支障に對して直接突撃を試みず、主として迂回的方法に依りたりとはいへ、無資産者住居状態の改良に關して大なる努力を怠らざりし事は、次の事實に依りて明に之を證し得べし。即ち

社會的、地方保險所は、住居状態改善獎勵の爲、千九百十三年末に至るまでに四億八千三百萬馬克を、公益的建築企業に對し、最も有利の貸付條件を以て提供せり。這是地方保險所が一切の社會的生存要素及障礙に對して如何に周密なる注意を拂ひ、又其の被保險者に對して支給すべき數億萬の金額の外、更に民衆の福利を増進すべき事業の爲に、數億萬金(地方保險所が保險金及住宅建築費の外、尙一般福利事業の爲に支出したる金額は千九百十三年までに五億六千二百萬馬克に上る)を支出するに躊躇せず、自ら卒先して斯業に對する範を世上に示しつゝあることを語るに足るもの也。

帝國事務員保險(Reichsversicherung für Privatangestellten)も亦既に其の資本の一部分を公益的建築事業に對し二番抵當として貸付を爲す事に着手したり。此の如くにして社會的保險所は、帝國例へば最近に於ては二千五百萬馬克の抵當貸付を爲せり。聯邦各國普國に於ては千八百九十五年以來一億八千萬餘馬克を官吏舍宅の爲に支出したり。郡市町村及建築組合の努力せる衛生的小家

屋建設事業に對して有效なる補充を爲しつゝあるなり。

舊來の『弱者保護(Schutz den Schwachen)』と云ふ警語に對し、近來流行し來りたる『弱くなる事に對する保護(Schutz gegen Schwächung)』なる語が如何なる効果を齎らしたるか、は、結核病の例に依りて更に明白に之を知ることを得べし。凡そ一國民の生存力(Lebenskraft)を判定する爲に一般に用ひらるゝ標準は、生産能力及防禦能力を具ふる十五歳以上四五十歳迄の者の平均死亡率なり。之を積極的に換言すれば、平均生存期待(Lebenserwartung)即ち人生活動期間の豫想(die Aussicht auf weitere wahrscheinliche Wirkens- und Schaffenszeit)是なり。

此の國民死亡率が益、良好なる状態に進む事は、乃ち勞働者保護に關する立法及勞働保險の豫防的施設に依つて促されたる社會的衛生の發達及勞働者保護が、國民健康状態を確保し其の精力を増進したるの效果に對する最も確實なる證左に外ならず。

## 六 國民生存力の増進

死亡率の減少  
 普國乳兒死亡率の減少

獨逸に於ける死亡統計の狀況如何請ふ少しく之に就て觀察せむ。獨逸に於ては經濟及社會組織が漸次工業化せし初期千八百五十年より千八百八十年頃に至るまでは其の死亡率年を追うて増進したりき。即ち人口一萬に對する死亡數は千八百五十一年より千八百六十年に至る十年間に於ては二七八を示し千八百七十年乃至千八百八十年の十年間に於ては二八八に増加したり。然るに其の後營業監督及傷害保險の方面に於て大に社會政策上の施設を爲し各種の業務に對して數多の保護法令發布せられたるの結果千八百八十一年乃至千八百九十年の十年間に於ては工業は益々隆盛に赴きつゝあるに拘らず人口一萬に對する死亡數は反つて二六五に減退し千八百九十年以來獨逸社會政策の發達に伴ひ各十年毎に益々急速なる減退を來して二三五(自一八九〇年至一八九九年)一九七(自一九〇〇年至一九一〇年)及一六四(一九一二年)を示すに至れり。斯の如き死亡數の減退は主として乳兒死亡數の減少に歸するものにして是れ特に注目を要する所なり。而して普國に於ける乳

生存期待の増加率

兒死亡率は千八百七十年より千八百八十年に至る間に於て公生兒に在りては生産千人に付一九五、私生兒に在りては生産千人に付三五〇なりしに最近十年間に於ては公生兒一五八、私生兒二八五に減少せり。此の如き良好なる結果は労働者に對する社會政策の直接の效果なりとは稱すべからざるも、而かも周到なる産婦の保護及分娩の際に於ける疾病保險金庫の救助等が國力の泉源たる小兒の發育保護に對する最も重要な要素たる事は到底否定し難き所なるべし。乳兒死亡率の外成人の死亡率も亦大に減少したる事は洵に歡喜に堪へざる所にして其の生存期間は延長され其の生活力及抵抗力は著しく増加したり。殊に我國力の支持者たる男子の精力は大に増進せり。此の事たるや正に今日の世界的大戰争に於て我護國軍兵の卓越せる働き振が最も明かに其の事實を證明す。我國民殊に成人の年齢階級に在る者の生存力の増進せることは一般國民死亡統計表に徴して明なり。今該表に従へば生存期待(Lebenserwartung)に關する率は左の如き増加を示す。

Oyts Klankenkasse

男子

第一章 戦争と獨逸の社會政策

年齢	至一八七一年乃 至一八八〇年	至一八八一年乃 至一八九〇年	至一九〇一年乃 至一九一〇年	一八七一年乃至一八 八〇年以後増加率
男の乳兒	三五・五八	三七・一七	四四・八二	九・二
女の乳兒	三八・四五	四〇・二五	四八・三三	九・九
十五歳の男子	四〇・三八	四三・五四	四六・七一	四・三
十五歳の女子	四四・一五	四五・六三	四九・〇〇	四・八
二十歳の男子	三八・四五	三九・五二	四二・五六	四・一
二十歳の女子	四〇・一九	四一・六二	四四・八四	四・六
三十歳の男子	三一・四一	三二・一一	三四・五五	三・一
三十歳の女子	三三・〇七	三七・二一	三六・九四	三・九
四十歳の男子	二四・四六	二五・〇三	二六・六四	二・二
四十歳の女子	二六・三二	二七・一六	二九・一六	二・八
五十歳の男子	一七・九八	一八・四一	一九・四三	一・五
五十歳の女子	一九・二九	一九・八九	二一・三五	二・一

社會政策  
と國民衆の  
生存期間の  
延長

猶ほ此の事實の誤らざる事を證せむ爲に、ライプツヒの地方疾病保險金庫が千九百十年に發表したる勞働者死亡統計表を一覽するに於ては、勞働者の死亡率は同期間(一九〇〇年乃至一九一〇年)の一般死亡率と殆ど同一なる事實を示すのみならず、三十四歳迄は一般獨逸國民の死亡率よりも著しく良好にして、五十歳より始めて其の率を増せるの事實を確め得べし。

由是觀之、獨逸に於ける民衆の生存期間は、主として我社會政策の影響に因り、數年延長し、國民の生産能力及防禦力は、未だ大規模なる勞働者救済及社會衛生の施設なかりし三十年前に比し、平均凡三年の延長を來したりと謂ふべし。而して男子の働き盛りとも謂ふべき盛春の期間の増加は、即ち勞働能率に於ても、又調製費及經營費を償ふて剩ある『人たる機械』の純益に於ても、收得せらるべき國民經濟的利益に外ならざると共に、往時に於て兵役を終りたる男子が今日よりも一層迅速に死亡したる事あるに比し、兵役に堪ゆる男子の年齢に延長を來したるものと謂ふを得べし。

第一編 社會問題

## 七 國民經濟的過剩利益 (Volkswirtschaftlicher Mehrwert)

## 人の經濟 (Menschenökonomie)

世人は乳兒死亡に因る人力及富力の損失を國民經濟の借方に記帳すると同じく、生産的年齡即ち生業を営み得べき年齡に在る成人の、年々國民の爲に齎すべき經濟上の利益を、金額に換算せむと試みたり。

財務官ロッシュの如きは『活ける國民財産と死せる國民財産』と題する一論文(一九一四年出版、一般統計公報第二卷)に於て、現在獨逸人一人當りの平均費用價格を一萬五千馬克と假定し、人の經濟的價值及生産能力に於ける獨逸の全財産額を一萬億馬克と計上し、之に對して死せる物質及財寶たる物的財産を三千億馬克と見積りたり。今試みに此の人的財産を生産的事業に利用して收得すべき最低利益を五パーセントと假定するときは、生産的年齡階級が、假令僅に全人口の三分の一を占むるに過ぎずとするも、人間一代 (Generation) 人間一代の生産期間は獨逸に於ては三十年と假定す。即ち産兒の生存

獨逸國民の  
經濟力  
増加の  
シテ  
計算法

經濟力  
増加の  
額  
十六  
億馬克

他の  
計算  
法

期待年期四十四年八二より修學期間十五年を控除したるものなり)の間に於て生産期一年を増加するときは、殆ど百七十億馬克  $(\frac{1000^2}{2} \times 100)$  の過剩利益を齎すべし。然るに現時の生産的年齡階級にある者は、千八百七十年乃至千八百八十年の間に於けるものよりも平均三年長く生存し且生産し得るが故に、往時の一代間に於けるものに比すれば、三倍の利益即ち約五百億馬克の利益を得べく、之を三十年に割當つれば、毎年約  $\frac{500}{30}$  億馬克即ち十六億馬克以上の過剩利益を得ることゝなるべし。社會政策は夫れ此の如く今日の國民經濟力を一八七〇年代のものよりも遙に増加せしめたるなり。

我社會政策の爲に國民經濟力の著しく増加したることを一層明瞭に知らむと欲せば、更に他の計算法に依りて之を觀察するに如かず。獨逸に於て生産能力を有する國民約二千萬人は、該政策の效果に依てその活動期を一代間に約三年延長したり。今之を労働年數若くは日數に換算すれば、年數に於ては  $\frac{3 \times 20}{30} = 2 \text{mill.}$  (百萬) 即ち二百萬年となり、日數に於ては  $2 \text{mill.} \times 300 = 600 \text{mill.}$  (百萬)

即ち六億萬日となるべし。而して此の内には少年工及女工の勞働も加はり又病氣等に因る休業の時日をも包含するが故に、それ等を參酌して一日分の勞働價を約三馬克と假定するときは、一年間の勞働價は十八億馬克の巨額に達すべし。

此の數字はロッシュの計算法に依りて得たるものと、其の終局の結果に於て略、相近似せり。然れども這は唯直觀的の價値を表示したるに過ぎざると論を俟たず。若し夫れ後年國家有事の秋に至り始めて國民經濟上の實際に對して生産的價値を表はし得べき精神的活動を、家内工業に於ける女工若くは事務員の擧げ得べき作業能率と共に計算して、國民經濟的利益の總計を示さむとするが如きは、恐らく不可能の事たるべし。而かも前に示したる數字は、以て社會政策が國力を増進し國民の富を増加せしめたること如何に大なるものあるかを示し得て餘あるべし。右の數字に於ては、適當に養成補導せられたる勞働者が或る時期に於て發現する所の勞働能率及生産力増加の經濟的

効果は固より毫も之を表示せず。

#### 八 工業國に於ける防禦力の増加

我が社會政策が勞働力を高めて以て經濟上の貸方を増加したること大凡上述せる所の如し。吾人は更に進んで戦争と社會政策との關係を討ね、其の兵力に齎せる大なる成果に就て少しく觀察する所あらむとす。

工業の發達と兵の役發合格率の減退

工業の發達し、都會生活の益、盛となれる爲獨逸國民の兵役合格率に減退を來したりと云ふの非難は、吾人の從來絶えず聞知せる所なり。

工業が實際勞働者の防禦力に對して恐るべき影響を及ぼしたる事は從來其の例に乏しからず。曾てホルン將軍が(一八二八年)ライン地方に於て紡績及機械業の隆盛に伴ひ、其の地方に於ける壯丁検査の成績の不良となりたるを歎息せしは、歴史上有名な事實なり。而して猶其の後に於ても、合格統計は都會に於ける工業の發達に對する非難に益、力を添へしめ、終には我、邦壯丁の防禦力を維持する爲に工業の激甚なる發達を掣肘して寧ろ農業を保護せ

ざるべからずとの叫をして、益盛ならしむるに至れり。

兵の良否  
を決する  
の標準

國民の防禦力と其の職業との關係を論ずるは、極めて複雑なる問題にして、農業は健康上甚だ有効なる業務にして都會工業よりも優良なる壯丁を提供すと言ふが如き、單純なる理由を以てしては、到底之を解決し得べきものにあらず。蓋し兵の良否は、新に徵集せられたる兵役義務者の平均的體力及健康状態のみに依て決せらるべきにあらず。我軍制及兵器の改良益、技術的に複雑となるに隨ひ、更に精神の敏活、優良なる理解力、記憶力及技術的勤務に於ける敏巧を要すること愈、甚しきを加ふるに至るべし。而して此の如き精神的能力を有する壯丁を提供し得るものは、農業にあらずして寧ろ工業なり。殊に農業は今日に於ても猶我邦農夫の精神的竝に文化的生活に累を及ぼす所の外國労働者に依りて營まるゝこと甚だ多し。又兵力の強弱は今日の如く大軍の動員を要する時代に當りては、殊に募集し得べき新兵の多寡に依て之を決するを得べし。而して此の如き大群の壯丁は、農業を主とする國よりも寧

商工業國  
は多數の  
兵を得易

ろ主として工業及商業を營む國に於て容易に之を求むる事を得べし。商工業の盛なる國は、之を有機的天産物の限界に束縛せられ土地收穫漸減の法則に支配せらるゝ農業國に比すれば、その急速に増加する富の力と、世界經濟上に於ける製造原料及製造品取引關係の爲に、遂に多數の労働者を使用し一層豊富なる衣食の資を供給し得べき状態に在り。人或は反對の説を爲して曰く、「商工業は世界的關係を有するが故に、一朝戰亂勃發して外國との關係を遮斷せらるゝが如きことあらむか、之に従事せる労働者は爲に饑餓に瀕するの悲運に際會するに至るべし。然るに農業に在ては之と趣を異にし、如何なる場合に於ても其の労働者を永遠に保持し得べし」と。斯る説に對しては今茲に論駁を試むるの餘裕を有せずと雖、此の如き異論の容易に其の氣勢を失ふべきは固より論を俟たず。蓋し農業の強烈に發達し、過剰の住民を給養し且之に衣食の資を給し得るに過ぎざる國に於ては、常に外國より飼料及肥料の輸入を仰がざるを得ず。且つ此の如き農業國は外國の武器及軍需品工



業に倚頼するが爲に、一朝戰亂起るに際しては、少くとも外國よりの食料品輸入に倚頼する工業國に於けるが如く、極て窮迫なる状態に陥ることなきを保せず。若し夫れ輸入食料品に關する疑懼の如きは、戦争に對する充分なる準備に依りて著しく之を減却することを得べし。

戰時に際して、經濟上有利の形勢を持續し得べきものは、勿論、農業と工業との均衡宜しきを保てる國なるべし。而かも這は敢て主要なる論點にはあらず。爰に主眼とする所は、農業國に於ては體質の點に於て比較的優良なる兵役適齡者を出せども、工業國に在ては其の量數に於て遙かに優勢なりとの事實を認知せむとするに在り。

九 兵役適齡者の合格統計

如上の事實は今世期初頭以來の我兵役適齡者合格統計を一覽せば、之を明瞭に知ることを得べし。一九〇一年乃至一九一一年に於ける合格者の率は約二パーセント減少し、未來合格者 (die künftige Tauglichen) 未來合格者とは後日に至り合格者とは後日

戰時に於て有利なる經濟状態を保ち得べき

其の原因

はるべき者といふ意にして本邦の率は一五パーセント減少したり。又地方に於ける合格者の率は都會に於けるそれに比し少くとも六乃至七パーセント多きを見る。即ち都會に於ては合格率五十九乃至六十パーセントなるに對し、地方に於ては六十六乃至六十七パーセントを算す。然れども此統計に對しては少しく批評的説明を試みざるべからず。曾て我陸軍に於て新兵の需要未だ甚しく増加せず、年々の徴兵數、人口の増加に對して比較的少數に止まりし時に於ては、合格條件頗る嚴格を極め、隨て身體検査の爲に集合したる壯丁の大部分は不合格となり、合格率は甚だ僅少なるの状況なりき。蓋し陸軍に於ては法律の規定に依る定員以上の徴集を行ふこと能はざれば也。而かも完全合格者 (volltauglich) と認むべき壯丁を、其の人員過剰なるの故を以て兵役より排除するが如きは、我憲法に規定せられたる一般兵役義務の原則に背反することとなるべし。是に於てか已むを得ず壯丁の検査を一層嚴重にし、殊に都會に於ける多數の壯丁を單に『不足合格者』 (Minder-taugliche) 不足合格者とは合格

兵役適齡者  
の體質  
が低下  
するに  
非ざる

格質に少しく不足したる)として國民軍に編入するの處置に出でたるなり。此の如きは殊に工業市に於て屢現はれたる事實なるが、畢竟是れ傳來的の陳腐なる見解よりして、工業市に於ける勞働者の多くを社會民主々義者と看做し、彼等を以て軍隊に不適合の素質を備ふる者なりと誤認して、之が検査を一層嚴重ならしめたるの結果に外ならず。事情既に斯の如し。隨て單に統計に表はれたる數字のみを以て、直に適齡者の素質低下せりと斷ずるが如きは、早計に失するの嫌なくむばあらず。即ち兵役合格率の減少は、軍隊に適合する壯丁の減少したるにはあらずして、寧ろ壯丁過剩難(enlarmes de richesse)の爲に已むを得ず不合格壯丁の數を特に増加したるの結果に外ならざるが故に、軍隊は其の必要に應じて何時たりとも夥多の優良なる新兵を募集すること敢て難からざる也。

其の實證

前述の事は決して架空の推測にはあらず。其の毫も誤なきことは、輒近に於ける我陸軍大擴張の遂行に依りて明白に實證せられたり。千九百十三年

一九〇一年と  
一九〇三年と  
の合格者  
率とを  
比較す

に於て巨額の軍費案の議會に提出せられし際、總計十五萬人の定員の急速増加に關し大に疑惑を懷く者ありしが、之に對し軍事當局者は聲明して曰く、『吾人は完全なる合格資格を具ふる壯丁には決して不足を訴へず。今日迄は唯時の需要に應じて募集を制限し、過剩の壯丁は之を排除したるのみ。故に今殊更に體格に關する條件を變更せずとも、從來免除し來りたる過剩の壯丁を以て充分に之を補充し得べし』と。果せるかな、千九百十三年及千九百十四年に於ては前數年に比し各七萬五千人の完全合格の新兵を何の支障もなく増徴することを得たり。最近の合格統計に徴するに、千九百十二年及千九百十三年に於ける完全合格者の數は、遽かに五、五、五より六、三、六パーセントに増加し、之に反して未來合格者の數は一四、三より一二、四に、又不合格者の數は二、四より一、八、九パーセントに減退したり。

由之觀是、今日(一九〇一年)に於ける合格率は、一九〇一年に比し大なる増加を示す。即ち一九〇一年に於ては不合格者及不合格者の率は兩者を通じ

て二七・八パーセント(1914+15=27.8%)を示せるに反し、今日(一九一三年)に於ては二三・九パーセントに減じたり。而して此の如き合格適齡者の數の増加が、徒に机上の編制物フィクションとして終らざりしことは、我現役兵即ち此の急造の兵が、戦争の初期に於て示したる成績の明に之を證したる所なり。

固より吾人は、此の如き優良なる壯丁を提供し得たるの功を、敢て單り獨逸社會政策及之に依て生じたる社會的衛生の發達にのみ歸するものにあらず。此の事には猶他に種々なる要素の加はれること論を俟たず。

然りと雖、一たび鑛山及鑛場、各種の工場及細工場、建築場、船渠又は塵埃を生じ若くは中毒の虞ある業務等に於ける數百萬の勞働者の勞働條件及生活條件に關する法律上の保護を考察し、又疾病保險金庫の保護事業、傷害豫防、結核病、酒精中毒、生殖器病及産婦并に産兒に對する公の衛生的施設に注目せよ。然らば勞働者の就業狀態及其の家計狀態の如何に改善せられたるものあるかを想像し得べし。更に吾人は、彼等が一致團結して組織的に一大勢力を形

勞働者の  
就業狀態の  
及家計狀態の  
改善の

成し、而して其の威力及道德的勢力に依て自己の健康上及經濟上の壓迫に對抗し得るに至りたるは、獨り自己の強旺なる自助的努力に依てのみ成功したるにあらざる事を一考せざるべからず。工場衛生學、傷害醫學、整形學、傷害豫防術、公共的醫療法の發達し、病院、診療院、傷害治療所等の如き設備の完成せられ、而して其の効果を現時我邦勞働者の體位の向上に於て認め得るに至りたること、又多數の負傷者を一時に治療し得べき大規模の設備及技術を十分に整備得たること、之が爲に我陸軍衛生隊は現時の大戦争に於て他の邦國には到底其の例を見ざる如き大なる裨益を得たり、凡そ此等の事は若し我社會的衛生保護政策多年の努力なかりしならむには、到底之を見ること能はざりしなるべし。

#### 一〇 民衆の社會的經濟及社會的權利の擴張

獨逸國民の戦備に對する我社會政策の價値は、尙他の甚だ重要なる點に於ても之を見ることを得べし。社會政策は單り勞働者階級に對する國家及官

Arbeitergewerkschaft

憲よりする社會衛生上の保護のみにあらず、更に民衆の社會的經濟及權利の擴張に關する一切の事項を包括す。而して此等の擴張は實に一には公共團體よりする直接の援助及庇護に依り、又一には民衆の適切なる自動的努力を促す事に依り、又労働者及使用人の利害代表權竝に團體組織權の承認等に依りて之を遂行し得べし。獨逸の社會改良政策は此種權利の擴張に關しては、社會衛生的保護事業に貫徹せるが如き大精神の未だ官憲方面に徹底せず、隨て豫期の如き發展を見ずと雖、最近三十年間就中社會主義的法令の廢止せられ、労働者組合 (Arbeitergewerkschaft) の活動の餘地を得て以來、今日までに收め得たるの成績は、決して不良なりと謂ふべからず。上述の如く此の方面に於ける事業は、未だ充分に其の光輝を發せずと雖、而かも左に擧ぐるが如き事實は之を確認する事を得べし。

一、獨逸に於ける労働者階級の經濟的社會的生計状態は、最近三十年來著しく改善せられたり。之が事實を認めむと欲せば、宜しく主要工業に於ける就業時間の短縮と共に賃銀の増加せられたる狀況を考察すべし。固より其の賃銀の大部分は、物價及家賃騰貴の爲に減殺せらるゝこと少からざるべしと雖、而かも尙ほ多少の餘裕ありて、従前の生活状態を一變せしめたること疑ふべからず。殊に國家及市町村の公益事業、租税の輕減、低廉なる交通機關、教育、學童に對する給食、疾病及負傷の際に於ける經濟上の扶助等は、労働者の家計を安易ならしむるに與つて力あらしなり。現に主要食料品及奢侈品の消費額の非常に増加したること、貯金額の増加せること、一般に市場の般賑となりたること等は、正に労働者の生計に餘裕を生じたるの事實を明かにすべき證左に外ならず。

二、労働者の失業難は、從來に比し著しく減少したり。是れ一面に於ては獨逸經濟發展の自ら然らしめたる所なるべしと雖、他面に於てはまた職業紹介事業の勃興及補習教育及職業教育の普及に伴ふ労働者就業能率の増進の結果に因る所甚大ならずむばあらず。

三、獨逸に於ける労働者の職工組合制度 (Gewerkschaftswesen) は未だ全く除却し得ざる公法上及行政上の障碍の存するに拘らず、最近三十年間に於て世界無比の發達を遂げ、労働契約關係に於て労働者を以て同等の権利ある當事者なりと認むると共に、労働條件の安固なる秩序を確保すべき徵象たる賃率契約制度 (Tarifverlingswesen) も亦、最近十五年間に於て良好なる發達を遂げたり。

四、消費組合制度は初期の失敗、原則的の故障、官憲よりの苦情あり、又其の労働者階級に普及すること日尙淺きにも拘らず、最近十年間に於て大なる發達を來し、労働者經濟狀態の改良に裨益を與へたること著しきものあり。

五、獨逸に於ける労働者の政治運動の爲には、世界中最も廣大にして最も資力に富める社會民主黨あり。獨逸の社會民主黨は最も廣く購讀せらるる日刊新聞を有し、帝國議會には最も有力なる代議士を出せり。基督、教

國民的労働者運動 (Christlich-nationale Arbeiterbewegung) も亦有力なる數種の黨派に於て優勢なる政治的代表者を有し、而して多少統一を缺ぐの憾あるも尙廣大なる結社及出版機關を有す。他の孰れの邦國の労働者と雖、其の政治上の意見を表はす爲に此の如く夥多なる公けの代表機關を具ふるもの之れあるを見ず。

總て此等の事實は、獨逸の労働者階級が、社會改良の旗幟の下に、或は直接の救助に依り、或は間接に自助及自治の力並に之に相應すべき公の勢力を發展せしむるに必要な權利及自由の附與に依りて、經濟上及政治上、一の光榮ある階級に昇進したることを證明するものに外ならず。

#### 一一 民衆の社會的地位の向上と國家觀念

獨逸の労働者階級の此の如き向上と、其の經濟的社會的生活の改善及其の參政的資格の擴張は、又獨逸國の社會的武裝に對して至大の意義を有す。

獨逸労働者の健康及活動力の増進せることは、其の生存期間の延長及徵兵

労働者の  
政治的地位  
的向上を  
政治的観  
念を以て  
國家を發  
達させる

合格者の増加に徴して明なる所なるが、這は唯り前段に叙述したるが如く衛生的保護の結果たるのみならず、實に又労働者の生計の裕かにして且巧妙となりたるに因らずむばあらず。今や労働者は、従前よりも遙に良好に衣食し、攝養し、修養し、又其の子孫の肉體上及道德上の健全なる發育に對して多大の力を用ひ得るに至れり。國民の實力は此の如くにして始めて旺盛とはなれるなり。然れども更に重要な一事は、獨逸労働者の經濟的及政治的位置の向上に伴ひて、次の如き思想の發生を見たることは是れなり。即ち獨逸帝國國威の發揚、國民の勢力及人文の發達には、國民の第四階級に屬する労働者が直接間接與つて力ありといふ熾なる自覺、労働者階級の運命は則ち獨逸國民の運命に外ならずといふの觀念、及獨逸労働者が至大の努力を費して獲得したる社會的經濟的文明の成果は、凡ゆる批評、一切の横議、其の他の迫害に對して如何なる犠牲を拂ふも之を保護せざるべからざる貴重なる財寶なりとの確信是れなり。

社會主義  
労働者の  
愛國心

獨逸労働者は最近三十年間、國家、市町村及團體に依りて行はるゝ社會政策の恩恵に浴しつゝ、帝國々旗の下に安穩に守護せられ、聯邦各國の秩序及正義に依りて、彼等の當然受くべきものを附與せられ、斯の如くにして社會政策の滋味を樂しみ得べき獨逸労働者は、一朝黑白赤(獨逸帝國の國色)の境界礎石に動搖を來すが如きことあらば、彼等も亦大に損害を蒙らざるを得ざるべきを熟知す。彼等は又時には國民の意に投ぜざる政策、多くの偏狭なる官僚政治又は獨斷的狂信家(dogmatische Fanatiker)の僻論等に惑はされ、爲に祖國に對する觀念を誤まられたることなきに非ずと雖、今や彼等は祖國の眞價の貴ぶべきを認知すると共に、其の多大の慈悲心を以て哺育擁護せられたる祖國を益、愛護するに至れり。所謂「基督教國民的労働者(Christlich-nationale Arbeiterschaft)」は夙に「國家に對しては骨髓に至る迄忠節の志充實すること」を表明し、又「社會主義の労働者」の祖國に對する崇敬心は、今次の戦亂勃發して従來の社會的努力に依る成果が、國の東西より破壊し盡されむとするの危急に瀕するや、

忽ち熾烈にして何人も認識し得べき光輝を放つて迸發し來れるなり。斯の如くにして今や世界的大火災の火焰の反映は、世界に嚴然として高く屹立する所謂獨逸國民城 (deutsche Volkshurg) の雄大なる光景を、最も貧困なる状態にある住民にも齊しく認識せしめ、而して此の城中に存する幾多の室の狹隘、闇冥等に對する不平の聲をして悉く沈黙せしめ、國家團體に對する勞働者關係の一切の積極的事情は、鐵をも鎔すべき熾烈の勢を以て、兎角の批評を受くる消極的のものを絶滅し去り、茲に始めて衷心より發せらるゝ熱誠の聲は轟き渡るに至れり。曰く「獨逸國よ、貴重なる祖國よ」と。

## 一二 獨逸勞働者の愛國心

此の如き本能的潜在的意識の種々なる形に於て明白に且つ熾烈に世上に現はれ來るや、世人は從來愛國問題に對して頗る冷淡なりし社會民主黨の態度の變移餘りに急なるを怪しみたり。而かも這は決して豹變的突發にはあらずして、時機の到來するに及んでは忽ち熾烈の勢を以て迸發せむと窺かに

愛國心は  
一朝一夕  
に生じた  
るに非ず

其の機を窺ひつゝありし熱情の突如たる示現に外ならず。勞働者中の辯論家、就中總務委員 (Generalkommission) 又は自由職工組合 (freie Gewerkschaften) 會員中の論客は、其の社會政治的及社會經濟的意見を述ぶるに際し、此の獨逸的信念、即ち國家の爲には如何なる犠牲をも敢て惜まざる必然的衷情を明に立證せり。而して斯の如き思想は、決して一朝一夕の間に發生したるに非ずして、社會政策の多年に渉りて得たる無數の經驗及歴史より成熟したるものなり。實に獨逸は勞働者をして祖國と生死を與にせむとの念を起さしむるに足るべき貴重なるもの、價值あるもの竝に期待し得べきものを多々包藏するなり。此の如き意義に於て爲せる勞働者の論説は、決して其の例に乏しからず、實に數百の多きに達せるを見る。

數多の勞働者論説中、吾人は茲に甚だ適切にして且つ教訓に富めるフリッツ・クンメルの所論を掲げむとす。クンメルは素とシューーベンの金屬匠にして、嘗て數年間世界を旅行し、其の炯眼を以て各國の状態を視察したるの人なり。

フリッツ  
クンメル

隨て我が社會政策の狀態を、他の邦國のそれと對照して批評するには、甚だ適當なる資格を具ふるものなり。社會民主主義を標榜せる金屬匠組合の幹部員たるクンメルは、其の機關紙『金屬匠新聞』（一九一五年第二號）に『戦争と萬國及吾人』と題する一論文を掲げ、何故に獨逸は世界に朋友乏しきか、何故に多數の者は此の國を罵詈訾し、而して『無學者十分の六を有する團體をして、吾人には文明人或は社會黨員たるの品位なしとの説を至當と思はしめしか』との問題を解決せむが爲に、左の如き論述を試みたり。曰く、『秩序あるの組織を有する労働者階級にある吾等も、亦其の事に對して責任を有す。我國の狀態に對する吾等の論評は從來必要なりき。今後と雖無論絶對に必要なるべし。然れども其の多くは餘りに否定的の議論に偏し、其實際的眞價、改善に向ひつゝあるもの及吾等の得たる良好なる成果の認められたるは極て甚なし。吾等を毀損するが如き此等の論評は、唯徒に今日の我文明、吾等が社會黨員たるの品位を否認しつゝある外國の同主義者に對して、其の批難の根據た

クンメルの所論

るべき材料を供したるに過ぎず。實に遺憾の極みなり。蓋し最近二三十年間に於ける我労働民衆の經濟的、社會的、精神的發達の偉大なることは、殆ど他の邦國に其の比を見ざる所にして、國家及市町村に於て秩序的組織を有する労働者階級の文明に貢献したる影響が、製造所、街路、家庭又は民衆保護事業及文書に最も旺盛に其の印象を現はしたるもの、獨逸を措て他に其の例を見ざればなり』と。

固より獨逸の労働者は往々にして、其の祖國に對し酷烈なる批難を爲したることあり。然れども、それは畢竟彼等の抱ける理想的標準に適合せざるの點ありしが爲にして、其の祖國が外國に比し甚だ優良なる状態にあり、且獨逸國民に文明を築くべき能力、即ち最近ウオルフガング、ハイネの、フオツシッシュェ、ツァイツング紙上に於て言へるが如く、『唯り自己の爲のみならず、更に人類の理想の爲に働く能力』の確實に潜在することは、彼等と雖之を知らざるに非ず。此の如きの能力ありて、始めて獨逸國民、就中今回の世界大戦争の主要なる支



ランツベ  
ルヒの所  
論

持者たる民衆の爲に、『戦ひ且勝利を獲んとするの義務及權利の觀念』は發  
生せるなり。社會民主黨の帝國議會議員ランツベルヒは、マグデブルグ市に  
於て叫んで曰く、『獨逸の安危に關する敵を征服せむが爲には一切の能力を  
之に傾倒せざるべからず。之が爲に拂ふべき犠牲は極めて莫大にして世界  
中の如何なる邦國も或る一國を除くの外は到底之に堪へ得ざるべし。而し  
て此の一國は即ち獨逸國なり』と。

所謂『愛國心なきものゝ集團』と雖、全く國を思ふの念を缺如せるにあら  
ず。彼等が自覺的愛國心即ち獨逸の國情及功績に對する誇の心は、久しき間  
その光輝を發せざりしとは雖、而かも開は埋火となつて堆灰裡に絶えず燃焼  
しつゝありしものにして、常に労働者及其の狀態の改良に顧念し、道義心、正義  
心及政治的見地より、労働者階級を同等の權利ある階級として、國家團體の中  
に伍列せしむる事に努力したる獨逸の社會政策は、此の暗裏に燃えつゝあり  
し愛國心を絶えず涵養し助長したりし也。偶、戦亂一たび青天の霹靂の如く

愛國心理  
火となり  
て燃ゆ盡忠報國  
の至誠を  
示せる  
労働者の  
歌

襲ひ來つて人心を震撼するや、此の久しく堆灰裡に潜みたりし埋火は、茲に忽  
ち炎々として燃え上り、彼等労働者は一齊に正義の怒を發し、其の國民、其の生  
活の本據、其の世界に卓越せる國土を防衛せむ爲、蹶然起つて劍戟を執るに至  
れるなり。而して其の光景は、『ジンプリチッシュムス』誌（一九一五年一月號）  
上『労働者の信條』の題下に歌はれたる所に依りて之を窺ふことを得べし。

吾等は疾くより汝れをば戀へり。

たゞこの思は戀とは呼ばず、

召されし時にも黙して言はず、

されど心に窃かに汝が名を唱へて征途に就けり。

獨逸國よ！

吾等の戀は色にも出でず、心の奥に深く潜みて燃えつゝありき。

今や時來りて其の戀あらはれ、

東に西に汝が家を守りつゝ、

風雨寒暑をものともせず奮闘既に數月なり。

獨逸國よ！

外國人をして一步たりとも祖國の領土に足を踏入れさせざるために、一人の同胞はポーランドに斃れ、一人はフランデルンに傷さぬ。

吾等は擧つて汝の神聖なる領域を保護す。

吾等の青春に充つる生命を汝の枯渴せる樹木に捧ぐ。

獨逸國よ！

吾等は常に汝に對して一種の戀を認めたり。

たゞ吾等は开をあからさまに口にせざりしのみ。

汝に大なる危難の襲來せる時、

汝の最も貧困なる子弟はまた汝の最も忠良なる子弟たるを明にす。

そを熟思せよ、

獨逸國よ！

愛國の至  
誠實の現  
はなりて

労働者の  
敵愾心と  
労働者組

獨逸人の愛國心を此の詩人労働者の歌の如く熱誠に而かも優美に表現したるもの他に之あるを見ず。這は唯り一個人の心情のみならずして實に労働者全體の盡忠報國の精神を示せるものなり。是れ既に事實の證明する所なり。見よ、全國労働者の状態を。彼等は、今や、從來の政治的紛議及經濟的争闘を全く抛棄して、全國民と協力一致し、凡ゆる犠牲を拂つて、祖國を防衛するに、念なきに、あらずや。

### 一三 社會的組織能力及共 心の養成

國家の危急に當り、此の如き自覺と確乎たる信念との下に敵愾心の發現したる事は、單り我國民の軍隊的修養の結果たるのみならず——曾て兵役に就きたることなき 萬の労働者が、志願兵となりて出征したるの一事を考へ見よ——實にまた、我が労働者の組織せる自由なる社會的團體に依て得たる自己修養の道德的結果ならず、極めて大規模の社會的自治團體たる労働者職業組合は實に國家的社會政策の誘導者なり。労働界に對する法

制上の缺陷を有利に補足したるの功勞者なり。平時たると戦時たるとを問はず、共同事業を完成せしむべき最重要なる徳性、即ち全體が個人の爲に、個人が全體の爲に盡さむとする犠牲的、連帶責任心の養成所なり。總ての個人及一切の能力を一の思想、一の目的に向つて自覺的に集注し、個々の部分を秩序整然として一大全部に投合すべき事を教育する一種の大學なり。一言にして之を掩へば、組織能力の教育場なり。大なる企圖を成就し、獨逸國民をして列強國民の先頭たらしむるに必要なる積極的及消極的組織能力の最も有望なる培養所なり。勞働者職業組合組織の動機及目的が、社會政策にありしと勿論なりと雖、而かも上述の如き勞働者組織能力の教育は、彼等をして此の狭き自己の利益關係の範圍を越え、獨逸國全體の平和事業の發展に力を致さしめ、又戦時に於ては民衆をして神速に而かも規律整然として軍隊の部署に就かしむるの効果を齎したり。抑、獨逸人の組織能力の妙諦は、其の能力が、唯だ精神を有せざる物體、力及機關より成立する物的組織に於てのみ現はるゝの

勞働者  
組合は  
組織能  
力の教  
育場

獨逸人  
の組織  
能力の  
特徴

みならず、更に、或る目的の爲には、之に關係を有する人々が、其の階級の如何を問はず、忽ち人的團體を組織し、一致協力以て、其の目的の遂行を圖り得るの點に在て存す。獨逸の民衆は先づ小學校及軍隊に於て組織的規律心を涵養し、然る後社會的職業組合及社會政策的團體に於て猶益深く之を修養補習す。此の如くにして養成せられ、且怠らず自修せる國民にして、始めて技術的に完全なる準備をなせる軍隊を神速有効に動員することを得たるなり。

連帶責任の觀念を以て理想的の力なりとなせる獨逸の組織能力養成所の社會的特質は、既に前段に於て一言したるが如く、更に特殊の重要な効果を齎すものなり。即ち其の特質たる連帶責任的犠牲心は、唯り階級若くは組合の存亡に關して其の光を發するのみならず、更に一切萬事の本源たる祖國即ち此の最高共同團體に對して一朝緩急あるの場合に於ても亦最も優美なる花と成りて其の姿を現はすべし。而して其の證左は今次の戦争開始以來、戰場に於ても國內の戦時經營に於ても、殆ど枚擧に遑あらざる也。

連帶責任  
的犠牲心

獨逸の社會政策は夫れ此の如く組織能力養成の點に於ても亦國民の戰鬥力を強大ならしむべき大聲援者たる也。

## 第二章 戦時に於ける佛國 公立職業紹介所

(一九一七年四月十五日佛國傳愛雜誌所載)

【摘要】一、本篇は佛國勞働省録事エー・ペレン氏が今次の大戦亂に因る勞働市場の混亂を救濟せむが爲に、設立若くは完成せられたる職業紹介機關の組織活動及其の成績に關して報告したる所を記録せるものにして、開戦前に於ても、已に各所に公私立の職業紹介所の存在を見たりと雖、其の組織完からず。殊に私立職業紹介所に對する勞働者の不平一方ならず、戰爭の結果、諸商工業會社の營業休止によりて失業せる多數の勞働者の職業紹介に親切なる能はず、且千九百四年三月十四日の法律は、人口一萬以上の都市には必ず公立無料職業紹介所の設立を命じたるも、その大多數は空名的存在を爲すに過ぎず、政府は絶えず、公立職業紹介所の發達指導

に勉められたれども、戦争に因る労働市場の混亂を調停する事能はざりき。

一、是に於て、政府は千九百十四年八月先づ失業者國庫資金を設定し、一時、失業者及避難民を救済せしも、これ永久的のものに非ざるを以て、千九百十四年十月中央職業紹介事務局を設立して労働省に専屬せしめ、其の他職業紹介に關する各種の委員會を巴里に設け、その活動範圍は佛國全土に及ぶものとせり、職業紹介に關する中央集權制度。その結果、千九百十四年十一月十一日より千九百十六年十二月三十一日迄に紹介數五萬七千件以上に及びたりしが、千九百十五年九月一日以降、その數は漸次減少せり。是れ開戦當初閉鎖せる會社の營業を再開せる者次第に増加したると、地方公立職業紹介所の組織完備し、其の活動の顯著なりしものありしとに因るなり。縣立及市町村立職業紹介所の組織完成するに従ひ、直接職業紹介取扱の勞は、地方紹介機關の取る所となり、中央機關は、地方機關に對して紹介の指導便宜を與ふるに止まり、地方機關相互間の紹介に關

する文書交換の勞をも取れり。

一、縣立及市町村立職業紹介事務局は、政府の助力によりて獨立せる設備を有すに至り、殊に縣立紹介事務局は政府の補助金を受け、獨立せる設備を有せざるものは、縣廳内の一課として其の存在を有し、漸次多數の職業紹介をなし、縣立紹介所は千九百十五年六月より十二月迄に七千三百三十八件、千九百十六年中五萬五千件以上の職業を紹介し、市町村立職業紹介所は、縣立事務局と連絡を保ち、千九百十五年七月より十二月迄に約五萬一千件、千九百十六年一月より六月迄に六萬件の職業を紹介せり。

一、斯の如く、中央及地方職業紹介機關が、短期間に好成績を示したるは、該機關及其附屬機關が連絡を保ち、且運輸機關と協力して、労働者の輸送宜きを得たる爲、隔地職業紹介をも多數取扱ひたる爲なり。此等紹介機關は、單に失業者のみならず、戦傷者にして労働能力ある者にも職業を紹介し、一方開戦當時休業せる諸會社も營業を開始し、其數次第に増加したれば、

遂に労働市場は労働者の不足を感ずるに至り、従来の失業危機は變じて労働危機となれり。是に於て紹介機關は運輸機關と交渉の結果、便宜なる條件にて外國労働者の輸入に勉め、着々好成績を收めたり。斯て該紹介機關は、戦後生ずべき除隊兵の労働復歸に對し、大いに計畫しつゝあり。

\* \* \*

今次の大戦争は、國家の各方面に於ける労働市場に混亂を生ぜしめ、爲に平時に於ける公立職業紹介所の組織不完全なること一層顯著となり、其の結果普く全國に公立職業紹介事務局 (Offices publics de placement) を設立して、該組織を完成せむとするに至れり。此等職業紹介事務局は、互に聯絡を保ち、整然たる行動に依り、絶えず労働市場の平衡を實現せむ爲、該市場の調節を計りたり。戦時に於て、公立職業紹介所を確保する爲に採りたる方法及其結果を説明するに先ち、便宜上戦争以前に於ける公立職業紹介所の組織に就て略述せむ。

該組織は千九百十四年三月十四日の法律の定むる所にして、其の後工場法第一編に編入せられ、私立職業紹介所に對する労働者側の頻繁なる不平を除去せむが爲めに制定せられたるものなり。蓋し立法者は、無料にして公平無私なる公立職業紹介所の設立を以て、私立職業紹介所の弊風を一掃すべき有效なる手段なりと思惟せるに依る。

該法律は各市町村に公簿を備へて、職業の需要供給状態を證明し、又人口一萬以上の市町村は必ず市町村立無料職業紹介所を創設すべきことを規定したり。然れども該法律は公立職業紹介所の特質及其の經營方法を定めず、又此等規定は何等制裁を附せざりしを以て、一般的に遵守せられざりき。殊に人口一萬以上の市町村も職業紹介所を創設するに至らず、且市町村立職業紹介所の多數は空名的存在に過ぎずして、職業紹介を有効に處理する所なかりき。調査の結果、千九百十年に於て人口一萬以上の都市二百六十の内、規則的に執務せる職業紹介所を所有せしもの、僅に百二十七に過ぎず。爾後數年間

職業紹介数は毫も増加するを見ず、市町村立職業紹介所職業紹介所全数の約三分の一を占むの約四分の一は、同数の雇主と労働者或は使用人とより成る均分委員会 (Commission "paritaire") 之を管理し、千九百十一年十月二十五日發布の布令に規定せる條件に従ひ、國家の補助金を受くるものとす。市町村立職業紹介所の活動範圍は、概して該市町村の區域に止まり、職業紹介所相互間に於ける職業の需要供給に關する急速なる通信の交換は、之を實現するに由なかりき。

③  
無料職業紹介は亦、同業組合 (syndicats professionnels) 労働紹介所 (Bourses du travail) 三及共済組合 (Sociétés de Secours mutuels) の經營する所なりき。此等の設備は、唯一の堅實なる職業紹介機關にして、相當なる成績を收めたるも、凡ての職業に對して其の存在を見ざりき。加之、一般に雇主組合は労働者に依り好意を以て迎へられず、寧ろ反對の結果を生じたり。

職工組合 (Syndicats ouvriers) 及二三の聯立組合 (Syndicats mixtes) の説明する所に

依れば、此等組合は千九百十二年に於て八萬五千件、千九百十三年に於て九萬五千件の職業紹介を爲し、而して該職業紹介の三分の二以上は、職業の供給の方面なりき。

之を要するに、政府は絶えず公立職業紹介所の發達指導獎勵に勉められたれども、該職業紹介所の組織は未成品に止まり、戦争が間斷なく國家の労働市場に及ぼしたる幾多の困難に抵抗するに至らざりき。

平和の破裂は、瞬時に國家の經濟生活を著しく緩漫ならしめたり。開戦以來、労働調査係の國民活動力に關する調査に依れば、千九百十四年八月に於て、商工業諸會社の四割六分は閉鎖せられたること確實なり。該閉鎖の爲、動員命令を受けたる者を除きて、此等諸會社の使用人中四割三分の失業者を生じ、二百萬人以上の労働者は衣食に窮するに至り、此等失業者に加ふるに、白耳義及我東北諸縣の老幼婦女の避難民約百萬の多きに達せり。

政府は此重大なる場合に於て、直に應急策として救濟を行ひ、問もなく有效

開戦の國  
經濟生活  
に及ぼす  
影響

なる結果を収めたり。即ち失業國庫資金(Le fonds national de chômage)は千九百十四年八月設定せられ、而して市町村及縣の失業者救済基金補助の爲め、二十萬法の經費を勞働省(ministère du Travail)豫算に編入せり。内務省(Ministère de l'Intérieur)も亦避難民に特別手當金を支給せり。此等救助は避難民及失業者の最も急迫なる要求に應ぜしも、彼等平時の生活状態を確保するに不充分なりしのみならず、短期間に過ぎざりき。

眞の救済策は、關係者に職業を與へ、従前の給料と同一の資力を與ふるにありき。

他方失業者の職業紹介は、國家の經濟的活動力の急速なる回復に依り容易となりたり。即ち就業商工業會社の割合は、千九百十四年八月に於ては會社總數の五割四分なりしも、千九百十五年二月に於ては七割一分に増加し、該割合は漸次増加し、其の結果勞働の需要増加し、軍需品製造の間斷なき擴張は、更に此の感を深からしめたり。

(7)

斯くて、失業危機の現象は漸次減少し、次きて勞働者の不足著しくなりたり。  
 従來地方公立職業紹介所の組織不完全なりしを以て、中央集權制を設け、速に失業者及避難民の職業紹介を確保し、斯くして國民活動力の回復を速進するを要したり。

之れが爲め該制度に必要缺くべからざる、失業者及避難民の中央職業紹介事務局(Office central de placement des chômeurs et des réfugiés)は、千九百十四年十月内務省勞働省協議の上創設せられ、千九百十五年六月一日以來、該中央職業紹介所は勞働省に專屬せしめらる。該中央管理機關の周圍に、職業紹介に關する各種の委員會或は機關、一團を成して巴里に位置を占め、其の職務の遂行範圍は、直接佛國全土に擴張したりき。

此等中央機關の或者は専ら一定の職業紹介を以て業となし、石炭坑中央委員會(Comité central des Houillères de France)佛國鐵工所委員會(Comité des Forges de France)織物業雇主聯合組合(Union des Syndicats patronaux des Industries textiles)國立



農業労働事務局(Office national de la main d'oeuvre agricole)の如き之に属す。其の他の中央機關例へば中央白佛委員會(Comité central franco-belge)、ハーヴェル港白耳義職業紹介所(Bourse belge du Havre)、大鐵道會社の職業紹介所(Service de placement des grandes Compagnies de chemins de fer)の如きは、特に職業委員會の職務外に属する職業紹介に従事したり。

中央職業紹介事務局は、諸縣知事より無職避難民の職業目錄を徴して其の要點を抜抄し、組織的に審査分類し、關係委員會に配付したり。中央事務局は直接職業紹介の取扱を處理せしこと稀にして、寧ろ之が整理審査の機關たるに止まらむことを以て自ら任じたり。

此等中央機關は、諸縣避難民委員會(Comités départementaux de réfugiés)と一致協力して、最初主として軍需品製造に缺く可らざる職業の紹介を目的としたりしが、間もなく凡ての職業紹介を目的とするに至れり。市町村及縣の基金に依り救濟せられたる失業者の職業紹介に對しても、此

中央職業  
紹介事務  
局の職務中央職業  
紹介機關  
の成績

等基金の管理委員會は、現存職業紹介所と聯絡を計り、屢自ら失業者の職業紹介に着手し、或種の失業者に勤口を得せしめ、其の多くは軍需品製造所に向けられたり。

中央職業紹介機關努力の結果は、職業紹介統計書に依り一層明瞭なり。此等職業紹介数は千九百十四年十一月一日より千九百十六年十二月三十一日迄に五萬七千名以上にして、内約四萬五千名は最初の十箇月に属す。千九百十五年九月一日以來、毎月の職業紹介数は絶えず減少し、千九百十五年九月に於て千七百名以上なりしもの、千九百十六年の最後の三箇月に於ては三百名以下に減少したり。該減少は主要なる二理由に依るものにして、即ち無職労働者数は絶えず減少し、且千九百十五年末以來、地方職業紹介所の活動の絶えず擴張せられたるに由る。

職業紹介所雇傭契約當事者間及雇傭契約當事者相互間に於ける通信に依る地方相互間の職業紹介は、職業紹介の中央集權組織に必要缺くべからざる

隔地職業  
紹介の成  
績

ものなり。其の結果遠隔地行職業紹介が特に労働者宿泊所に關して生ずる幾多の困難の外に、雇主労働者間の調和を缺き、爲に國家生産に有害なる労働の不鞏固を惹起するに至る。

該問題に關する調査の結果を見るに、各種中央職業紹介委員會に依り遠隔地に職業を紹介せられたる労働者百名中、二十一名は雇主の許に出頭せず、十二名は到着の即日歸還し、七名は雇主に依り不適任と宣言せられ、二名は病氣の故を以て労働を中止し、二十七名は約三ヶ月労働したるのみにて、僅に二十一名即ち總員の五分の一のみ三箇月以後も引續き労働に従事したりき。雇傭契約の薄弱なることは工業労働者の職業紹介に於けるよりも、農業労働者の職業紹介に於て一層顯著なるものありき。

遠隔地行  
職業紹介  
と労働者  
輸送制度

中央職業紹介機關に依り行はるゝ遠隔地行職業紹介の状態は、應募労働者の輸送制度の不完全なるに依り更に其の薄弱の程度を増加したり。該輸送は行政上の徵發處分によりて行はれ労働者及雇主は何れも直接旅費を負擔

地方職業  
紹介所の  
設立

せず、單に雇主は後日應募労働者の普通旅費の四分の一を支拂ふことを契約せり。労働大臣は諸大鐵道會社に該制度の修正を申出て承認せしめたり。即ち千九百十六年十月一日實施の新制度は、労働者に對して普通賃金の五割引を定め、割引乗車賃の半額(即普通乗車賃の四分の一)は、出發驛の出札口に於て旅行者(應募労働者)に依り、他の半額は國家に依り、鐵道會社に支拂はる。斯くの如く遠隔地行労働者の輸送費を分擔する結果として、募集條件に關し通信による交渉を容易ならしめ、以て地方相互間の職業紹介の取扱を更に鞏固にするを得べし。應募労働者が割引乗車券を得るに必要な證明書は、巴里に於ては中央職業紹介事務局之を交付し、地方にありては各縣廳所屬の縣立職業紹介事務局之を交付す。

政府は中央集權制度の創設に依り、避難民及失業者の職業紹介を確保すると同時に、隨所に地方職業紹介所を設立し、以て常制組織の公立職業紹介を目的として、従前の努力を再始したり。各縣に職業紹介事務局の設立を目的と

したる努力は其の効空しからずして、今や縣立職業紹介所は佛國全土に普く其の設立を見るに至れり。加之アルデンヌ縣の如きは、同縣産避難民の職業紹介に協力する爲めに、職業紹介所設立を熱望したり。

職業紹介所の未だ獨立の設備を有せざる少數の縣にありては、縣廳の一局に於て該縣内に於ける職業紹介を確保せり。縣立職業紹介事務局の半數以上は、同數の雇主と労働者或は使用人により成る均分委員會コンミンソシヤベツルの支配の下に、其の事務を遂行す。該管理方法は職業紹介取扱に關し、公平と職業價值とを確保し、一般的に行はるゝに至れり。千九百十六年三月十二日の布令にて職業紹介事務局は國家の補助金を受くるに至れり。

公立地方職業紹介機關完成の結果として、直接職業紹介取扱は地方分權的と成り、今や殆ど地方機關特有の事業たる觀あり。而して中央職業紹介事務局は漸次直接職業紹介の取扱に關係せずして、單に職業紹介取扱に便宜を與へむが爲に、縣立職業紹介事務局間に労働市場の狀態に關する通信交換を確

地方職業紹介機關完成の活動範圍

保し、國家の労働市場に於て労働の移轉を處理する爲の調節機關として關係せり。

縣立職業紹介事務局は漸次多數の職業紹介を取扱ひ、千九百十五年六月より十二月迄に七千三百三十八件、千九百十六年中五萬五千件以上内十月より十二月迄二萬一千件に及びたり。且又市町村立職業紹介事務局は縣立職業紹介事務局との聯絡宜しきを得たる爲、其の活動は漸次擴張し、鞏固となり、千九百十五年七月より十二月迄に約五萬一千件、千九百十六年一月より六月迄に六萬件の職業紹介を取扱ひたり。是れ一に獎勵の結果にして、慶賀すべきこととす。

實に地方機關に依る職業紹介は、唯一の適當なる方法なるに反して、中央機關に依る職業紹介は粗雜なる方法にして豫備的手段に過ぎず。職業紹介所雇傭當事者間に於ける私人的直接關係は、地方機關に依る職業紹介の場合に於てのみ存在し、而して經驗の示す所に依れば、該關係は職業紹介取扱の便宜

職業紹介所中央機關の活動範圍

上須要なる一條件たり。

加之、地方機關の介入は、規則的に地方労働市場の變化に順應し、労働の需要供給の關係を知悉し、其の結果市場の調節を實現し、以て合理的に労働者を使用し得べし。

他地方よりの労働者募集は幾多の困難を惹起するを以て、判然必要なる場合を除きては之を行ふべきにあらず。而して労働の移轉は經濟的理由ある場合を除きては望むべからず。

目下到る所労働者の缺乏せるを見るの秋に當り、縣立職業紹介事務局は極力労働を鞏固にせむことに腐心し、此の意味に於て遠隔地行労働者に運賃割引輸送の承認書交付を拒絶することを認可せられ、而して此等労働者にその現住縣内に於ける相當有利なる職業を指示するを得たり。

公立職業紹介所、特に縣立職業紹介事務局は普通労働者のみならず、尙場合に依りては、勉めて戦争に因る不具癡疾者の職業紹介をも取扱ひたり。

公立職業紹介所  
に於ける  
不具癡疾者  
の職業紹介  
と對症薬  
の對症薬

由來戦傷者の職業紹介を取扱ふに當りて、特に注意すべきは、一般に普通労働者の職業紹介に於けると同様なる準則に従ひ、同制度に依り取扱ふの一事とす。

職業紹介統一の必然の結果として、不具者は事情の許す限り、普通労働者と同一の建造物内に就職し得べく、普通労働者と戦傷者との接近は兩者を同等ならしめ、道徳上効果あるのみならず、經濟界にも慶賀すべき結果を生ず。

同様に公立地方職業紹介機關が、縣立不具癡疾委員會 (Comités départementaux des mutilés et réformés) と密接なる關係を保ちて仲介をなさば、必ず戦傷者の多數は其の常職ならずとも、少くも常職と同種類の職業に就くを得て、出生地に止まるを得べし。斯の如き職業紹介は、不具者の個人的利益と同時に、社會的利益にも適合するものなり。

労働大臣は千九百十六年二月十日付回章を以て、不具者の職業紹介に關し  
同月十六日附二章

上述の規定を設け、地方職業紹介機關に命じ、戦傷者にして經濟界に再び就職

せむことを希望する者の爲に雇主を搜索せしめ、又其の雇入を奨励せしめたり。該公立職業紹介所の仲介は、目下議會に繋屬中の不具廢疾者に關する各種法律の提案に依り確定せらるべし。

地方職業紹介所は労働大臣の命令に従ひて、不具者の職業紹介取扱、特に遠隔地行の場合に於て、就中祖國の爲に負傷したるものに懇切なる注意を加へたり。一例を擧ぐれば、セーヌ縣立職業紹介事務局は千九百十六年十一月、十二月及千九百十七年一月中、二百六十五名の戦傷者及廢疾者に就職口を紹介し、又同期間に於て、病院に於て治療中の軍人にして、毎日數時間の労働を醫師より許可せられたる者百十名にも職業を紹介したり。

一方公立職業紹介所は特に軍需品製作場に於ける婦人労働者の募集及職業紹介の仲介に勉めたり。加之、陸軍大臣は軍務に雇はるべき多數女子募集の任にある當局者に命じて、該募集に際しては公立地方職業紹介所と聯絡を保たしめたり。

公立職業紹介所と  
労働者に対する  
紹介業務

公立職業紹介所  
に關する調査  
機關

各縣に於ける職業紹介事務局は、特別機關を設置して、之に労働市場の状態に關する定期調査に着手することを委託したり。各縣立職業紹介事務局は該調査に依り、縣内に於ける労働市場の状態を正確に會得し、國家労働市場の状態を總括的に知悉するを得。

千九百十六年五月一日に於て、無職労働者數は男子二萬七千五百四十八名、女子八萬八千八百三十九名に及び、内四分の三はセーヌ一縣に屬す、同年十二月一日に於ける無職者は巴里に於て救助せられたる失業者共、男子八千七百四名、女子三萬八千五百六十三名に過ぎず。失業者は巴里の或種の婦人向職業に於けるものを除かば、經濟的現象としては全然消滅したるものと云ふを得べく、殊に未だ就職せざる男子の大部分が病者或は老衰者たるを思はゞ更に此感を深くすべし。

千九百十六年五月一日に於ける労働者の直接需要は三十萬四千人と見積られ、内女子約一萬六千五百名とす。該労働者中、二十萬人内約八千五百人は

女子は農業に關するものなり。十二月一日に於ける労働者の需要は、二十一萬八千人(内約二萬四千五百人は女子)と見積られ、此等労働者中農業需要は十萬二千人(内女子七千五百人以上)と見積らる。

十二月一日に於ける全需要が、五月一日に於けるそれに比し減少せるは、單に冬期中、労働界の萎靡の結果として、農業需要の減少せるに基く。之に反して、其他の企業に於ける労働需要は、移住労働者の間斷なき輸入及失業者數の漸次減少せるに拘らず増加せり。女子労働者の需要が第二回調査に於て、前回よりも約半數を増加せるは注目すべく、之れ女子労働者の需要が漸次普遍的ならむとするの一證なり。

種々方法を講じて、失業の危機に次ぎて現はれたる労働界の危機を緩和する所ありたり。特に移住労働(殖民労働及外國労働)の協力に依頼せし所多く、千九百十六年十二月一日に於ける就職中の移住労働者數は十九萬一千人にして、其内六萬千人は殖民地の労働者(亞爾西利人、チニス人、モロッコ人、印度支那

失業の危機に於ける  
労働者の需要は

労働者の輸送  
制度

人、マダガスカル人)十三萬人は外國人たる労働者(希臘人、伊太利人、葡萄牙人、西班牙人等)とす。

右労働者に適用すべき規則は労働者の出生國に従つて差別あり。或る國よりの移住労働者及殖民地労働者の大部分は、國家(或は其の代理者)が當事者として參與する契約に従ひて募集せられ、此等労働者は各種の企業に充用せらる。其他外國人たる労働者は雇主と自由に契約せり。大鐵道會社は、労働大臣の要求に依り、移住労働者募集に便せむ目的を以て、佛國に於ける港市始發驛より募集地迄、移住労働者を運賃半額にて輸送する旨承諾せり。

労働地の縣立職業紹介事務局は、常に運賃半減の請求ある移住労働者募集の適否に就き、其意見を述べることをして任とす。

公立職業紹介事務局が、労働市場に於ける秩序を維持し、又極力該市場の調節を計る爲遂行せし事業は、労働省に從屬せる二つの機關に負ふ所多大なり。即ち其一是、千九百十六年六月二十日の布令に依り創設せられたる中央職業

中央職業紹介事務局  
委員

紹介事務局管理委員會 (Commission administrative de l'Office central de placement) として、該委員會は中央事務局の職務遂行及佛國に於ける公立職業紹介機關に關する凡ての根本問題の審査を以て任とす。該委員會は雇主職工より成る諸大職業組合の代表者、國會議員及労働問題に關係ある諸縣の選出委員より成り、其任務の性質上必然的に永久的性質を有し、其活動は平和克復後にも繼續せらるべし。

其の二は、諸官省労働會議 (Conférence interministérielle de la main-d'oeuvre) にして、等しく労働省に開かるゝも、臨時施設に過ぎずして、戦時の爲に創設せられ、千九百十五年九月以來執務せり。諸官省労働會議本來の職務は、國家企業に必要な労働者の募集、分配及労働の合理的利用に關係せる諸官省の行動を調整するにあり。該會議は、大部分關係諸縣の代表官吏より成立し、官營に屬する各種企業の労働の需要及餘力の状態を調査し、新労働者の募集に最も必要なる方法を講究し、特に移民労働者募集の標準契約を審査す。

諸官省労働會議

戦後中央に於ける地方職業紹介機關及び地方職業紹介機關の執行方法

斯くの如く現下の急務として、中央及地方官廳の努力の結果設立せられたる職業紹介機關は、戦争の辛き經驗に依りて發達し、平和克復の曉には有効なる任務を盡すを得べし。今や労働者の突然なる流入が、労働市場に惹起すべき混亂に加ふるに、生産界に於ける方向變化は幾多の動搖を惹起せしむとす。此時に當り、最も必要なるは、紹介機關が相互に協力し、職業の需要供給を確然會得し、自力にて就職し得ざる失業者に就職口を指示し得ることなりとす。されば目下大部分は事實上の存在を爲すに過ぎざる公立職業紹介所の存在を、法律を以て確保せしむることの必要認められ、各種の法律案の建議は、該問題に關して貴族院に提出せられ、千九百十六年十二月五日の會議に陳述せられたるストロース氏の報告中にあり。該報告は、佛國及外國に於ける公立職業紹介機關を遺憾なく説明したる後、公立職業紹介機關に關する法規を補成し、現在の機關を鞏固にし、維持すべして、明文を以て終れり。

該明文は中央職業紹介事務局の管理委員會の協賛を経て、人口一萬以上の

總ての市町村に市町村立職業紹介事務局、各縣に少くも一個の職業紹介事務局の創立を定む。此等設立物の創立費及經營費は、市町村及縣の義務費として徴せらるべし。市町村立職業紹介事務局及縣立職業紹介事務局は、農工商労働者の職業紹介を確保することを任とし、均一管理委員會(Commission administrative paritaire)の支配の下に經營せらるべし。該明文は又制度に一層自由を與へ、公の營造物内に縣立職業紹介事務局及人口十萬以上の市の公立職業紹介事務局を設置し得ることを定めたり。

吾人は議會が該明文を票決して、我戰勝兵卒が再び勞務に従事するを援助するに備ふる機關を確立せむことを希望するものなり。

### 第三章 戦時巴里質局の成績

(一九一六年十月十五日佛國博愛雜誌所載)

#### 【摘要】

一、近時小商人、下層民特に労働者階級の爲に小額資金融通の道を開き、貪婪なる資本家の犠牲たるを免れしむるが爲、動産を擔保として金融の便を與ふる公設機關の設置は緊要なる事業と認められ、各國政治家は其の施設經營に苦心せり。本篇は佛國巴里市質局を中心として、斯業に關して企劃せられたる改善及同質局の成績に付て記述せるものなり。

一、千八百九十一年巴里市質局に關する改正法律は有價證券を抵當として貸出すを得せしめ、斯業の範圍を擴張せり。然れども其の貸付高は五百法に制限せらるゝが爲、是を利用する者にとりて多大の障害たり、而も此の制限は特別なる理由なきを以て其の撤廢は爾後常に問題となり來れり。要するに有價證券を擔保たるを得しめたるは利用者にとりて非常



の便宜を與へたり。

一、質局より金融の便を受くる者の職業を見るに、店員を最とし、小商人、小製造家之に次ぎ、農民の之を利用する者最も少し。小商人の漸次之を利用する者を減じたるは、制限額あるによりて、其の需要を充すに足らざりしによる。

一、質局の成績表を見るに、戦前の千九百十三年の貸出件数金額を最とし、戦争開始以後件数金額共に減じたりと雖、市質局の最も効果を表はせしは其の時にありき。即ち開戦と共に總ての信用機關が證券を擔保とする貸出を停止したるが、唯佛蘭西銀行と質局とのみが依然其の業務を繼續せり。即ち開戦時の千九百十四年七月末に於ては、質局の證券貸出は從來に倍蕪したり。其の成績表に表れたる數字の低きは軍隊の出發と事業の沈滞とに職由す。

細民金融  
機關の効  
果と其の  
改善企劃

動産又は有價證券を擔保として資金の貸付を爲す公設機關が勞働者の爲めに盡せし事績の顯著なるは、現時の事情に照らし愈々明確となれり。動産擔保にて貸付を爲す慈善的機關の事業が、全く其の本來の性質に適合せざりしや疑なかりしを以て、余輩は數年前に上院に於て其の組織を著しく改正せむとの計畫を立てしも、政府の不同意の爲、荏苒今日に至るも其の改正案は未だ決定に至らざるなり。

代議院に於てもフアイヨール氏の建議あり、又アルチュールロジエー氏の報告に基き些細の改正を採用せしが、該改正案は全員同意の好運に遭遇したり。而して該改正案は因襲の最も久しく且其事業盛大なるが爲、佛國に在る同種の機關中首位を占むる所の巴里市の質局に關するものなりと雖、地方の同種の機關にまで其の改正法律を適用するも敢て不可なかるべし。

千八百九十一年七月二十五日の法律は巴里市の質局に有價證券を擔保として貸付を爲すことを許したり。而して其の證券の種類は毎年質局監督會

擔保證券  
の種類と  
高のとの  
制限

議の意見を聴きたる後、縣知事之を決定すると雖、其の貸付金高は借主一名毎に毎回五百法を超過することを得ざるなり。

今其の改正法律の條文を左に掲載せむとす。

質局に關する改正法律

第一條 巴里ノ質局ハ無記名有價證券ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコトヲ得但其ノ貸付高ハ借主一人毎ニ毎回五百法ヲ超過スルコトヲ得ス

第二條 貸付高ハ前日ノ最近現場相場ヲ基礎トシ株式取引所ノ相場表ニ從ヒ算定ス貸付金高ハ左記ノ割合ニ從ヒ定ムヘキモノトス額面百圓ニ對スル貸付金額ノ割合

佛國公債國庫證券及債券ハ八十プロセント

多少ニ拘ラス年利附證券ニシテ質局長ヨリ監督會議ノ意見ヲ聽キタル後縣知事ノ認可ヲ經ヘキ毎年ノ有價證券一覽表ニ掲記サレタルモノハ七十五プロセント

利益享有株券ニ對スル貸付高ハ六十プロセント

第三條 貸付期限及貸付金ノ利率ハ質局長ノ命令ヲ以テ定メセシメ縣知事ノ認可ヲ受クヘシセシメ縣知事ハ監督會議 (Conseil de surveillance) ノ意見ヲ聽キ質局ノ募債高ヲ定ムヘシ

第四條 株式取引所ニ於ケル有價證券ノ相場カ十五プロセント以上下落シタルトキハ質局ハ貸付期間中何時ニテモ八日ヲ經タル後切離帳簿ヨリ切離シタル書留郵便ヲ以テ催告ヲ爲シタル上借主ニ貸付金ノ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

返還スヘキ金額ハ貸付金高ト下落シタル擔保證券トヲ比較シ第二條ノ規定ニ定メタル割合ヲ回復スルニ至リテ止ム

借主カ請求金額ヲ返還セサルトキハ質局ハ手形賣買世話人ヲ經テ寄託サレタル有價證券ノ全部若ハ其ノ一部ヲ賣却セシムルノ權利ヲ留保ス

第五條 約定ノ期限ニ至リ返還セサルモノアルトキハ質局ハ催告又ハ何等ノ手續ヲ要セス寄託サレタル有價證券ヲ同一ノ手續ヲ以テ賣却セシ

ムルコトヲ得

第六條 質局ハ賣得金ヲ以テ貸付金利子及費用辨濟ニ充當シ若シ不足アルトキハ借主ニ對シ不足額ヲ請求ス

第七條 賣得金ノ殘餘ハ賣却ノ日ヨリ起算シ十年間借主ノ所有トシテ保管シ右ノ期限ヲ經過シタルトキハ質局ノ利益ニ組込ムヘシ

第八條 擔保トシテ寄托サレタル有價證券ノ利札ハ利子拂渡期限毎ニ之ヲ請求スル借主ニ質入證書ヲ差出サシメ且責任解除ノ上交付スルモノトス

質局ハ割増金附ト否トニ拘ラス償還ヲ受クヘキ證券カ當籤セシヤ否ヲ詳知スルノ義務ナク又ハ職權ヲ以テ該證券若ハ償還期限ノ確定シタル證券ヲ繼續シテ占有スルノ義務ナキモノトス

第九條 無記名有價證券擔保ノ貸付事業ハ動産擔保ノ貸付ニ使用セサル資本ヲ以テ行ヒ之ヲ特別會計ト爲シ二種ノ貸付事業ヲ全ク區別スヘシ

第十條 質局管理ノ爲ニ存スル諸規則ニ定メタル規定ニシテ本法ニ牴觸セサルモノハ有價證券擔保貸付事業ニモ適用ス

第十一條 政府ハ施行細則ノ形式ヲ以テ發シタル布令ヲ以テ本法ノ利益ヲ巴里外ノ質局ニモ及ホスコトヲ得

前記貸付高の制限は、借主の利益を害し、併せて動産擔保にて貸付を爲す巴里人の緊要なる金融機關の活動を妨げむとするを以て、今後永く行はれざるべし。

然るに本法實施後の經驗によれば、幾許ならずして最初の計畫は何等存在の理由を有せざりし事證明せられ、且證券擔保貸付高の制限は到底顧客の要求を満足せしむるに足らざることを舉示するに餘ありき。

過去七箇年の經驗を経て、千八百九十九年に至り質局監督會議及巴里市會は貸付高の制限を行政權の作用に委ね、或は法律を以て貸付高の制限を三千元まで高め、以て貸付高を増加せむことを屢、當局に促したりき。

世人の追慕して措かざる故巴里質局長エトモン・デュヴァール氏は千八百九十九年一月二十六日の監督會議に於て、制限的制度の弊害を説明して曰く、質物として引受くべき有價證券の種目中には佛國公債、國庫證券、質局の債券、鐵道會社の株券等あり。而して是等證券の株式市場に於ける相場は、現時の制限以上の貸付を爲すに餘あるなり。今其の一例を擧ぐれば、一名の債主が質局の貸付を請はむと欲し、五百法の貸付金の擔保として目下二千法以上の相場ある北部鐵道會社の株券を寄托することとせよ。然るに其の後同一の借主が該證券を以て再び貸付を請はむとするも、前記の制限あるか爲、其の便を失ふを以て、之に因り蒙る損害は、決して尠少なからざるべし。若し借主が五百法の貸付を受くる爲、相場に従ひ計算せば制限以上の貸付を受くるに足るべき巴里市の債券又は土地抵當銀行の債券を寄托せしときも、亦恐らくは同一の事實起るべし。

以上列記せしが如き不便あるが爲、勢ひ四百五十法乃至五百法の貸付は著

しく減少し、其の結果却て二百五十法乃至三百法の貸付頗る増加せり。質局の顧客は其の職業の種類千差萬別にして、アルチュール・ロジエー氏が代議院に提出したる重要な報告書中に在る借主一覽表中には其の職業の種類を左記の如く區別したり。

店員	三〇・七二%
商人及製造家	二二・三三%
職工	二七・五二%
公債所有者	一〇・六七%
自由職業	七・六六%
農民	〇・二〇%

代議院報告委員は、千八百九十二年乃至千八百九十六年時代の借主と千九百二年乃至千九百六年時代の借主とを對照し、證券擔保にて借入を爲す商人の数は少し減じ、二六・四八プロセントより降て二〇・九四プロセントとなり、店

員の借主は二九三五プロセントより三二四七プロセントに増し、又職工の借主は二五五二プロセントより二八二六プロセントに増加せしとを指示したり。アルチエール・ロジエ氏は前記の増減に付て説明して曰く、「商人が質局の助力を仰がむとするは概ね總勘定の時なり。而して當時質局の承諾する貸付高は商人所要の金額に足らざるを以て、勢ひ他の方面に於て其不足を補充するの途を講ぜざるを得ざるに至る。故に商人は最初一度は其不便を忍ぶことあるも、爾後は斷然質局より借入を爲さむとする意思を絶つべく、是れ即ち此の種の借主の減少を見し所以なり」と。

以上の小商人は其の必要に適應せる信用機關の創設を頻りに熱望せるが故に、五百法の貸付制限の撤廢は常に彼等の爲頗る便宜なるのみならず、貯蓄家又は商工業上の労働者も困難に際しては隨時證券若くは動産擔保を以て借入を爲さざるを得ざる必要あるを以て、彼等に取りても亦其の廢止は頗る便宜なり。是れ即ち千九百十三年二月二十六日ドンケール氏の報告に基き

貸付高の制限に關する巴里商業會議所の意見

巴里商業會議所より發表したる意見なり。左表は千九百六年乃至千九百十五年間に於ける證券擔保貸付事業の概況なり。

第一貸付

年次	件數	金額	貸付平均
一九〇六	二九、〇六七	七、一七八、七六四	二四六、九七
一九〇七	二九、八六七	七、四五七、八六三	二四九、七〇
一九〇八	三〇、五二六	七、五五二、一〇七	二四七、三九
一九〇九	二六、九五六	六、五〇六、四五〇	二四一、三七
一九一〇	二六、二六五	六、四二三、九九四	二四四、五八
一九一一	二八、五五三	六、九六四、六八五	二四三、九二
一九一二	三四、二一七	八、二〇七、〇二四	二三九、八五
一九一三	三九、〇八八	九、五二七、八九四	二四三、七五
一九一四	三一、〇七二	六、一八七、五八九	一九九、一三
一九一五	二五、八七九	五、六六三、五四〇	二一八、八四

第二更改數

年次	件數	金額	貸付平均
一九〇六	二二、九三四	五、四三三、八九五 <sup>註</sup>	三六、九二
一九〇七	二四、一四五	五、八一、〇四八	二四〇、六七
一九〇八	二三、九九一	五、八〇〇、一〇一	二四一、七六
一九〇九	二三、一七一	五、五二六、八七八	二三八、五二
一九一〇	二一、四七五	五、〇三〇、四七七	三四、二四
一九一一	二一、六五二	五、一一二、二二三	三六、一〇
一九一二	二五、五三四	六、〇五五、六五四	二三七、一六
一九一三	三〇、八七〇	七、四四三、〇〇九	二四一、一〇
一九一四	二一、一〇六	四、五四八、五三五	二一五、五八
一九一五	二一、五六八	四、六〇五、三一三	二一三、五二
一九一六	二〇、八五九	三、二一一、五四五 <sup>註</sup>	二五八、七〇
一九一七	一〇、九二九	二、七七五、六二四	二五五、六〇
一九一八	一三、四〇九	二、八〇五、〇〇三	二五六、六五
一九一九	一二、七九五	三、四三二、八六六	二五六、〇一
一九二〇	一二、二三六	三、二四五、一八八	二五三、六二
一九二一	一〇、九一二	三、〇九九、〇五〇	二五三、二七
一九二二	九、六五五	二、七八〇、四〇二	二五四、八〇
一九二三	一、四〇四	二、三八九、七〇九	二四七、五〇
一九二四	一五、〇七九	二、八一〇、七八一	二四六、四七
一九二五	一五、〇七九	三、三六七、八六六	二二三、三四

第三受出數

年次	件數	金額	貸付平均
一九〇六	二二、九三四	五、四三三、八九五 <sup>註</sup>	三六、九二
一九〇七	二四、一四五	五、八一、〇四八	二四〇、六七
一九〇八	二三、九九一	五、八〇〇、一〇一	二四一、七六
一九〇九	二三、一七一	五、五二六、八七八	二三八、五二
一九一〇	二一、四七五	五、〇三〇、四七七	三四、二四
一九一一	二一、六五二	五、一一二、二二三	三六、一〇
一九一二	二五、五三四	六、〇五五、六五四	二三七、一六
一九一三	三〇、八七〇	七、四四三、〇〇九	二四一、一〇
一九一四	二一、一〇六	四、五四八、五三五	二一五、五八
一九一五	二一、五六八	四、六〇五、三一三	二一三、五二

第四賣却數

年次	件數	金額	貸付平均
一九〇六	六、〇四七	一、六九二、三九八	二七九、八七
一九〇七	五、九二一	一、七〇二、七二四	二八七、五七
一九〇八	五、〇五五	一、四三二、七〇六	二八三、四二
一九〇九	五、〇五三	一、四三一、〇五九 <sup>註</sup>	二八三、二〇

九	五、二一五	一、四三五、五八三	二七五、二七
一	五、四四九	一、四九六、三六七	二七四、六一
九	四、九一二	一、三三八、二三〇	二七二、四四
九	五、三二三	一、四二二、二五七	二六七、一九
一	三、一四〇	八四九、〇一〇	二七〇、三八
九	一、九七八	四七二、八二二	二三九、〇四

一〇〇

戦時中即ち千九百十五年中の證券擔保貸付事業を示せば左の如し。

貸付	二五、八七九件	五、六六三、五四〇法
更改數	一五、〇七九	三、三六七、八六六
受出數	二一、五六八	四、六〇五、三二三
賣却數	一、九七八	四七二、八二三

開戦以後と雖千九百十四年八月一日以後十二月八日に至る間の外動産擔保貸付並に證券擔保貸付高は特に之を制限せず。今千九百十五年十二月三十一日に於ける質局保管の證券の種類を區別すれば左の如し。

質局貸付の種類

質局利用者の貯蓄心

一、巴里質局證券	一四通即總數の〇〇二%
一、國防證券	三三〇 〇五二%
一、國防債券	四三九 〇六九%
一、佛國公債	一、二六五 一九八%
一、巴里市證券	七二 〇一%
一、殖民地債券	二七八 〇四三%
一、外國政府公債	三、四七七 五四三%
一、佛國諸縣債券	一四 〇〇二%
一、巴里市債券	二九、四〇五 四五九二%
一、諸都市債券	三五 〇〇五%
一、佛國土地抵當銀行債券	二五、八一七 四〇三一%
一、鐵道會社株券及債券	二、八九五 四五二%

四十三法七十五サンチーム(一サンチームは約四厘)、千九百十四年に於ては百九十九法十三サンチーム、又千九百十五年に於ては二百十八法八十四サンチームにして、質局の職権を以て賣却せし質物の割合は一プロセントを超えず。此の如き成績は即ち質局の利用者の間に貯蓄の慣習の絶えざることと證するものなり。又質局に於ても此の新事業の爲め何等の損害を蒙ることなし。

千八百九十一年の法律に従ふときは擔保として許すべき有價證券は質局長より監督會議の意見を經て、縣知事の認可したる一覽表に指定せらるゝものにして、此の如くにして選擇されたる證券擔保の貸付高は、佛國年金公債、大藏省證券及負債券はその額面金額の八十プロセント、其の他の有價證券は七十五プロセントと定めたり。然れども若し株式取引所に於ける有價證券の相場が十五プロセント以上下落せしときは、借主は貸付期限中と雖も貸付金の一部の返還を強制せらるゝことあるべきなり。過去二十四年間の經驗に徴するに、期間長期に亘るときは往々有價證券の相場下落を招くことあり

動産擔保  
の借主と保  
證の借主と保  
の借主と保  
の差別

開戦後  
の擔保  
の増高  
の加付

と雖、其の擔保の全體より見るときは、其の効力の確實なること明なり。

有價證券擔保貸付より收得せし利益は、其の當然の反射として動産擔保貸付金の利子及其の手續料を低減するの途に用ひたり。

動産擔保の借主と證券擔保の借主とは其の待遇異り、證券擔保の借主を害することなきかは世人の疑ふ所なりと雖、證券擔保の貸借には六法二五サンチーム(六法は利子、二五サンチームは手續料)を要するも、動産擔保の貸借には利息及諸費を合せ現今借主が十法を負擔することを想起せば、從來の疑問を氷解せしむるに餘あるべし。是に由りて之を觀れば、此の兩種の顧客の待遇上毫も公平を失するの虞なきなり。且、這次の戦争は、從來の非難を一掃せしめ、信用機關は、擧つて證券擔保の貸付を停止したるも、獨り佛蘭西銀行は依然其の業務を繼續し、又質局も萬難を排し、最も有利の條件を以て證券擔保の貸付業務を維持したり。

千九百十四年七月末の五日間、即ち各種の信用機關が其の門戸を閉鎖せし



ときに當り、質局の證券擔保の貸付高は却て倍加せり。即ち千九百十三年の同期間に於ては貸付は七百六十六件にして、其の金額は十九萬二千九百九法なりしも、千九百十四年に於ては其の貸付は千二百五十一件にして其の金高は三十四萬八千七百九法なりき。

爾後召集兵の發足と事業の沈滞とは自ら貸借事業を縮小せしめたりと雖、決して其の事業を停止することなく、最も満足なる條件を以て之を經營し、千九百十三年に於ては證券擔保の貸付高は、九百五十二萬七千八百二十四法なりしも、千九百十五年中の貸付高は減じて五百六十六萬三千五百四十法に降れるのみ。

今兩種の貸付高を比較するに、動産擔保の貸付高は千九百十三年に於ては四千六百十八萬七千七百五十法に達せしが、千九百十五年に於ては其の金高は千三百二十萬九千三百一法に減ぜしを以て、其の減額は證券擔保の貸付高の減少よりも更に顯著なりと謂ふべし。

動産擔保の貸付高の減少

他國に於ける同種金融機關

戦時に於ける金融機關の計畫

開戦以來證券擔保の貸付高の制限は質局監督會議、巴里市會及巴里商業會議所の希望を參酌して改正せられ、其の結果借主には大なる利益を及ぼしたりと雖、其の貸出高には増加を來さざりしこと明なり。

佛國の戦時經濟政策は頗る消極的なるも、英國及伊國の政策は能く前途を洞察し且頗る果斷に出づるものあり。又瑞西國は國立貸付金庫を創立し、戰場に於て殘忍なる敵國が此の種の機關を組織したるは既に千九百十四年八月四日以前にして、其の施設經營には充分の力を致し、本業務に就ては却つて先鞭を就けたるものと謂ふべし。

戦時の事情に適切なる庶民信用機關に關しては未だ深く論究せずと雖、要するに假令時期後れたりと雖も大藏大臣リポー氏と代議院の府縣及市町村行政調査委員中の強硬なる報告委員との間に、其の機關に關し協議の成立せしは甚だ悦ぶべきなり。

アルチヤール・ロジエー氏の報告書中年報の部に掲載されたる千九百十六年

貸付高の制限  
佛蘭西の銀行  
最高貸付の制限

一月三十日の書簡に、同氏は法定の貸付制限を行政上の制限に改正せむとする理由を極力主張して曰く、「千八百九十一年七月二十五日の法律に掲記されたる証券擔保貸付高の最高限を五百法と定めたる理由は單純にして、佛蘭西銀行に於ては五百法以下の貸付を爲さざとの一事に過ぎざりしなり。然れども第一回の法案起草の時、即ち千八百八十八年十月十五日より該法案可決の間に、佛蘭西銀行が貸付高の最低制限を二百五十法に低減せしことを注目するを要す」と。

貸付高の制限  
質局の危険  
上との危険

故に千八百九十一年の立法者は質局には銀行の顧みざる者を顧客と爲すことを許し、質局の爲め特に規則の除外例を設けたるなり。即ち大なる信用機關に對し斟酌を爲せしに過ぎざると雖、現今に至りては概ね信用機關に於ては証券の持參人に對し毫も貸付を爲さざるが故に、何人と雖前述の如き理由を主張するは其の敢て爲さざる所なるべし。然らば今や貸付高の制限は貸借上の成行きより起る危険に對し質局を保護せむとするの外、他に其の目的あ

らずとは、衆説の既に一致する所なり。

## 第四章 佛國の人口繁殖策

(一九一七年一月十五日ルヴェ、デ、デウ、モンド所載)

佛人エミール・ピカール述

【摘要】一、現戦争の教訓により軍事上幾多重要な要素ありと雖、軍隊の資質が其決定的要素たるは常に眞理たるを失はず、且國家の隆替亦一に茲に繋れるを覺り、戰場に流されたる優良なる血を恢復せむが爲、現戦争を動機として、各國人口問題に深甚なる注意を拂ふに至れり。戦前より人口減退を憂ひし佛國に於ては其の講究更に熾となり、本論文亦その一たり。

一、佛國に於ては第十九世紀以來漸次人口減退し、出生率は前世紀後半より現今に至る約四十年間に千人に付き二六・一より一八・一に至れり。之を伊の三三、獨の三一に比すれば霄壤の差あり。而も出生率は死亡数を超ゆる能はず、此て過さば總て民族滅亡の悲運に際會すべし。佛國の將來

を賦するもの蓋し根據なき樂觀說、文明中毒の謬說に外ならず。

一、人口減退の原因を按ずるに一にして足らず、利己主義、享樂主義の流布、從て晩婚、母たるの恐怖、家族重荷の回避、墮胎施術の容易等、因は果となり、果は因となつて人口減退は人をして苟且嬰退ならしめ深く人心を腐蝕したり。是に對し死亡率の減少を計り、墮胎術の嚴重なる禁壓、酒精飲用の禁止、家庭尊重の念の涵養の如き有用の策たるべし。特に最後のものに至つては人心の機微に屬し重大なる策たらずむばあらず。放恣なる文學の惡影響を杜絶し、法典の不用意なる結果を去り、税制を改め、家庭の負擔を輕減するが如きは國家の緊急なる責務なり。

一、家庭形成の基幹としては三兒制を妥當とすべし。三兒以上の家庭には國家は悉ゆる保護便宜を與へ、三兒以下の家庭に課税して、三兒以上の家庭には小兒一人の養育最低年額百八十法の手當金を支給し、更に三人以後の出生兒に對しては一定條件の下に獎勵金を與ふべし。其の他、相續

制の改良、官吏優遇、選舉權に關し家庭事情を參酌する等、家庭尊重の念を養ひ、その維持を容易ならしめ、以て人口の増殖を計らざるべからず。

國利民福を念とする全佛蘭西人が専心研究すべき問題多々ありと雖、其の最も重大なるは我人口問題なることは衆説の一致する所なり。出産問題は久しき以前より經濟學者、道德家の注意を惹起し、佛國人口増殖を目的とせる幾多の團體設立せられたるも、就中最も古きは佛國人口増殖國民協會(Vallée nationale pour l'accroissement de la population française)にして、二十年前ジャック・ベルチヨン氏によりて創立管理せらるゝものなり。其の他著名なる生理學者シヤルル・リシエ氏、有名なる經濟學者コルソン氏の如き、我國の將來に最も恐るべき影響を及ぼさんとする人口問題に關する重要論文を公にしたり。開戦數个月前に佛國の隆盛發達を目的とし、エルネスト・ラヴィス氏及ボー將

人口問題  
は佛國に  
於て最も  
重要な事

軍の發起にて創立せられたる「佛國同盟」(Le Ligue française)も亦人口問題を研究したり。以下數頁に涉り、佛國同盟の人口問題研究の結果に就きて余の所感を述べ、併せて我出産率の復舊を計る爲各種の方策を提供せむとす。

不用意な  
る樂觀説

歐洲戰亂勃發前樂天家は曰く、「吾人は區々たる人口問題の如き些事に就きて言はざるべし」と。彼等は人口問題に就きて悲觀的議論を唱ふるの結果は、從來の國民の安定を害し、各方面に反響を生じ、爲に重大問題を惹起せむことを恐れたるなり。彼等樂天家は偉大なる過去を有する佛國民はその臨終も隨つて永く、佛國は少くも彼等の存生中は存在すべしと思惟したりき。然れども形勢暗澹たりし千九百十四年九月初旬、我勇敢なる軍隊は人員不足にして、雲霞と寄する獨軍に比して遜色ありし事を思はざるもの抑幾人ぞ。人されば多少誠實なる口實ありとも沈黙を守るべきにあらず、今や佛國が一度墜落せば再び脱出するに由なき深淵の縁邊に立ちつゝあり、若し吾人を沮止

する者なき時は我國は昔年ならずして世界の國民名簿より削除せらるゝに至るべきことを普く國民に知らしむべきなり。

抑十七世紀に於ける佛國は大國にして、その人口は歐洲人口の約半數に達し、十八世紀に於ても等しく歐洲に於て第一位にありしが、十九世紀に至り我人口減少は日を逐うて甚しく、千八百七十年に於ける佛國人口は三千六百萬にして、獨逸人口と殆ど伯仲の間に在りしも、現今に於ては佛國人口三千九百萬に對して獨逸人口は六千六百萬となれり。而して出生率の減少は年々甚しく、千八百七十一年に於ては千人に付二六・一、千八百七十九年に於ては二五・三、千八百八十八年に於ては二三・七に減少し、爾來絶えず低下して千九百十年には一九・八となり、千九百十四年には一八・一となれり。人口繁殖に缺くべからざる要素は出生數が死亡數に超過するにあり。然るに過去二十五年間我國に於ける該超過は平均皆無といふべく、死亡數が出生數に超過せしとすら數回に及び、千九百十一年の如き死亡數が出生數を超過せしこと三萬四千人

に及びたり。現今我出生數が毎年千人に付一八・一に過ぎざるに反し、獨逸は三一・六、埃國三三・三、英國二六・六、伊太利三三・三なり。吾人は獨逸と同率に達せむとせば、毎年の出生數を尙五十萬人増加せざるべからず。

今開戦前數年間に於ける毎年の各國人口増加數を比較せむに、一萬人に付獨逸は百四十一人、英國は百十五人、埃國は百四十一人、伊國は百十三人、而して佛國は僅かに七人に過ぎず。

吾人は世の所謂識者が自ら慰めむ爲め、久しき以前より何れの國たるを問はず、出生率は規則的に減少するものなる事を認め、該減少は文明發達の必然の結果なりと言明せるを屢、聞知したり。各國共久しき以前より出生率減少の傾向あるは事實なるも、文明發達の結果として該減少の原則が先天的且必然的なりといふに至りては疑なき能はず。蓋し科學應用の進歩は物質生活の條件を益、容易ならしめ、人口を増加せしめ得べければなり。唯だ重要なるは上述の數字を比較するにあり。七なる數は百二十内外の數に比較すれば

實に霄壤も管ならざる感あり。今十二歳以下の男女兒童に就きて見るに、獨逸は現に千八百萬の兒童を有するに反し、我國は八百萬人に過ぎず。佛國周圍の國民は凡て増加するに反し、佛國のみは停滯の狀況にあるなり。

## 二

戰亂勃發前にありては、是等統計は時宜に適せざるものと看做され、且是等統計は廣く公衆に讀まれざる出版物に載せられたるを以て、何人も此の弊風を外部より知るに由なかりき。之を知れる二三の人々も重大なる危機に思ひ及ばず、人口の減少は文明の極致を象徴するものなりと思惟したり。是れ實に滅亡せむとする國家に行はれたる厭ふべき僻論と謂ふべし。世人は時として獨逸人の無分別なる出産数を蔑視し、獨逸が人口過剰に苦むに至るべしと信じたりしも、事實は之に反し、獨逸の田園は人口稀薄にして人口の過剰問題を見ず。されば目下同國に於ては確定名義に於ける外國移住は極端に制限せらるゝ有様なり。獨逸の出産率は彼の恐るべき勢力要素の一にし

樂觀論者  
の見たる  
獨逸の人  
口問題佛國の人口  
の減退と  
獨逸の衰  
微問題

て、此の侵略國民は之を以て世界を統治し得べき事を信じたり。

人口問題の重大なることは何人も之を認め、出産率の減少が我國に於ける萬般の生産力を衰退せしめたること疑なく、又出産率の衰退は我商工業の他國に比して比較的沈滞の狀態にある一原因をなすものなり。佛國にして人口豊富ならば、工場に於ては一層多くの職工技師を得べく、又一層多くの派遣員を以て海外に我工業生産物の販路を擴張し、商業を發達せしめ得べきのみならず、我自然界に於ける富源の開拓を全然放抛し、或は之を外國人の手に委ぬるが如きことなかりしなるべし。人口稀薄なる國家が如何にして科學、文學、美術界に偉人を生み國威を發揚し得べき。世人も知るが如く、獨逸は科學の力を以て統治の手段となせり。獨逸學者は創造力を賦與せられずとするも、その人數に富み、整然たる組織的研究に依りて、他國人の思想を利用し、屢々公益に貢獻したり。最後に吾人は斷言せむとす。若し佛國にして千九百十四年に尙千五百萬人或は二千萬人の人口を有せしならば、今日國家の運命を賭

して慘憺たる戦争に参加するを避け得しならむ。

又聯合國が一致協力して終に獨逸を屈服せしめたる日を思はざるべからず。戦勝ちたるを以て事成れりと謂ふべからず、尙一步を進めて戦勝を利用せざるべからず。然るに若し我人口が停滞或は減少の状態にあらば、幾んど能く之を爲し得む。吾人は永く幸福なる平和を享受し能はざるべく、而して我勇敢なる同胞が流したる貴き血潮もたゞ數年後に我國の破滅を來すのみなるべし。世人は此の不吉なる言を聞かば戦慄すべけれども、既に幾部分荒廢し、或は外國人の移殖し來れる佛國にして國民の一致せる活動を缺かば、容易に敵の新なる、而して最後の侵略の犠牲たるべきは自明の理に非ずや。

されば諸問題中、我出生率問題は最も重大なるものなり。將來の佛國の再建を計畫するは最も必要なるも、之れが條件として是等凡ての回復に必要な人員を要することを思はざるべからず。

## 三

人口問題  
は又道德  
問題と關  
聯す

出生率  
退の原因

吾人は我人口の不足が國家に及す危険を説き、その經濟軍事方面に及す影響に論及したり。然れども是れ問題の半面に過ぎず。人口問題は特に道德問題に屬すべきものにして、社會道德竝に個人道德は重大なる該問題と密接の關係を有す。抑、人の生存せむとするの欲望は人性の本然なり。献身犠牲の精神を主として念頭に置かざるべからざる特殊の場合を除き、生命を相傳するは必然の義務なり。或者は此の義務の起源を宗教なりとし、家族の發達は世界を知ろしめす神の攝理、或は自然界の法則の定むる所なりとし、或者は之を愛國心に歸す。ベルチヨン博士の言の如く、國家の存續に協力する義務は、國家を防護する義務と等しく、國家の存在に缺くべからざるものなり。

佛國に於て恐るべき出生率の減少を惹起したる原因如何。我國民は年老い疲勞して出生率すること不可能となりしや、否然らず。例へば加奈陀、アルジエ、リ、及アルザス州等、我人種の散在せる諸國に就きて見るに、我人種は他國民と等しく出生率あり。又我本國にありても今尙此處彼處に子女多き大家

族の散在せるを見る。出産率減少の眞因は極めて單純にして、多くの場合、両親が好むて子女の數を制限したるに由る。

利己主義快樂の渴望、大家族を維持する努力に對する恐怖心等は、出産率を沮止する主要原因なり。同時に結婚の行はるゝこと一層稀にして、加之晩婚の傾向あり。凡ゆる社會階級に於て青年は持參金を不充分なりとし、少女は青年の社會的位置を餘りに平凡なりとなす傾向あり。予は戰線より接し書簡中に幾度か同種の證言を見出したり。一兵卒予に寄書して曰く、「予は三十五歳にして屢結婚せむと勉めたるも、相手は一勞働者、一日傭人を欲せず、己れは何事も爲さずして、養ふべき立派なる勤人を望めり」と。若し是等の女子をしてその所感を忌憚なく予に書き送らしめば、彼等は利己主義に傾きたる青年獨身者中に夫とすべき者無きことを申出づるもの少からざりしなるべし。

二年以來、吾人に最も同情を表したる著名なる一米國人は、曾て莊重なる文

ルーズヴ  
の寄書出産の減  
退は人を  
荷且退嬰  
たらしむ

章を以て英國人に寄書して曰く、「國民が母たるの恐怖を語るに至らば、その民は朽ち敗れたるものなり。男が額に汗するを厭ひ、女が母たるの苦みを恐るゝ時は、彼等の將に地獄に墮ちむとするなり。斯る民は潔き心を有てる強き者の侮を避けむ爲、地より消え失すべし」と。前大統領ルーズヴェルトの此の嚴肅なる言説は何等特定の國民に對して試みられたるものにあらずと雖、希くは前大統領の激語をして、我國に適用せしむることなからしめよ。

出産率の減少は最初世人の人格、意志墮落の一結果と見られしも、今や却て人格、意志墮落の一原因となりたり。即ち一人息子の家庭に於ては概して精力主義の教訓行はれざるに反して、子女多き家庭に於ては勤勉の氣風發達する機會多く、子女も亦獨立心に富み、自己を教養せむが爲、兩親の勞苦する有様を見て、生活の重大なることを知悉せり。凡て個人たると國民たるとを問はず、その將來を全然安固なりと認むるは誤りにして、不斷の努力は生存の法則なり。我中流人士及農民は確に賞讃に値する徳操たる貯蓄心に富めり。然



れども此の徳にして極端に走るときは活氣を失ふに至る。我敢は曰く、「佛國人は進取の氣象に乏しく公債に衣食する國民にして、彼等は節儉なるも何等企業する所なし」と。又佛國勞働者は屢、經濟上の某學說の影響を受け、勞働者需要の膨脹する時期を待つを利ありとし、恰も目下の工業の衰退は他日永續の利益を生ぜしむるものなるが如く信じたり。

## 四

吾人は決して吾人を腐敗せしむる此の弊風を打破すること不可能なりと信ずる能はず。或者は正面より人口増殖問題を研究せずして、單に死亡數を減少せしむる事にのみ專念せり。然り實に是に就ても一層の努力を要すべく、而して特にバストル(Pastour)の學說は有効なる結果を來すべし。衛生學も亦長足の進歩をなし、ルーセル法(loi Roussel)の如きは嬰兒死亡數を減少せしむるに與て力あり。然れども吾人は誤解すべからず。世人は必然的に死亡數の減少は必ず人口の増加を來すものなりと考ふれども、ベルチヨン(Bertillon)氏

人口増殖  
を妨ぐる  
因の諸原

の統計に依れば事態は一層複雑なるを見る。大多數の國家にありては死亡數出產數を比較するに、死亡數の多少と出產數の多少とは正比例をなすものなり。

人口減少の他の一因は墮胎手術にして、是れ實に容赦なく責むべき罪惡なり。此の弊風は今や社會的大禍害となりて甚しく傳播し、權力も之を停止せしむるに由なし。公權發動せざるに於ては、公權はその義務を盡さざるものと謂ふべく、立法者は法律を一層嚴酷にする必要を認め、速に之が準備に着手すべし。予は酒精中毒に就きて再説するの必要を認めず。酒精に關しては從來幾度となく之を説きたるも毫も其の效果の認むべきものなし。酒精は死亡數を増加し出產數を減少する盡力ある神の禁止せる毒物にして、その飲用は全然禁止せらるべきものなり。

然れども空想を抱くべからず。如何に科學の力に依り死亡數を減少せしめ、法律の力に依り破廉恥なる手術を打破するも、尙其の得る所の結果は不充

家庭尊重  
の念を振  
興すると

分なるべし。一層直接の方法を發見するに非ずむば、我國の前途誠に寒心に堪へざるものあり。

人は衷心に於ては家庭を作り、之を増殖する希望を有すること勿論なるべければ、此の所に出發點を求め、先づ第一に此の希望に適すべき手段方法を追究すべきなり。即ち最初に世人は、一般に吾人の幸福を最もよく保障する家庭道德が、從來餘りに閑却せられたるを、再び尊重せしむるの要あり。教育家、操觚者、各宗派の宣教師等は、一致協力して世人に道德律を尊重せしめ、生命の傳達義務あることを理解せしむべし。

其の他家庭道德に利益ある雰圍氣を形成するを要す。我文學及劇場は家庭道德の尊重に殆んど意を用ゐざるを認め得べく、又或種の出版物は外國に於て吾人を誤解せしむること屢なるを知る。將來の文學を計畫するは予の目的にあらず、又予の能くする所にあらざるも、予は單に將來の文學が家庭に悪影響を及ぼさざらむ事を望むのみ。

文學の惡影響の防止

法律の惡結果

法律も亦此點に關し效果なかりき。前世紀以來立法者は家族の發達に關する法律の運用に就きて研究したるもの稀なり。善意を以て制定したる法律も屢、偶然の事端に依りて出産率の減少を來し、加ふるに社會制度は個人利己主義と協力したるの觀あり。曾てルナン (Renan) の曰へるが如く、我法典は棄兒として生れ、獨身者として死する市民に對して制定せられたる如き觀あり。

世人は子女多き家族を尊重せざるのみならず、之を憐み嫌忌する傾向あり。一匿名獨逸兵が最近予の人口繁殖策に專念するを賀して送れる卒直なる一書は右の事實を説明して餘あり。曰く、「佛國に於ては多くの子女を有する事を殆ど恥辱の如く思へり。予が妻と四人の子供と共に外出せむとするや、隣人等は我等を或は侮辱せるが如く、或は憫むが如く注視し、屢、彼等が次の如く言ふを聞けり。「何たる騒々しさぞ、そは一群の兒童を有せる母なり」と。予の子供等が梯子段を降るに際して、新聞を讀みつゝありし子供なき隣人を妨

兒童嫌忌風潮の一例

げしは事實なり」と。或家主は子供等を犬ビヤノと共に家の静穩を妨ぐるものと看做し、甚しきに至りては家族の父たるものは子女多きの故を以て嫌忌せられ、獨身者には容易に求め得る貸家を求め能はざるなり。

人口増殖は國家の責務なり

國家は其の存在に關すべき人口問題に就きて重大なる義務を有す。國家にして出産數を増加すべき法律を公布せざれば自滅の運命に逢著すべし。國家は子女多き家族を尊重し、その生活を容易ならしめ、斯くて大家族に就きて有する公衆の誤れる觀念を改善することに努力すべし。されば吾人は假令家庭を設けむとする希望を世人に起さしめずとも、少くも此の希望の實現を妨ぐる或障害を除くに足るべき正當なる立法政策の行はれむ事を切望するものなり。

五

三兒制の維持保護

今緊急の研究を要する諸點に關し詳説せむとす。抑國民の存續と發達とを計らむとせば、結婚に依り少くも三兒を擧げむことを要す。その結果とし

て國家は三人以上の子女を有する國民に對しては債務者にして、之に反し故意たると然らざるとを問はず、祖國の存續に必要な條件を分擔せず、若くはその分擔不充分なる國民は、國家に對して債務を負ふ。實に國家は孤立せる人類の單一なる凝結物に非ずして、ヒュステルド・クローランジ(Hustel de Coulanges)の言ひし如く、共通の思想、利益、希望を有せる組織的集合體なり。吾人は子女三人以上を有する國民の出費を輕減する爲に、子女三人以下を有する國民に課すべき各種の賦課法を考ふる事を得。三人以上の子女を有する國民に對しては一部の納稅義務の免除を行ふ事を得べく、その詳細に至りては茲に論ずるの要なし。斯くては人爲的に非ずして、三人の子女を有せざる人々を懲罰するに至る結果を生じ、不當なりとの非難起らむも之れ誤れり。吾人は何人も懲罰するを目的とせず。前文中に處罰の意を毫も含まず、單に總ての國民間に於ける家庭の負擔を平均せしめむとする意向あるのみ。國家は斯くして得たる資金を手當金及出産獎勵金に充當するを得べし。

吾人は子女多き家庭即ち三人以上の子女を有する家庭に手当金を贈與せむことを建議す。統計の示す所に依れば、少くも地方に於て十三歳迄の小兒の養育年額は最低百八十法とす。吾人は三人以上の子女を養育する總ての戸主に對し、最初の三人の子女に如何なる事件偶發するも、四人目以後の子女には十三歳に至るまで小兒一人に就き年額百八十法の手当金を支給すべきことを要求す。

上述の主義に依り該手当金は三人以上の子女を有する總ての家庭に平等に贈與せらるべきものとす。これは救助にあらずして國家に依り契約せられたる負債の支拂なればなり。手当金の贈與を或種の國民にのみ限るは、該計畫の趣意を誤るものなり。

佛國が子女多き家族に對する義務は寡婦に關して一層顯著なるものあり。されば吾人は寡婦にして同時に四人以上の生存兒を有し或は有したりし場合には、四人目の小兒並にそれ以下の小兒のみならず、三人目の小兒に對して

も一人に付き年額百八十法の手当金を支給すべきことを要請するものなり。出產獎勵金は手当金とは別物にして、吾人は少くも子女三人を有する家族に對して該獎勵金を贈與すべきことを建議す。該獎勵金は以下述ぶる條件に従ひ、最初の二人の子女の生存せる場合に限り、第三人目以後の子女に對して贈與せらるべし。該獎勵金は何人に與ふべきか。吾人は先に述べたるが如く、總ての家族に贈與せむと欲す。然れども茲に生ずる困難なる問題は、斯くては寧ろ出產を防止すべき各種の缺點を有する人々の間にも出產を招く恐あること是なり。されどそれは除外例を杞憂せるものと謂ふべく、シエル縣代議士ブルトン(Bretton)氏は、豫め保險の方法によりて醫師の健康診斷を受けしめ、望ましからざる父母には獎勵金の利益を與へずして以て出產を避けしめむとせり。獎勵金は結婚當時若くは出產の十箇月以前に健康に就き保證せられたる家族にのみ留保せらるべく、其額は千法に一定せられ、總ての被保證者に贈與せらるべし。獎勵金は小兒が生後六箇月に達したる場合に限り

て支拂はれ、又此場合には之を要求するを得べし。斯くて該奨励金は同時に嬰兒の發育に必要な親の注意を喚起せしむる作用をもなすに至るべし。

該奨励金に關して幾多の反對論を生じたり。或者は前述保證制度に反駁を試み、或者は奨励金の名に不快を感じたるも、奨励金が出産率増加に與りて力あるを思はゞ、此の危急存亡の秋に當り此の種の細事を顧みて斷念すべきに非ず。其の他奨励金の浪費せらるべきを懸念する者あり。世には贈與せられたる凡ての金品を浪費する者あるは事實なるも、斯く節儉なる我國に於て斯の如きは稀なるべく、予は寧ろ我勤勉なる田舎に於ては、奨励金は牡牛或は田畑の購入に利用せらるゝに非ずむば貯金せらるべきを信ず。父の奨励金悪用を防止する爲に或方法を講ずるは必ずしも難事にあらざるべく、最近公布の法律に依り認可せられたるが如く、母に奨励金を贈與するが如きはその一例なり。斯くの如くにして子女三人を有せざる國民に課せらるゝ租稅收入が巨額に達せば、喜ぶべき現象と謂ふべし。蓋し其の時は我人口は眞面

奨励金は  
其の效果は  
を擧げ得  
べし

目に増加すべきを以てなり。然れども三人の子女を有する者少なき現在の狀況にありては、未だ斯くの如き事なかるべし。次にリシエ教授 (Le professeur Richet) の言へるが如く、壯年者が其の勤勞に依り二千法の年所得を獲得するを思はゞ、一佛國人の出産に對して與ふる千法の奨励金は敢て惜むべきにあらざるを知るべし。吾人は出産奨励金は最も經濟的にして最も效果ある人口繁殖策なりと思惟す。

## 六

既に説きたるが如く、我法律の多くは出産率の増加に就き何等顧慮する所なく、又家庭が實に國民生活の細胞たることを閑却して制定せられたり。否或法律の如きは間接に人口の減少に協力したるものすらあり。例へば勞働事故に關する法律の如きは、或長所を有すれども、雇主をして獨身者のみを雇入れしめむとする缺點あり。兒童の勞働に關する法律も亦然り。其の他の法律も國家生存の要素を保護する事なく、例へば家族少きも自己の怠慢によ

現行法規  
の不用意

りて貧窮せる老衰者と、子女多き家庭を維持したるが爲めに老後を養ふべき貯金を爲す能はざりし老衰者とを毫も區別せずして、國庫金を支出せしめたり。此の見地よりするも労働者退隱に關する現行法律は不公、平なりと謂ふべし。

税制の  
不意の  
大なる  
負擔の  
重過ぎ

財政法規に於ても亦子女多き家族を保護する點に就き懸念なき能はず。消費税は佛國に於て最も重く、その子女の數に比例して家に課せらる。されば子女多き家族は之が賠償として直税を大に輕減せらるべきに拘はらず、事實は之に反し、直税も亦子女多き家族に重く課せらる。動産税の如きは其の一例にして、此等子女多き家族の占むる家屋は一層面積を要すればなり。所得税も亦同様の缺點を有す。元來所得税は累進性を有するものなれば、課税すべき所得は個人所得なり。即ち所得税の基礎とすべきものは家族の總収入に非ずして、その總収入を家族の人數にて除し得たる商たるべし。共同生活は單獨生活よりも安價なるの故を以て反駁を試むる者あるも、子女多

均分  
法  
の  
相續  
財産  
の  
繁榮  
の  
害

き家族が負擔する過重なる間税に對する賠償として所得税に關して多少の恩典に浴せしむるは當然なり。一般の課税に關し法律は三人以上の子女を有する家族に對しては輕減すべし。例へば動産税の徵稅名簿を作製するに際しても、現時に於けるが如く一定の金額を差引く事なく、子女の數に比例して金額を差引くべし。相續法も亦人口問題に重大なる關係あり。相續財産均分法が國家の一般的繁榮を阻害し、又財貨を細分することがやがて出產數の減少を來すは争ふべからず。且又現行分割法は不條理なる平等の性質を帶び、實質に於ては明かに不平等なり。吾人は民法の規定する平等分割法は、子女多き家族に於て、弟の爲に特權を設くるものなることを信ず。例へば四十歳と二十四歳との二人の子息はその相續分配額の使用能力に就きて相異なる境遇にありて、年少の次男は長男の得る能はざる利益を同額より得べし。人或は予が例外的場合を擧ぐるを反駁し、子女の年齢は多くの場合接近せ

りと言はむ。然らば今茲に四十歳と四十一歳との二人の息子あり、前者は五人の子女を有し、後者は單に一人のみを有せりと假定せよ。彼等が平等の分配額を受くるの不條理なるとは何人も之を認むべし。相続に際して死亡者の家族は單にその子女のみより成立せずして、その孫も亦家族の一員たることを考慮し、此の見地に依りて財産分割法を制定せば生産數の増加を保護し、又民法に一親等の卑屬のみを後繼者と定められたる特權に關する不條理を矯正することを得べし。吾人は現行法律と多少聯絡を保たしむる爲被相続者の財産を平等に二分し、一部分は從來の慣習に依り分配せられ、他の一部分は次の如く一親等の卑屬間に分配せらるべきことを建議す。即ち各一親等卑屬の有する小兒の數に一單位を加へ、而して分配は斯して得たる數に比例して行はる。例へば死亡者が夫れ一人と五人の子女を有する二人の親等の卑屬を有せりと假定せば、分配は三と六の數に比例して行はるべし。尙民法中の平等分配を規定せる條項を廢止するを要す。蓋し平等分配は

相續制度  
改正の意  
見

農工業に不利益なる財貨の細分を生じ、又子孫の數の減少を來し、佛國家庭の弊害たる一人息子の現象を生ずればなり。然れども該規定の廢止のみに満足せず、吾人は一層精確なる方法を執ることによりて、戸主をしてその事業が他日不幸なる分配に依り絶滅せしめらるべき恐怖より免れしめ得べきを信ず。即ち農工業に關する各種相続人の有する權利を特殊の性質を有する株式となし、相続人の爲めに先買特權を附すれば可なり。該規定は最早後繼者の一人が自由に處分し能はざるべき農業に對して特に重大なる關係を有すべし。

以上は單に遺言なき相続の場合に關す。遺言の自由に關して佛國の相続法が戸主に與ふる自由の範圍は他國に比し最も狭し。遺言の自由の完全なる英米は暫く之を措き、其の他の諸國に於ても財産處分の可能額は佛國に於けるよりも大なり。遺言の自由は財産の細分を避くる爲に建議したる前述の改革に比すれば、出產數の見地よりして左迄重大なるものにあらずれども、

遺言額の  
擴張を必  
要とす

吾人は處分可能額を増加し、例へば相續の半額に高め、被相續者をして該増額を子孫の利益に使用せしむべきを至當と信ず。

七

子女を有する官吏の保護

其の他子女多き家族の住居、此等家族に與ふべき各種の利益、家庭の父に留保せらるゝ地位等の如き、多くの研究すべき問題ありと雖之を略す。吾人は單に多くの經濟學者が國家の行政に於て何等特殊の技能を要せざる職務は之を子女多き家族の父に保留せむ事を要求したることを一言せむ。該方法は慥に道德上大なる効果を生ずべく、目下獨身官吏は餘りに優遇せらるゝ傾向あり。

我國の如き官僚制度の甚だ發達せる國に於ては、官吏の昇級に關する規則は出產數に多少の關係を有せしむべし。されば故參進級に關しては四人目以上の子女の出產に付き加俸を給すべく、且年末賞與金は子女三人以上の家族の父にのみ賦與するをよしとす。

選挙法上の特權を父に與ふべし

最後に選挙法に關する改正に就て述べむ。吾人が普通選挙と稱するものも實は非常に制限せられ、國家將來の進運に最も關係を有する子孫は議會に於て代表せられず。即ち三人以上の子女を有する家庭は佛國人口の半數以上(二千三百萬人)を占むるにも拘らず、其中選挙權を有する父は總選挙權者の三分の一(三百五十萬人)に過ぎず。吾人は同等の社會的境遇に於て家族を養ふ父の國民的價値は、獨身者のそれに優れることを思はざるべからず。されば此等兩者を同様に看做すべきにあらずして、彼等に各、相異なる係數を賦與すべきなり。該係數は戸主の負擔せる人數妻及未丁年子女に從つて之を定むるを至當とす。此の家族投票に於ては總ての家長はその選挙投票に己の負擔せる人數妻及未丁年子女に等しき選挙投票數を加ふべし。されば五人の子女を有し且妻の生存せる一家の父は七選挙投票權を有すべく、獨身者は一選挙投票權を有するに過ぎざるべし。該問題は之を一層法律的地見地より觀察するを得べく、即ち佛國人は年齢の如何を問はず凡て私權を有し、而して



之が必要保障として參政權を有すと考ふるにあり。斯く考ふときは家長は實に妻及未丁年子女の爲に選舉投票すべきなり。

若し父が死亡せし場合には、戸主なる寡婦は同等の權利を享有すべし。吾人は斯くして家庭の母を尊重する外に他意なく、而して此の問題は人口問題に關係なき彼の婦人選舉投票問題とは全然別物なりと思惟す。

眞の普通選舉は家族投票に依りて之を實現し得べく、吾人は家族選舉投票法の採用を缺くべからざるものなりと信ず。此の重要改革を閉却せむか、家庭を發達せしめ之を保護すること不可能なるべし。家族投票はシテ(五)巴里の最古中心地に多數散在せる大家族の尊重すべきことを最も能く世人に周知せしむべく、而して該地域に於ける一般心理狀態を速に一變するに至るべし。

其の他凡ゆる方法を講じて、子女多き家族を尊重するに勉むべし。祖國に多くの子女を與へ、以てその將來を保護する人々を公衆に尊重せしむるを怠るべからず。現戰爭に於て最も殘酷なる艱苦を嘗むるは大家族にして、佛國は彼等に對して永久に感謝すべきなり。

人口問題に關する予の感想は以上の如し。予は時としては稍、悲觀的に叙述する所ありたれども、眞に愛國心強き者は國家の長所を知ると同時にその短所を見ざるべからず。我國の萬物は史上に前例なき大災害の後大變化を來すべく、而して吾人は各人が眼前の利益に超越して、祖國の致命傷たる利己主義を打破せむことを望む。

獨逸の識者が佛國を消滅せむとする國家なりと公言するは大に誤れり。佛國は此の恐るべき戰爭に覺醒して其の弊風を一掃し、戦後この世道人心を益する天才國民は從來よりも一層人道の上に光輝を發するに至らむことを信ず。

## 第五章 獨逸帝國產褥救助

(一九一五年六月ライヒス・アルバイツ・ブラット所載)

### 【摘要】

一、本篇は獨逸帝國が時局の必要に應ぜむ爲產婦の保護に關して數次法規を發布したるの由來を叙し、其の規定の内容を概述したるものに係り、一讀以て同國が銳意勞働者保護の完全を期すると共に、人口増殖上至大の努力を致しつゝあるの狀況一斑を窺ふに足る。

一、產婦救助の事は、既に開戦前に在りても帝國保險法の規定に依り疾病保險金庫に於て之を行へる所なるが、該規定は保險加入の義務ある產婦の救助を以て主眼とし、被保險人の妻にして保險に加入せざる者に對し產褥救助を行ふと否とは疾病保險金庫の任意と爲したるが爲、其の救助の恩恵に俗すべき者の範圍は極めて狭小なりき。開戦以來政府は保險に加入せざる出征軍人の妻を救助するの極めて必要なるを認めたるも、之が費

用を疾病保險金庫に負擔せしむること不可能なるを以て、終に帝國自ら之を負擔することとし、茲に始めて一九一四年十二月三日の聯邦參議院布告を發布して、帝國產褥救助の制を布くに至れり。

一、該布告に據れば、出征軍人、及出征して死傷し疾病に罹り又は捕虜となり、爲に軍務を繼續し又は生業に就くこと能はざるに至りたる者にして、其の應召前一定期間疾病保險に加入したる者の妻は、帝國費を以て產褥救助を受く。

一、即ち該布告は、產婦を別つて(一)被保險人たる出征軍人の妻にして保險に加入せざる者、(二)被保險人たる出征軍人の妻にして保險に加入せる者、(三)保險に加入せざる出征軍人又は出征軍人に非ざる者の妻にして保險に加入せる者の三種と爲す。

一、而して第一種に屬する產婦に對しては、帝國費を以て(一)分娩費一時金二十五馬克、(二)產褥金八週間一日一馬克宛、(三)異常産に對する產婆及醫師の

診療費十馬克以下(四)自ら子に授乳する場合には、十二週間授乳金一日五十布宛を支給し、第二種に屬する産婦に對しては、産褥金は疾病保険金庫之を負擔し、其の他の救助費は帝國に於て之を負擔すべく、第三種に屬する産婦に對しては、疾病保険金庫に於て一切の救助費を負擔すべきものとす。

一、右布告は、帝國費を以て産婦の救助を行ふに當り、其の夫が帝國保險法に依り疾病被保險人たるべきことを要件としたるが爲、保險加入の義務なき者は、其の恩澤に浴する能はざるの憾ありき。仍て此の缺陷を補ふ爲、聯邦參議院は一九一五年一月二十八日を以て更に布告を發し、年收二千五百馬克以下の海員並農業労働者及僕婢メーデンたる出征軍人の妻に對しても、亦前掲の如く帝國費を以て産褥救助を施すこととせり。

一、而かも前掲兩布告に依る救助は、未だ小手工業者及小なる土地所有者に及ばざりしを以て、更に其の範圍を擴大する爲、一九一五年四月二十三日

の聯邦參議院布告は發布せられたり。之に據れば、資力乏しき産婦、即ち(一)軍人家族救助法に依り救助を受くる者、(二)夫の應召前に於ける收入二千五百馬克以下なる者、又は夫の應召後に於ける收入千五百馬克以下なる者は、一九一四年十二月三月の布告に定めたる帝國產褥救助を受く。出征軍人の扶養義務ある私生子にして、軍人家族救助法に依り救助を受くべき者に就ても、亦産褥救助を爲すべきものとす。

一、以上三布告に依り帝國の支出すべき救助費は、月額五百萬馬克の見積なりとす。

\* \* \*

次代の國民を維持し其の元氣の増進を圖るは、當に國家の最重大なる責務なり。今や幾百萬の既婚男子は武器を執つて戦線に立ち、自ら其の家族を顧みるの遑なく、最も健全にして元氣に富める男子は、擧つて戦場に於て祖國の

爲に其の壽命を賭しつゝあり、爲に我邦は人口増加の停止及人種退化の危険に遭遇せむとす。開戦以來獨逸帝國が產褥救助に關して數次法規を發布し、產婦に對して廣く救助の途を講じつゝある蓋し故なきに非ざる也。

產褥救助(Wochenhilfe)は既に開戦前に在りても、帝國保險法第九十五條乃至第二百條及第二百五條の規定に依りて之を行へり。此の產褥救助は定規救助(Begleitleistung)と任意的定規外救助(Freiwillige Mehrleistung)との二種に分つ。定規救助は產褥金の給與にして、任意的定規外救助は助産、妊娠金の給與、異常産に對する手當及授乳金の給與とす。產褥金は疾病金と同一の金額を八週間給與す。其の内六週間は分娩後に於て保護を與ふべきものとす。農業労働者、僕婢等の如く營業法の適用を受けざる村落保險金庫の加入員に對しては、定款を以て產褥金給與期間を四週間に減ずることを得。產褥金は產婦の同意を得て其の一部又は全部を治療及產婦院に於ける療養若くは家政救助婦の家政救助及看護を以て之に代ふることを得。妊娠金は六週間の疾病金と同

戦前に於ける  
產褥の  
救助の  
定規

一九一四年八月一  
年の法律の  
產褥救助の  
制限

額まで支給することを得。但し分娩前に給與したる產褥金は之に加算することを得ず。授乳金は疾病金の半額まで分娩後十二週間之を給與することを得。帝國保險法に依り又は鑛夫組合疾病金庫に於て、分娩前引續き六箇月以上被保險人たりし產婦は、總て此等の救助を受く。疾病金庫は定款を以て、被保險人の妻にして保險に加入せざるものに對しても產褥金を給與すべきことを定むるを得。

千九百十四年八月四日の疾病金庫給付能力保障に關する法律は、斯る疾病金庫の產婦に對する救助範圍を著しく制限せり。即ち現戰爭中は疾病金庫の救助を定規救助のみに止め、其の以上の任意的救助は當該金庫の給付能力の許す場合に限り、保險局の認可を得て之を行ふことを得ることゝ爲し、以て助産、妊娠金、異常産に對する手當及授乳金、竝に被保險人の妻にして保險に加入せざるものに對する產褥救助は之を廢止せり。然るに事實は、疾病金庫が最初憂慮せられたるが如く戰爭の爲に大なる打撃を蒙むることなきを證し

被保險者  
の出る  
非軍人  
の救  
助

一九一四年  
十二月  
四日  
聯邦  
議院  
の  
議

1914  
Dec  
31

たるを以て、千九百十四年八月四日の法律を以て除去したる負擔の一部は之を復活することを得べきを認めたりと雖、而かも從來の如く救助を行ふも、尙ほ帝國保險法の規定は、自ら保險加入の義務ある産婦に對し救助を行ふを以て主眼となせるが爲、其の救助の恩恵に浴すべき者の範圍は極て狭小にして、疾病金庫が帝國保險法第二百五條に依り、定款を以て被保險者の妻にして、保險に加入せざるものに對し救助を與ふべき旨を規定せざる場合に於ては、疾病保險加入の義務なき妻は總て救助を受くることを得ざりし也。故に政府は此等の點を詳細に講究したる結果、出征軍人の妻にして、保險に加入せざるものを救助することは最も緊要なるも、之が負擔を疾病金庫に課すること能はざるを以て、帝國自ら之を負擔すべきことと爲せり。而して之に要する經費に就ては、千九百十四年十二月二日を以て帝國議會の協賛を經、戰時產褥救助並に市町村及市町村組合の戰時救護事業費補助の爲に二億馬克を支出することとし、茲に始めて千九百十四年十二月三日の聯邦參議院布告を以て帝

國產褥救助の制を布くに至れり。

前記聯邦參議院布告第一條には、戰時中產褥救助を受くべき者の範圍に就き、左の規定を爲せり。

左に掲ぐる産婦は今次の戰爭中帝國々費を以て產褥救助を受く。

一、今次の戰爭に於て帝國の爲に軍務衛生勤務又は之に類似の勤務を爲し又は死亡、負傷、罹病若は俘虜たるが爲其の勤務を繼續し又は再び生業に就くこと能はざる者の妻。

二、前號の勤務に就く前帝國保險法に依り又は鑛夫組合疾病金庫に於て十二箇月前にて少くとも二十六週間又は勤務に就く前日まで六週間疾病保險に加入したる者の妻。

即ち千九百十四年十二月三日の聯邦參議院布告に依れば、産婦を左の三種に分つ。

一、聯邦參議院布告に依り產褥金を受くることを得るも帝國保險法第百九

該布告に  
依る産婦  
の區別

十五條の產褥金を受けること能はざる者即ち被保險人たる出征軍人の妻にして保險に加入せざる者。

二、聯邦參議院布告並帝國保險法第九十五條に依り產褥金を受けることを得る者(即ち被保險人たる出征軍人の妻にして保險に加入することを得る者)。

三、帝國保險法第九十五條に依り產褥金を受けることを得るも聯邦參議院布告に定めたる產褥金を受けること能はざる者即ち保險に加入せざる出征軍人又は出征軍人にあらざる者の妻にして保險に加入せる者。

第一種に屬する產婦に給與すべき救助額左の如し。

一、分娩費として一時金二十五馬克。

二、產褥金一日一馬克宛、但し日曜及祭日を合せ八週間之を支給す。其の内少くも六週間は分娩後に於て之を支給すべきものとす。

三、異常産の場合に必要な產婆の手當及醫師の診療費として十馬克以下。

四、產婦にして其の子に自ら授乳する者には授乳金として毎日半馬克宛、但

第一種に屬する產婦の救助額

し日曜及祭日を合せ分娩後十二週間以内之を支給す。

前掲第一號乃至第三號の現金給與は產婆及醫師の無料手當並に分娩及異常産の場合に於て必要なる藥劑を以て之に代ふることを得。而して右の規定に依れば、產婦一人に對する產褥救助總額は百三十三馬克を以て最高額となす。

第二種に屬する產婦の救助額

第二種に屬する產婦は、疾病金庫の定款を以て聯邦參議院布告に定めたる額よりも多額の產褥金を與ふべきことを定めたる場合に於ては、該布告に定めたるよりも多額の產褥金を受けることを得。

第三種に屬する產婦は、疾病金庫定款の定めたる產褥金を受く。其の金額が聯邦參議院布告の定めたる產褥金額よりも少き場合と雖、其の額を越ゆることを得ず。尙ほ此の種類に屬する產婦にして村落疾病金庫に加入せる者に對しては、場合に依り產褥金給與期間を八週間以下に減ずることを得(此の規定は後に千九百十五年四月二十三日の聯邦參議院布告を以て改正せられ

たり。  
第一種に屬する産婦の救助費は帝國之を負擔し、第二種に屬する産婦に對しては産褥金は疾病金庫之を負擔し、其の他の救助費は帝國に於て之を負擔す。第三種に屬する産婦に對しては疾病金庫に於て一切の救助費を負擔すべきものとす。即ち疾病金庫の任意的定規外救助の一部(助産、異常産の手當、授乳金)は戰時中之を定規救助中に編入したり。斯くて帝國議會に於て戰時の疾病保險に關し、各方面より盛に主唱せられたる希望は、茲に始めて其の目的を達したり。而して右布告の規定に依り膨大せる疾病金庫の負擔の支辨を容易ならしむる爲、保險局は疾病金庫が保險料として基本貸銀アルド・ローンの百分の四五以上を徴する場合に於ては、之に資金を供給するを要す。貸付金の利息は三分とし、十箇年後に償還すべきものとす。  
本布告公布前に分娩したる産婦は、本布告が分娩前より施行せられたるものと看做して、其の施行の日より救助を受く。

1915  
January  
§II

本布告の實施に因りて生ずる帝國費は一箇月二百萬馬克の見積にして、疾病金庫の經費膨大額は一箇月三百萬馬克の見込なり。  
右の布告は、其の後千九百十五年一月二十八日の聯邦參議院布告を以て追加せられたり。同布告は五章より成れども、茲には其の第二章以下に就て略述する所あらむとす。千九百十四年十二月三日の布告は、産褥救助を爲すに當り、産婦の夫が帝國法に定めたる疾病被保險人たるべきことを要件となし、之に依りて政府は特に貧困なる者を救助せむとしたり。而も帝國保險法第六十五條の規定に於ては、或種の労働者を保險に加入せしむべきことを除外せり。蓋し此等労働者は之を保險に加入せしむるの要なきが故に非ずして、其の疾病の場合に於ては、他の方法に依りて十分なる救助を受くるの途あるが故なり。即ち海員法第五十九條乃至第六十二條及商法第五百五十三條乃至第五百五十三條の二に規定せられたる獨逸海船乗組員の一部の如きは是れ也。然れども海員の妻に對する救助を他の被保險人の妻よりも薄うするの理由

海員農業者及  
労働者の妻  
に對する救  
助の要

第五章 獨逸帝國產褥救助

一五〇

あるなし。是に於てか千九百十五年一月二十八日の聯邦參議院布告は年收二千五百馬克以下の海員の妻に產褥救助を與ふべきことを規定せり。又帝國保險法第四百十八條及第四百三十五條に依り疾病保險加入の義務なき農業労働者及僕婢たる出征軍人の妻も亦被保險人の妻と同一の救助を受くるものとす。産婦にして其の夫の應召前に分娩したる者は、其の應召の日より八週間産褥金及十二週間授乳金を受く。但し此の場合に於ては分娩の日より應召の日までの期間に對する産褥金及授乳金を控除すべきものとす。斯の如くにして產褥救助に關する帝國の施措は、漸く輿論の認むる所に接近せり。而かも久しからずして更に救助の範圍を擴大すべき希望各方面に於て盛に提唱せらるゝに至れり。其の希望の主なるもの二あり。其の第一は帝國保險法に依る疾病被保險人のみにては、未だ救助を要する者の全般に及ばず、即ち小手工業者及小なる土地所有者も亦之を救助するの必要ありと主張するものにして、其の第二は產褥救助に關する規定には開戦の當時まで

輿論更に  
救助の範圍  
を大に  
擴充する  
要を認む

一九一五年三月一日  
聯邦參議院  
の布告  
の要  
張と議

1915  
March  
8 III

の適及力を附すべしと言ふに在り。第一に掲げたる、產褥救助を受くべき人の範圍を擴張すべしとの希望に關しては、獨逸母親保護會及獨逸母親及兒童權利保護會より請願を提出せり。此の問題に就ては千九百十五年三月十五日の帝國議會豫算委員會に於ても之を討議し、開戦の當時夫の收入二千五百馬克以下なりし者及應召の當時夫が獨立の營業者又は農業者として使用せる日給傭人二名以下なりし者に對しては、一般に產褥救助を與ふべき旨を主張したり。此等の希望に従ひ千九百十五年四月二十三日を以て發布せられたる聯邦參議院布告は、戦時產褥救助の範圍を著しく擴大せり。新布告は曩に發布せられたる二個の聯邦參議院布告を廢止したるにあらずして、單に之を追加したるに過ぎず。同布告に依れば「資力乏しき産婦」は、其の夫が疾病保險に加入せると否とに拘らず總て產褥救助を受く。新布告に於ては舊布告の規定に於ける「貧困なる」の文字を避け、特に「資力乏しき」なる文字を用ひ、



救助を受  
くべき者  
の範圍

私生子の  
母たる産  
婦の救助

以て產褥救助は救貧法上の性質を有するものに非ざることを明にせり。資力乏しき者を分ちて左の二種と爲す。

一、千九百十四年八月四日を以て改正せられたる千八百八十八年二月二十

八日の軍人家族救助法に依り救助を受くる産婦。

二、應召前に於ける一年又は課税年度の夫の収入と自己の収入とを合せて

二千五百馬克に達せざるか、又は夫の應召後に於ける總収入千五百馬克

に達せず、及現に有する十五歳以下の子各一人に對する其の他の収入二

百五十馬克以下なる産婦。

右第二項に掲げたる産婦にして救助を要せずと認められたる者は救助を

受くることを得ざるものとす。

同布告第三條に依れば、出征軍人の扶養義務ある私生子にして、前掲の軍人

家族救助法に依り救助を受くべき者に就ても亦產褥救助を爲す。總ての私

生子に就き產褥救助を行ふこと能はざるは、其の私生子の父なりと認めらる

る者が、現に戰場に在るが爲、其の事實を確知すること極めて困難なるを以て也。

千九百十五年四月二十三日の聯邦參議院布告中、產褥救助執行機關に關す

る規定は、之を千九百十四年十二月三日及千九百十五年一月二十八日の兩布

告の規定に比すれば著しき相異あり。是れ新布告に定めたる疾病金庫に加

入せざる者に對する救助は、疾病金庫をして之を執行せしむること能はざる

が故なり。資力乏しき産婦にして保險に加入せざる者は、新布告に依り供給

組合に於て之を救助す。供給組合は千八百七十三年六月十三日の戰時供給

組合に於て之を救助す。供給組合は千八百七十三年六月十三日の戰時供給

組合に於て之を救助す。供給組合は千八百七十三年六月十三日の戰時供給

組合に於て之を救助す。供給組合は千八百七十三年六月十三日の戰時供給

組合に於て之を救助す。供給組合は千八百七十三年六月十三日の戰時供給

組合に於て之を救助す。供給組合は千八百七十三年六月十三日の戰時供給

組合に於て之を救助す。供給組合は千八百七十三年六月十三日の戰時供給

組合に於て之を救助す。供給組合は千八百七十三年六月十三日の戰時供給

組合に於て之を救助す。供給組合は千八百七十三年六月十三日の戰時供給

組合に於て之を救助す。供給組合は千八百七十三年六月十三日の戰時供給

組合に於て之を救助す。供給組合は千八百七十三年六月十三日の戰時供給

組合に於て之を救助す。供給組合は千八百七十三年六月十三日の戰時供給

組合に於て之を救助す。供給組合は千八百七十三年六月十三日の戰時供給

組合に於て之を救助す。供給組合は千八百七十三年六月十三日の戰時供給

產褥救助  
執行機關

供給組合に委託せられたる也。千八百八十八年二月二十八日の軍人家族救助法は、救助の請求に關する終局決定をなす爲、各供給組合に委員會を設け、其の審議の際には市町村長を立會せしむべきことを規定せり。此の委員會は戰時產褥救助に就ても亦終局決定權を有す。千九百十五年四月二十三日の聯邦參議院布告に依れば、產婦が疾病金庫、海員同業組合又は雇主に對し產褥救助を請求することを得る場合に於ては之に救助を請求し、其の場合に於ては直接供給組合の委員會に申請して其の決定を受くべきものとす。產褥救助金の支給は千八百八十八年二月二十八日の軍人家族救助法に依り、救助金を支給すべき場所に於て之を行ふ。疾病金庫、雇主等が帝國保險法の規定に依り產褥金を支給すべき場合に於ては、成規の金額までは自ら之を負擔すべく、其の金額を越ゆるときは、其の費用は供給組合より償還し、供給組合は更に年四期に帝國より之が償還を受くるものとす。

救助すべき產婦の範圍の外、尙ほ聯邦參議院布告の規定に遡及力を附すべ

產褥金支  
給方法帝國々々  
庫に支出す  
べき産褥  
救助費

きことは、輿論の最も希望する所なりしが、此の希望も亦或程度までは千九百十五年四月二十三日の布告に依りて實現せられたり。同布告第十六條に依れば、戰時に於ける分娩の場合に於て千九百十四年十二月三日、千九百十五年一月二十八日及千九百十五年四月二十三日の布告が開戦の日より施行せられざりし爲、帝國費を以て全部又は一部產褥救助を受くること能はざるときは、委員會は申請に依り一時救助金の支給を許可することを得。但し此の一時救助金を支給するは、產婦が產褥又は乳兒の養育に要する費用にして、市町村費其の他の公費を以て補償せられざる爲、困窮の状態に在る場合、即ち產婦が尙ほ醫師又は產婆の手當料、醫藥代又は乳兒營養費を負擔する場合に限る。而して其の救助金額は五十馬克を越ゆることを得ざるものとす。

新布告に依り千九百十四年八月より千九百十五年三月までの期間に對する產褥救助費として支出すべき帝國費は、總計約七百萬馬克にして、戰時產褥救助に關する三布告に依り、帝國の支出すべき救助費月額は凡五百萬馬克の

見積なり。此の費用は應召者の増加に伴ひ益々其の額の膨大を見るに至るべし。

〔参照〕

(一) 千九百十四年十二月三日戰時產褥救助に關する布告

聯邦參議院ハ千九百十四年八月四日聯邦參議院ノ經濟施設權ニ關スル法律第三條ニ依リ左ノ布告ヲ公布ス

第一條 左ノ要件ヲ具備スル產婦ハ現戰爭中帝國費ヲ以テ產褥救助ヲ受ク  
一 夫カ現戰爭ニ於テ帝國ノ爲ニ戰爭衛生勤務又ハ之ニ類似ノ勤務ニ從事シ若ハ死亡負傷疾病俘虜タルカ爲ニ其ノ勤務ヲ繼續シ又ハ生業ニ復スル能ハサルコト  
二 夫カ服役前ノ十二箇月間ニ於テ二十六週間又ハ服役ノ日マテ六週間以上帝國保險法ニ依リ疾病保險ニ加入シ又ハ曠夫組合疾病金庫ニ加入シタルコト

第二條 產褥救助ハ夫ノ加入シ又ハ最近ニ加入シタルコトアル地方疾病金庫州疾病金庫企業疾病金庫同業組合疾病金庫曠夫組合疾病金庫又ハ補充金庫之ヲ行フ產婦自ラ疾病金庫ニ加入セル場合ニ於テハ其ノ金庫ニ於テ救助ヲ行フ此ノ場合ニ於テハ產婦ノ屬スル金庫ハ夫ノ屬スル金庫ニ對シ此ノ旨救助ノ開始後直ニ通知スヘシ

第三條 產褥救助トシテ支給スヘキ金額左ノ如シ  
一 分娩費トシテ一時金二十五馬克  
二 產褥金一日一馬克宛日曜及祭日ヲ含メ八週間但少クトモ六週間ハ分娩後ニ於テ支給スヘシ  
三 異常産ノ場合ニ要スル產婆ノ手當及醫師ノ治療費トシテ十馬克以下  
四 生兒ニ授乳スル產婦ニ對シテハ授乳金一日五十布宛日曜及祭日ヲ含メ分娩後十二週間

第四條 保險金庫第二條ノ理事者ハ第三條第一號乃至第三號ノ現金救助ニ

代フルニ分娩及異常産ノ場合ニ産婆及醫師ヲシテ無料治療セシメ且之ニ要スル藥品ノ支給ヲ以テスルコトヲ議決スルヲ得  
前項ノ議決ハ本法ノ規定ニ依リ金庫ニ於テ產褥救助ヲ爲スヘキ産婦ニ對シテノミ一般ニ適用スルコトヲ得  
但金庫ノ定款ヲ以テ帝國保險法ニ依ル定規外ノ救助トシテ分娩及異常産ノ場合ニ第一項ノ治療ヲ施スヘキコトヲ定メタル場合ニ於テハ總テノ産婦ニ之ヲ適用スヘシ

第五條 第一條ニ記載シタル産婦ニシテ帝國保險法第九十五條ニ依リ保險金庫ノ救助ヲ請求シ得ヘキ者ニ對スル產褥金ハ保險金庫自ラ之ヲ負擔スヘシ  
其ノ他ノ救助費ハ帝國ヨリ保險金庫ニ償還ス此ノ場合ニ於テハ第四條ニ依リ保險金庫ノ支辨シタル費用ニ對シテハ各件毎ニ分娩費トシテ一時金(第三條第一號)二十五馬克ヲ異常産ノ場合ニ於ケル産婆ノ手當及醫師ノ治

療費(第三條第三號)トシテ十馬克ヲ償還スヘシ  
保險金庫ハ其ノ支辨額ヲ保險局ニ報告スヘシ保險局ハ之ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得異議申立ニ關スル終局決定ハ上級保險局又ハ鑛夫組合仲裁裁判所之ヲ行フ

報告計算及支拂ニ關スル細則ハ別ニ帝國宰相之ヲ定ム

第六條 保險金庫ハ本法ノ規定ニ依リ其ノ定款ヲ變更スルコトヲ要セス

第七條 被救助者ト保險金庫トノ爭議ニ關スル手續ニ付テハ疾病保險訴訟手續ニ關スル帝國保險法ノ規定ヲ準用ス但上級保險局又ハ鑛夫組合仲裁裁判所ニ於テ終局決定ヲ爲ス

第三條及第四條ニ依ル救助並其ノ請求ニ關シテハ帝國保險法第一百八條第一百十九條第二百十條第二百二十三條ノ規定ヲ準用ス

第八條 疾病保險ニ加入シ帝國保險法第九十五條ニ依リ產褥金ヲ請求スルコトヲ得ヘキ産婦ニシテ本法第一條ニ依リ產褥救助ヲ受クルコトヲ得

サル者ニ對シテハ保險金庫ハ其ノ定款中ニ前條第二項ノ定規外ノ救助ヲ規定セサル場合ト雖自費ヲ以テ第三條第一號第三號及第四號ノ救助ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ第四條ノ規定ヲ準用ス

第九條 保險所ハ其ノ管内ノ保險金庫ニシテ基本實銀ノ四分五厘以上ノ保險料ヲ徵スル場合ニ於テハ其ノ申出ニ依リ第八條ノ規定ニ依リ増加シタル費用支辨ノ爲之ニ資金ノ貸付ヲ爲スヘシ

貸付額ハ保險所ト保險金庫トニ於テ別段ノ協定ヲ爲ササル限り申出ノ前後ニ於ケル三箇月毎ニ増加シタル費用ニ應シテ之ヲ定ム

貸付金ノ利息ハ三分トシ十箇年後ニ之ヲ償還スヘシ但保險金庫ハ十箇年以内ニ償還スルコトヲ得

主トシテ特別施設ニ於テ療疾保險ニ加入セル組合員ヲ有スル保險金庫ニ對シテハ保險所ノ代リニ其ノ特別施設ニ於テ貸付ヲ爲スヘシ

第十條 本布告ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス產婦ニシテ本布告發布前ニ分娩シタル者ハ本布告カ分娩以前ニ施行セラレタルモノト看做シテ施行ノ當日ヨリ救助ヲ受ク

聯邦參議院ハ本布告廢止ノ時期ヲ定ムルコトヲ得

〔參照〕

(二) 千九百十五年一月二十八日戰時疾病保險及產褥救助に關する布告

第一章 (省略)

第二章

第四條 左ノ要件ヲ具備スル產婦ハ現戰爭中千九百十四年十二月三日ノ布告第一條及第三條ニ規定シタル產褥救助ヲ受ク

一夫カ現ニ一定ノ報酬ヲ受ケ帝國保險法第百六十五條第一項第七號ニ依リ保險ニ加入セサル獨逸海船乘組員タルカ又ハ開戰ノ日迄又ハ開戰後乘組員タリシコト

二夫ノ賃銀トシテ受クル一年ノ定收入二千五百馬克以下ナルコト  
三千九百十四年十二月三日ノ布告第一條第一號ノ要件ヲ具備スルコト

第五條 前條ノ產婦救助ノ申請ハ左ノ規定ニ依ル

一產婦ニシテ地方疾病金庫州疾病金庫企業疾病金庫同業組合疾病金庫  
夫組合疾病金庫又ハ補充金庫ノ被保險者タルトキハ其ノ加入セル金庫  
ニ申請スヘシ

二其ノ他ノ場合ニ於テハ地方疾病金庫ニ申請スヘク地方疾病金庫ナキト  
キハ產婦居住地ノ州疾病金庫ニ申請スヘシ

疾病金庫ハ前項ノ申請書ニ意見ヲ附シ直ニ之ヲ漢堡ニ於ケル海員同業組  
合長ニ回付スヘシ漢堡海員同業組合ハ救助ヲ施行スルノ義務ヲ有ス漢堡  
海員同業組合長ハ救助一件毎ニ二馬克ヲ辨償シテ救助金ノ支給其ノ他必  
要事務ヲ金庫ニ委託スルコトヲ得

前項ノ委託ヲ受ケタル產婦所屬ノ疾病金庫ニ於テ定款ニ依リ分曉及異常

產ノ場合ニ產婆及醫師ヲシテ無料診療セシメ且之ニ要スル藥品ヲ支給ス  
ル場合ニ於テハ之ヲ千九百十四年十二月三日ノ布告第三條第一號及第三  
號ノ現金救助ニ代フ此ノ場合ニ於テハ疾病金庫長ハ申請書回付ノ際此ノ  
旨海員同業組合長ニ通知スヘシ其ノ他ノ場合ニ於テハ現金ヲ以テ救助ヲ  
爲スヘシ

本條ノ場合ニ於テハ千九百十四年十二月三日ノ布告第五條及第七條ノ規  
定ヲ準用ス金庫(第一項)ノ支辨シタル金額ハ其ノ屬スル保險局ニ報告スヘ  
シ異議申立ノ場合ニ於テハ海員同業組合ハ其ノ手續ニ參加スルコトヲ得  
第六條 一定ノ報酬ヲ受ケ帝國保險法第六十五條第一項第七號ニ依リ保  
險ニ加入セサル獨逸海船乘組員タルカ又ハ開戦ノ日迄又ハ開戦後乘組員  
タリシ者ノ產婦ニシテ本布告第四條ニ依リ救助ヲ請求スルコト能ハサル  
者ニ對シテハ海員同業組合自費ヲ以テ千九百十四年十二月三日ノ布告第  
三條ニ規定シタル產婦救助ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ千九百十四年十

二月三日ノ布告第七條ノ規定ヲ準用ス

第三章

第七條 帝國保險法第四百十八條第四百三十五條ニ依ル保險加入義務免除ノ時期ニ付テハ千九百十四年十二月三日ノ布告第一條第二號及第八條ニ規定シタル保險時期ヲ適用ス

產褥救助ノ實行ニ關シテハ前項ニ記載シタル布告第二條ノ規定ヲ準用ス但產婦ノ夫カ帝國保險法第四百十八條第四百三十五條ニ依リ保險加入義務ヲ免除セラレ産婦自ラ保險金庫ニ加入セサル場合ニ於テハ其ノ夫カ保險加入義務ヲ免除セラレサルモノト假定シテ其ノ屬スヘキ金庫ニ於テ救助ヲ行フヘシ

產婦カ帝國保險法第四百十八條又ハ第四百三十五條ニ依リ保險加入義務ヲ免除セラレタル場合ニ於テハ雇主ハ帝國保險法ノ定ムル所ニ依リ保險金庫ニ對シ產褥金ヲ償還スヘシ

第八條 產婦カ帝國保險法第四百十八條又ハ第四百三十五條ニ依リ保險加入義務ヲ免除セラレ同法第九十五條第四百十九條第二項第四百三十五條ニ依リ產褥救助ヲ請求スルコトヲ得ヘキ場合ニ於テ千九百十四年十二月三日ノ布告第一條ニ依ル救助ヲ受クルコト能ハサルトキハ其ノ雇主ハ現戰爭中自費ヲ以テ千九百十四年十二月三日ノ布告第三條第一號第三號及第四號ニ規定シタル救助ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ帝國保險法第四百二十二條ノ規定ヲ準用ス

第四章

第九條 產褥金ノ償還ニ關スル帝國保險法第九十七條ノ規定ハ產褥金以外ノ救助ニシテ本布告及千九百十四年十二月三日ノ布告ニ依リ保險金庫及雇主ノ自費ヲ以テスヘキモノニモ亦之ヲ適用ス

第十條 千九百十四年十二月三日ノ布告第一條並本布告第四條及第七條ニ規定シタル產婦ニシテ夫カ軍務衛生勤務及之ニ類似ノ勤務ニ服スル以前

ニ分娩シタル者ハ其ノ夫ノ服役ノ日ヨリ八週間ノ產褥金及十二週間ノ授乳金ヲ受ク但分娩ノ日ヨリ服役ノ日ニ至ル期間ハ之ヲ控除スヘシ

第五章

第十一條 本布告ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但第一條ハ千九百十四年八月四日ヨリ第四條乃至第十條ハ千九百十五年十二月三日ヨリ其ノ效力ヲ發生ス

聯邦參議院ハ本布告廢止ノ時期ヲ定ムルコトヲ得

〔參照〕

(三) 千九百十五年四月二十三日戰時中產褥救助擴張に關する布告

第一條 千九百十四年十二月三日及千九百十五年一月二十八日ノ布告ニ依リ帝國費ヲ以テ產褥救助ヲ受クルコトヲ得サル產婦ニシテ左ノ要件ヲ具備スル者ハ現戰爭中產褥救助ヲ受ク  
一 夫カ現戰爭ニ於テ帝國ノ爲ニ戰爭衛生勤務又ハ之ニ類似ノ勤務ニ從事

シ若ハ死亡負傷疾病俘虜タルカ爲ニ其ノ勤務ヲ繼續シ又ハ生業ニ復スルコト能ハサルコト

二 第二條ニ所謂資力乏シキ者タルコト

第二條 產婦ニシテ千九百十四年八月四日ヲ以テ改正セラレタル千八百八十八年二月二十八日ノ法律(軍人家族救助法)ニ依リ救助ヲ受クルトキハ之ヲ資力乏シキ者ト認ム

左ノ各號ノ場合ニ該當スル產婦モ亦資力乏シキ者ト看做ス但救助ヲ要セサルノ事實アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 夫ノ服役前(第一條)ニ於ケル一年又ハ課稅年度ノ收入カ自己ノ收入ト合セテ二千五百馬克以下ナルトキ

二 夫ノ服役後ニ於ケル總收入千五百馬克以下ニシテ現ニ有スル十五歲以下ノ子各一人ニ對スル其ノ他ノ收入二百五十馬克以下ナルトキ

第三條 第一條ニ記載シタル出征軍人ノ私生子ニシテ千九百十四年八月四



日ヲ以テ改正セラレタル千八百八十八年二月二十八日ノ法律軍人家族救助法ニ依リ救助ヲ受クヘキ者ニ就テモ亦產褥救助ヲ爲ス

第四條 產褥救助トシテ支給スヘキ金額左ノ如シ

一分娩費トシテ一時金二十五馬克

二產褥金一日一馬克宛日曜及祭日ヲ含メ八週間但少クトモ六週間ハ分娩後ニ於テ支給スヘシ

三異常産ノ場合ニ要スル產婆ノ手當及醫師ノ治療費トシテ十馬克以下

四生兒ニ授乳スル產婦ニ對シテハ授乳金一日五十布宛日曜及祭日ヲ含メ分娩後十二週間

第五條 產褥救助ノ實行ニ關シテハ帝國保險法第一百十八條第一百十九條及第二百二十三條ノ規定ヲ準用ス

第六條 產婦ニシテ疾病金庫地方疾病金庫州疾病金庫企業疾病金庫同業組合疾病金庫礦夫組合疾病金庫又ハ補充金庫ノ被保險者タルトキハ第一條

又ハ第三條ニ規定シタル產褥救助ハ之ヲ其ノ加入セル金庫ニ申請スヘシ  
產婦ニシテ帝國保險法第四百十八條又ハ第四百三十五條ニ依リ保險加入義務ナキ者ハ其ノ雇主ニ申請書ヲ差出スヘシ

產婦ニシテ獨逸海船乘組員タル者ハ漢堡ニ於ケル海員同業組合ニ申請書ヲ差出スヘシ

第七條 疾病金庫海員同業組合及雇主申請書ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ產婦ノ居住地ノ供給組合千八百八十八年二月二十八日ノ法律第六條ニ送附スヘシ

疾病金庫海員同業組合及雇主ハ申請書ヲ供給組合ニ送附スルニ當リ產婦カ千九百十四年十二月三日ノ布告第八條又ハ千九百十五年一月二十八日ノ布告第六條又ハ第八條ニ依リ產褥救助ノ申請ヲ爲スヘキ權利ノ有無ヲ具申スヘシ

第八條 前條第二項ノ規定ニ依リ產褥救助ヲ行フヘキ義務アル者ハ產婦カ

申請書提出ノ催告後二週間以内ニ之ヲ提出セサル場合ニ於テハ自ラ其ノ申請書ヲ提出スルコトヲ得

第九條 第六條ニ規定シタル場合ヲ除ク外申請書ハ直接供給組合ノ委員會ニ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ申請書ニ産婦カ疾病金庫(第六條第一項)ニ加入セサル旨ヲ明記スヘシ産婦カ下婢又ハ農業労働者ナルトキハ帝國保險法第四百十八條又ハ第四百三十五條ニ依リ保險ニ加入スルノ義務ナキ旨ヲ明記スヘシ

第十條 委員會ニ關シテハ千八百八十八年二月二十八日ノ法律第六條第二項及第八條ノ規定ヲ準用ス但産婦若ハ子(第三條)カ同法ニ依リ現ニ救助ヲ受クル場合ニ於テハ委員長單獨ニ決定ヲ爲スコトヲ得  
稅務署ハ委員會ノ請求アルトキハ産婦及其ノ夫ノ生計狀態ニ關シ報告ヲ爲スヘシ

第十一條 委員會又ハ其ノ委員長(第十條第一項)ハ決定書ヲ以テ終局決定ヲ爲スヘシ申請ヲ却下スルトキハ其ノ理由ヲ附記スヘシ

疾病金庫ヲ經テ申請書ヲ提出シタル場合ニ於テハ其ノ決定書ノ謄本ヲ疾病金庫ニ送附シ若ハ疾病金庫ヲ經テ之ヲ産婦ニ交附スヘシ雇主及海員同業組合ニ付テモ亦同シ

第十二條 第七條第二項ノ規定ニ依リ產褥救助ヲ爲スノ義務アル者ハ申請ヲ許可セラレタル場合ニ於テ救助ヲ行フヘシ

前項ノ救助額カ第四條ノ限度ニ達セサルトキハ救助義務者(第一項)ハ其ノ限度迄之ヲ高ムヘシ  
千九百十四年十二月三日ノ布告第四條並帝國保險法第二百十條ノ規定ハ之ヲ準用ス

第十三條 前條ノ場合ヲ除ク外產褥救助ハ千八百八十八年二月二十八日ノ法律ニ依リ救助費ヲ支給スヘキ場所ニ於テ之ヲ支給スヘシ軍人家族救助

金ヲ支給スル場合ニ於テハ之ト共ニ產褥救助金ヲ支給スルコトヲ得其ノ他ノ場合ニ於テハ一週間ヲ經ル毎ニ之ヲ支給スヘシ

第十四條 供給組合ハ疾病金庫雇主及海員同業組合ニ對シ其ノ本布告施行後ニ於テ第十二條ニ依リ支給シタル產褥救助額ヲ償還スヘシ但產褥金ハ疾病金庫ノ定款ニ定メタル金額ヲ超過シタル場合ニ限り之ヲ償還スヘシ  
第十二條第三項ニ依ル現品救助ニ對シテハ各件毎ニ分娩費トシテ一時金(第四條第一號)二十五馬克ヲ異常產ノ場合ニ於ケル產婆ノ手當及醫師ノ治療費(第四條第三號)トシテ十馬克ヲ償還スヘシ

第十五條 市町村行政廳ハ供給組合委員會ノ請求アルトキハ授乳金ノ給與ニ關シ必要ナル監督ヲ爲スニ當リ助力ヲ爲スヘシ

第十六條 戰時中分娩シタル場合ニ於テ本布告又ハ千九百十四年十二月三日若ハ千九百十五年一月二十八日ノ布告カ戰爭開始ト共ニ施行セラレサリシ爲帝國費ヲ以テスル產褥救助ノ全部又ハ一部ヲ施スコト能ハサルト

キハ委員會ハ申請ニ依リ一時救助金ヲ支給スルコトヲ得

第十七條 前條ノ一時救助金ハ五十馬克以下トシ產褥救助ニ關スル布告ノ實施ノ遅レタル爲ニ生シタル產褥救助費不足額ヲ超ユルコトヲ得ス

第十八條 一時救助金ヲ支給スルハ產婦カ產褥又ハ乳兒ノ養育ニ要スル費用ニシテ市町村費其ノ他ノ公費ヲ以テ補償セラレサル爲困窮ノ状態ニ在ル場合ニ限ル

前項ニ困窮ノ状態ニ在ル場合ト稱スルハ產婦カ仍醫師又ハ產婆ノ手當料藥劑及強壯劑費若ハ乳兒營養費ヲ負債スル場合ヲ謂フ

第十九條 一時救助金ノ申請ニ付テハ第六條第七條第九條ノ規定ヲ準用ス申請書ノ送附(第七條)ニ當リテハ產婦カ保險金庫ノ定款ニ依リ既ニ受ケタル救助金額及仍受クヘキ救助金額ヲ附記スヘシ  
委員會ハ申請ニ對スル終局決定ヲ爲ス

第二十條 帝國保險法ニ依リ疾病金庫ノ任意保險又ハ制外保險 (Wahlarvorsi-

cherning)ニ加入スルノ權利ヲ有スル者ニ在テハ千九百十四年十二月三日ノ  
 布告第一條第二號ノ要件ハ其ノ戰爭衛生勤務又ハ類似ノ勤務ニ服スル迄  
 引續キ一箇年間補充金庫 (Ersatzkasse) ニ加入シ又ハ一部疾病金庫ニ一部補  
 充金庫ニ加入シタルコトヲ以テ足ル  
 補助金庫 (Hilfskasse) ヲ補充金庫ト認ムルニ先チ補助金庫ノ加入員タリシ者  
 ハ補充金庫ノ加入員ト同視ス

第二十一條 帝國ハ別ニ帝國宰相ノ定ムル細則ニ依リ供給組合ニ對シ本布  
 告ノ規定ニ依ル一切ノ救助費ヲ年四期ニ償還ス

第二十二條 本布告ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但第二十條第二項ノ規定ハ  
 本布告施行前ニ對シテモ亦効力ヲ有ス  
 本布告施行前ニ分娩シタル産婦ハ本布告施行ノ日ヨリ八週間ノ産褥金及  
 十二週間ノ授乳金ヲ受ク但分娩ノ日ヨリ本布告施行ノ日ニ至ル期間ハ之  
 ヲ控除スヘシ

千九百十五年一月二十八日ノ布告第十條ノ規定ハ之ヲ準用ス  
 聯邦參議院ハ本布告廢止ノ時期ヲ定ムルコトヲ得

## 第六章 獨逸に於ける母親及乳兒保

### 護委員會と戰時教子

(一九一五年五月三十一日柏林ダーゲブラット所載)

【摘要】一、母親及乳兒保護委員會は、獨逸皇后陛下の令旨に基き、柏林赤十字社の組織したる所に係り、出征軍人及失業者の兒童並に其の母親を救護するを以て目的と爲す。

一、委員會は兒童及母親を救助するの手段として戰時教父母職なる制度を設け、教父母たらむとする志望者を募集し、其の應募者をして毎月一定の金額を醸出せしむ。委員會は右の醸金よりして、自ら子に授乳する母親及保育所に收容せらるゝ幼兒に六馬克を、乳兒院に於て晝間保育せらるる幼兒に三十馬克を、乳兒院に於て看護を受くる病兒に九十馬克を給與

す。其の事業成績亦見るべきものなしとせず。

一、委員會は更に、母の相談所なるものを設けて毎日一定時間相談時間を開き、母親に對して懇切に育兒上の注意を與ふ。

\* \* \*

獨逸皇后陛下の令旨と委員會の組織

戰亂の勃發と同時に、赤十字社が其の戰時救護事業の一として母親及乳兒保護の爲に委員會を設置したるは、最も時宜に適へる措置なりと謂ふべし。之が動機は皇后陛下が獨逸乳兒保護同盟會に對し、戰時の救護事業をなすに當りては最も幼少なる「國兒」の保護を怠るべからずとの令旨を下し給へるに因る。此の令旨下るや數多の官廳、大柏林の數多の市の代表者及各地の母親及幼兒保護會の代表者は帝國議事堂に集會し、カビネツラトたるフォン・ベールピンノー氏を議長として會議を開き、議一決して忽ち「母親及乳兒保護委員會」なるものゝ組織を見るに至りたる也。されど該委員會は大な

委員會の  
目的

る管理機關を有する新組織には非ず、只だ赤十字、中央委員會の一分課として設けられたるに過ぎず。同委員會の目的とする所は、先づ以て大伯林に於ける主要なる母親及乳兒保護機關と協力して、扶養者が戰場に赴き又は職業及収入を失ひたる者の乳兒及幼兒又は貧困なる母親を廣く救護し、他に其の範を示さむとするに在り。

大伯林には従來乳兒及母親保護に關する諸種の施設存在せりと雖、既に平和の時に於ても不足を感じたる程なれば、況んや現下戰時に於ては其の不足を感ずること更に甚しきものあり。母親及乳兒保護委員會は即ち此の不足を補ふと同時に、獨逸乳兒保護同盟會、普國乳兒保護中央會及獨逸帝國、カイゼリン、アウグステ、ヴィクトリア乳兒死亡防止館等と密接なる連絡を保ち、以て事業の統一を計らむことを期せり。大伯林には院外及院内乳兒救助に關する施設頗る多數に上り、其の中には自治團體の管理又は監督に屬するものも少からず。此等の施設は戰時に於ても其の事業を縮小することなかりしを以

委員會の  
事業

て、事業の新設を見ざるも、現在の施設が従來よりも速に母親を救助することを得しむること肝要なりし也。

委員會は帝國產褥救助を受くること能はざる貧困の母親を救助するの手段として、戰時教父母職 (Kriegspatenenschaften) なるものを設くることとし、戰時教父母の職を擔任するの志望者を募集したるに、忽ち多數の男女志願者を得たり。戰時教父母職は従來伯林アッゲルストラッセに於けるウイールヘルム・ミュラー又はノイワイセンゼーに於けるゴットロープ・シユルツェが小兒に洗禮を施し、出生後十四日及、クリスマス祭に金品を贈與せるが如き任務に非ずして、單に戰時中小兒一人に付毎月六馬克、三十馬克又は九十馬克を委員會に納付するの義務あるものとす。故に裕福なる人々は數多の教父母職を擔當することを得。教父母にして其の教子に親しく面接し且つ更に救助を施さむと欲する者あるときは、希望に依り之に其の教子の姓名及住所を通知し、親しく其の教子を保護することを得しむ。其の他の教父母は委員會に前掲の金額を納

戰時教父  
母職

付するに過ぎず。委員會は自ら子に授乳する母親にして三箇月の法定期間を經過したる爲、授乳金を受くること能はざる者、及晝間保育所に收容せらるる者に對して六馬克を給與し、乳兒院に於て晝夜保育せらるる者に對しては三十馬克を、病兒にして乳兒院に於て看護を受くる者に對しては毎月九十馬克を給與す。

## 母の相談

母親及乳兒保護委員會の事業中最も主要なるものは、母の相談所 (Mutterschutz) なり。母の相談所はライプツヒ街に於ける赤十字社の事務所内に在り。數多の名譽職婦人を置きて毎日午前九時より十二時まで相談時間を開く。婦人は不屈の忍耐力を以て母親一人毎に懇ろに育兒上の注意を與ふ。相談所には委員會の役員たる四名の調査婦なるものを置く。調査婦は母親の家計其の他の事情を調査して之を一定のカードに記入し、一週二回開催せらるる役員會に之を提出して救助の要否を決定し、事情に應じて乳兒救護所、大學外來臨牀其の他の救護施設の救護を受けしむ。斯くて戰時教父母職は

## 委員會の事業成績

小兒の健全なる成長に至大の影響を及ぼすものなり。現金救助の外、肌着類、寢臺、浴槽、乳母車も亦給與せらる。孤獨の産婦は産婦院に收容し又は之に家政救助婦を附す。今日までに教父母職より赤十字社に納入したる金額は十萬七千六百餘馬克に達す。獨逸皇后陛下及皇太子妃殿下も亦最初より教母となられたり。母親及乳兒保護委員會の事業開始以來九箇月間に於ける救助件數二千四百四十五件にして、戰時教子の數千三百六十一人、之に對する救助費八萬八千四百餘馬克を算せり。

### 第七章 英國勞働者の浪費

(一九一六年三月ナインティス、センチユリー所載)

エヂス・セラース述(抄譯)

【摘要】一、本篇は戦時に於ける英國勞働者の生活状態の一面を説き、戦後起り得べき各種の社會問題の救済は繁榮無比なる今日に於て未萌に備へざるべからず、且之に備ふるの手段としての軍事公債等の購入は、又他方戦争を遂行するに就て政府を助力する所以なるを説て、勞働者の覺醒を促したるものなり。本篇抄譯なりと雖、彼地の生活を窺知し易からしめむが爲めて實例を存したり。

一、戦争は勞働者階級に空前の福音を齎したり、各種の勞働賃金は例示せられたるが如き騰貴をなし、且家族より出征軍人を多く出せし彼等階級は別居手當金等を支給せられて昔日の貧苦を忘るゝに至れり。彼等の思

一、此の働増後、収入増加

二、軍車への乗後、心算多し、貯蓄あり

三、婦人の奢り  
四、此の働増後、心算多し、貯蓄あり  
五、此の働増後、心算多し、貯蓄あり

はざる収入の激増は、その心を眩惑して放肆邪侈度なからしめ、將來の事誠に寒心に堪へざるものあり。

一、勞働者の節約を計るが爲に發行せられたる五磅大藏證券、軍事公債の應募は五百萬磅餘に上りしも、是れ中流階級の前年來の貯蓄の振り向けられたるを主たるものとし、勞働者の應募は寥々として殆ど計數に上るものなし。其の他貯蓄銀行、儉約組合、建物協會等節約を目的とする機關の成績は概して不良なり。

一、節儉問題の解決は婦人の力に依らざるべからず。然るに婦人は却て家にありて浪費を續けつゝあり。衣食住の奢侈は云ふ迄もなく、酒精使用額の如き一年八百萬磅の増額を示し、娯樂費交際費の失費夥しきものあり。

一、勞働者は現在自己の享けつゝある繁榮の基く處を知らず。況や戦後襲はむとせる窮乏は其の夢想だもせざる所なり。之に應ずるの策は戦時に於ける特別の収入を軍事公債に投ずるにあり。然らば一は戦時國家



財政の緊張を防ぎ、一は労働者自身の戦後に處する準備たるを得む。

戦争は異常なる異銀の昂騰を齎せり

現時は健康と精力と熟練とを有し且つ之を利用する者の佳肴に飽満し得べき時代にして、又開闢以來曾て今日の如く多額の勞銀を支拂ひたる時代なし。少年少女にして戦前些少の賃錢に甘んぜざるべからざりしもの、今やその數倍を得、或者に至つては十五歳にして一週五十九志を得たるものあり。臨時雇人夫にあつても賃銀の昂騰著しく、荷馬車馭者は一週四磅、石炭人夫は四磅十五志に至れり。熟練なる職工は其の意に依り自働車をも所持し得る程の收入を得、火夫、運轉手にも一週十磅乃至十二磅の收入あり。若し夫れ鋼鐵の鎔鑛夫に至りては一週十五磅を得、中には一週二十磅、一年一千磅以上の賃銀を受くるものありと云ふ。

上述の如く凡ての勞力の報酬が空前の騰貴を告げ、英國に於て勞力の供給

勞力需要と勞働者階級の繁榮

に比しその需要の多きこと、現時の如きは未だ曾て之れあらず。現今の實際に於て身體精神共に勞働に適するものにして職業を得ざるはなし。強健にして勞働に堪へ且その需要ある地に赴くを厭はざれば、必ず報酬の多き職業に就くことを得べし。余は國の内外に於て賃銀により衣食する階級を知れるが、彼等の間に今日の如き繁榮を見たること未だ曾て之れあらざるなり。此の事實は昨年中支拂ひたる全國の賃銀總額が百萬を以て數ふるに至れるに徴するも明なり。

出征軍人家族の收入の激増  
別居手當金

賃銀を所得する者自身のみならず、其の家庭の一員たる夫、子息の出征したるものあるときは、母、姉妹、叔母等も亦同様の幸福に遭遇せり。即ち夫が軍隊に参加したる爲め妻に給與せらるべき別居手當金は、規則上夫が家に在りたる時一家の維持其の他の經費に充てたる金額よりも遙に多く、加ふるに夫の入隊前に於ては妻はその有する金の大部分を夫の爲に使用する場合多かりしも、今やその必要なきに至りたるなり。余の知る一婦人は自己と小兒の生

消費として一週二十四志の別居手當を受くるも、夫の入隊以前の収入は僅か其の半なりしが故に、今や困苦は去り安穩の日を送るを得るに至れり。又或左官職の妻は収入の不確定なるが爲めにその収入の寡少なる以上に苦みしも、夫の出征により確定せる多額の収入を得て、始て平安なるを得るに至れり。ペンキ職工の妻にも同一なる事例を見たり。今後召集せらるべき職工の家族も皆亦然るべし。兵士となりたる農夫の家族に至りては、他の職業に従事する人の家族よりも一層幸福を感じつゝあり。蓋し生活費の總計一週十六志乃至十八志に過ぎざりしを、夫の生活費なくして尙二十四志を得ば裕福ならざるを得ざればなり。

兵士の妻のみに止まらず、未婚兵士の母親も亦僅少なりと雖平時に比し多くの収入を有するに至れり。即ち母親は同居せる其の子の出征により一週八乃至九志の手當を受け、従来子より受けたる賄料の利得と相殺するも、尙四志以上の餘剰を得るに至れり。

戦時後時代は  
戦時前時代は  
戦時中時代は

此の如く一般の収入は大に増加したるが、亦その金錢を奪はむとするものなきにあらず。其富の増加は畢竟勞働する男女、出征兵士の碎身粉骨の結果に外ならず、工場に於ては異常なる勤勞繼續され、墮壕に於ては未曾有の危険困難の暴露あり。彼等の此の精神を張り、全力を傾倒する所以は、一に愛國の至誠に出で、復他意あるにあらず。故に國家は莫大なる經費を要する秋なるに拘らず、彼等の得る金錢を徴集せざるのみならず、その益多くを得て之を散じ、漸く始めて彼等が滋味を口にすることを得たるを慶賀せり。然りと雖、悲哉、應て富裕の時代は窮乏の時代に遷移せざるを得ざるを如何せん。戦争は畢竟暴力による主張貫徹の手段にして常道にあらず。正義と人道の爲に戦ふ光榮ある戦争と雖も、尙ほ一の怖るべき社會の鞭撻にして、勝者にも敗者にも等しく限りなき苦痛を與ふべし。斯くて英國は大戦争終りて陸海軍の兵士も危険より脱れ自己の生活を營む時の來るを喜ぶべし。然れども平和の克復と共に多數の男子及多數の婦人は大なる困難を嘗むるに至るべく而も其

戦時労働者の  
収入の増加  
途

困難たるや戦時に比して一層惨憺たるものたるべし。戦後の惨苦の時代は未だ遂に來らずとするも、今日に於て現時每週賃銀及賞與の形式に於て支出せらるゝ金銭、及昨年の全國の賃銀支拂總額に於て増加したる數百萬磅の費途を考察するは必しも無用の業にあらざるべし。蓋し戦時經濟狀況の變態に伴ふ労働者の異常なる収入と、出征軍人家族の特別なる収入は平和の克復と共に杜絶すべく、飽滿は懸て飢餓に變ずべきが故なり。彼等は収入の剩餘を蓄積したるか將消費したるか。若し消費したりとせば有用なる目的の爲に使用したるか、或は徒に溝渠に投ずるが如き浪費を爲せしか。彼等の金銭に對する處分如何は戦争の終了したる時、社會に深甚なる影響を齎さざるを得じ。

余は昨一九一五年中是等収入の幾分が貯蓄となりしや、又將來の不幸に對する準備たる投資となりしやを確實に知らむと欲して多くの時を費したるも、唯其の企圖の困難なるを發見したるに過ぎず。昨年度郵便局の報告に依

一九一五年  
軍五磅  
証券の  
賣出  
高

公債購入  
者主と  
して中  
階級な  
り

れば、軍事公債購入の爲め約百四十一萬三千磅、五磅証券の賣出により三百九十九萬一千磅以上投ぜられたり。而して此の金額は労働者階級の節約によること明かなりと雖も、其の全額が必ずしも昨年中の節約にあらざること記憶せざるべからず。蓋し此額は單に郵便局を経て軍事公債を購入したる前年來の節約にして、他に投資蓄積せられたるものが公債に振り向けられたるものをも包含するが故なり。而かも此種類に屬する額がその重要な部分を占むるは注意すべき事實なりとす。即ち昨年五月より十二月迄の間に於て郵便貯金の預金が千三百萬磅近く減少し、又財産保管銀行の預金が三百二十五萬磅減じたるに徴するも、這般の消息を知るに足る。

更に是等の公債購入者は盡く賃銀に衣食する労働者なりと云ふを得ざるのみならず、却て國家危急の際は其貯蓄せる零碎の金を國家に與へむとする小商人、教員、牧師、醫學生等なるや未だ知るべからず。本年一月五磅大藏證券を購入せむが爲め郵便局に殺到したる群集の多數が中流階級に屬せるは疑

なき事實にして、又貸銀支拂と引換へに證書證券を交付する設備ありし大工場に於ては多數の職工が軍事公債を購入したることも明白なり。然れども之を以て總ての職工が投資したりと云ふを得ず、或工場に於ては百二十名の職工中證書一枚を購入したる者僅に三人に過ぎず。余自身の知れる多數の労働者中五磅大藏證券を買ひしものなく、一枚の軍事公債を購入したる一水夫ありしのみ。是等證書證券の發行は労働者の節約を計るを目的とせるものにして、尙且つ此の如き結果のみ。

昨年中貯蓄銀行に於ける預金の増加なかりしと共に、儉約組合、建物協會、其他の節儉の奨励を目的とする、團體の方面に於ても、大なる業務の擴張なかりき。千九百十四年五月、即ち戦争前に屬し開戦と共に貸銀の騰貴したる際に郵便貯金の預金は一億九千七十四萬磅に達し、公債投資額は二千六百三十九萬磅に上れり。然るに千九百十五年五月に於て一億九千八百七十五萬磅まで増加したる預金は同年十二月には一億八千五百七十九萬磅に減じ、公債投

貯蓄機關  
も甚微振  
はす  
郵便貯金  
の減少

財産保管  
銀行等亦  
振はず

資額も亦二千四百十三萬磅に減少したり。然れども此減少は労働者の節約とは何等の交渉を有せず。何となれば二分五厘の郵便貯金より四分五厘の軍事公債に乗り替ふるが如き原因存し、且つ郵便貯金は専ら労働者の貯蓄機關にあらずして社會の各種の階級が之を利用せるものなればなり。

都市に於ける労働者の貯蓄機關たる財産保管銀行の昨年中の精確なる統計は未だ知るを得ざるも、昨年度その事業を擴張したるものあり、隨て預金者數及預金額共に多少の増加を見たるは明かにして、其著しきものはヨークン・ナイアにあり。然れども其増加したる金額は豫想したる程大ならず、其他國民貯金組合の成績も亦之と同一の狀況を示せり。全國を通じて貸銀の増加したるに拘らず、生活費の昂騰ありたりとは云へ、預金高の増加せる銀行なく、管に増加せざるのみならず、その或ものに至ては却て減少せるあり、貯蓄銀行の顧客の戦前よりは減少したるものあり。集金銀行には、昨年中行員が罷免したるにも拘らず尙成績の不良なるもの多し。